

令和5年（2023年）11月13日（月曜日）

第 4 号

令和5年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)11月13日(月曜日)

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

鈴木一磨君

武市尚子君

水間健太君

木葉淳君

村田光成君

太田憲之君

笠井龍司君

白川祥二君

中野渡志穂君

真下紀子君

平出陽子君

村田憲俊君

農政部長 水戸部 裕君

農政部長
食の安全推進監 野崎直人君

農政部次長 山口和海君

食の安全推進局長 野口正浩君

生産振興局長 牧野充君

農業経営局長 小原啓吾君

農村振興局長 高崎悟君

農政部技監 大西峰隆君

競馬事業室長 安田貞彦君

技術支援担当局長 山野寺元一君

活性化支援担当局長 鹿野訓久君

農政課長 大浦正和君

政策調整担当課長 小谷馨一君

競馬事業室参事 木村良君

農業付加価値向上
担当課長 竹内伸康君

農産振興課長 花岡弘毅君

畜産振興課長 黒島誠計君

技術普及課長 鈴木章代君

農業環境担当課長 庄司好明君

技術普及課
首席普及指導員 松井克行君

農業経営課長 佐々木秀弥君

農地調整課長 内藤智之君

農村設計課長 磯嶋光世君

農村計画課長 鈴木仁志君

農地整備課長 槇研一君

経済部長 中島俊明君

経済部観光振興監 槇信彦君

経済部食産業振興監 仲野克彦君

経済部
ゼロカーボン推進監 今井太志君経済部次長
兼経済企画局長 佐藤秀行君

食関連産業局長 林優香君

観光局長 近藤広秋君

地域経済局長 磯部政志君

産業振興局長
兼スタートアップ
推進室長 伊藤雅実君

資源エネルギー局長 兼風力担当局長	西岡孝一郎君	新エネルギー 担当課長	岩崎法彦君
労働政策局長	鶴蒔徹君	中小企業課長	菅野則彦君
経済企画局次長	石丸幸夫君	金融担当課長	佐々木浩司君
アドベンチャートラベル 担当局長	後藤知佳子君	地域商業担当課長	木戸正典君
地球温暖化対策 担当局長	西清人君	産業振興課長	安彦史朗君
ゼロカーボン産業 担当局長	川畑千君	立地担当課長	石川孝範君
産業人材担当局長	岡本拓司君	エネルギー政策 担当課長	篠原裕史君
総務課長兼 経済政策担当課長	上野修司君	雇用労政課長兼 働き方改革推進室長	佐川泰隆君
経済企画課長	佐藤正人君	就業担当課長	赤川遼君
経済企画課参事	佐藤匡法君	産業人材課長	堀内一宏君
食ブランド担当課長	工藤弘行君	職業訓練担当課長	瀬賀聡君
観光振興課長	藤田栄一郎君		
観光地づくり 担当課長	新田清文君	議会事務局職員出席者	
誘客推進担当課長	大須賀康高君	議事課主幹	三上健治君
アドベンチャートラベル 担当課長	輿水昌明君	議事課主査	福井宏次君
地球温暖化対策 促進担当課長	樋口知己君	同	青柳和彦君
ゼロカーボン産業 課長	安彦秀徳君	同	甲斐友規君
		同	馬場貴史君
		同	杉崎正君
		同	澤田真一君

午前10時1分開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔福井主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

木葉 淳 委員
中野渡 志穂 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○久保秋雄太委員長 11月10日に引き続き、農政部所管部分に関わる質疑の続行であります。

白川祥二君。

○白川祥二委員 おはようございます。

令和4年度決算について、農政部所管についてお伺いさせていただきます。

まず、農政部予算の決算状況についてでありますけれども、令和4年度の決算資料を確認させていただきましたが、多額の執行残がある事業が幾つかありましたので、以下、順にその理由を確認していきたいというふうに思います。

まず、流通対策費でありますけれども、食育や北海道産農畜産物の愛食運動、農業の6次産業化及び道産農畜産物の輸出拡大に対する支援などを行う流通対策費において、予算現額が11億3650万1000円のところ、決算額が6億4818万4299円と4億8000万円余りの執行残が発生していますが、その理由と、直近3か年の決算状況についても併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 農業付加価値向上担当課長竹内伸康君。

○竹内農業付加価値向上担当課長 流通対策費の決算状況についてであります。流通対策費は、輸出先国の衛生基準を満たすための施設整備などを支援する輸出対応施設等整備事業がその大部分を占めており、令和4年度においては、輸入部品の納入の遅延や作業員の確保が困難であったことなどにより、2億3200万円を次年度に繰り越したほか、事業実施の延期や他の補助事業の活用、ウクライナ情勢の影響による要望の取下げ等に伴い、2億4700万円の不用額が生じたところでございます。

なお、過年度の流通対策費の執行残については、2年度は、繰越額が3億2300万円、不用額が34億4200万円、3年度は、繰越額が3億3000万円、不用額が11億700万円となっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 今お聞きしますと、2年度の不用額が34億4200万円、3年度の不用額が11億700万円と、その多い理由はどのようなことでしょうか。

○竹内農業付加価値向上担当課長 2年度及び3年度の決算状況についてでございますが、2年度、3年度においても、事業実施の延期といった4年度と同様の理由により、要望の取下げが多く、不用額が大きくなっております。

加えて、2年度については、本事業が元年度の補正予算で新たに措置されたため、要望額に基づき予算措置した後に、採択条件を満たすことができないことが判明し、要望の取下げを行った大規模な事案が複数確認されるなどの理由により、さらに不用額が大きくなっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 延期したというか、取り下げたというのは、その辺はちょっと分かりませんが、それでもね。

次に、農地調整対策費について伺います。

農地の管理関係の調整を行うため、市町村農業委員会や道農業会議の運營業務に助成を行う農

【第2分科会 11月13日 第4号】

地調整対策費においても、予算現額が12億51万7000円のところ、決算額が10億1468万4792円と1億8000万円余りの執行残が発生しています。その理由と、直近3か年の状況も併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 農地調整課長内藤智之君。

○内藤農地調整課長 農地調整対策費の決算状況についてでございますが、農地調整対策費のうち、農業委員会が行う担い手への農地の集積・集約化など、農地の最適化活動を支援する国の農地利用最適化交付金につきまして、令和4年度途中に積算方法が変更され、各農業委員の活動経費に対する定額交付から、当該年度の各農業委員の活動日数などに応じた積算となったため、国からの交付金額の決定が年度末となり、見込んでいた当初予算よりも交付決定額が下回ったことから1億8600万円の差額が生じたものであります。

なお、2年度の不用額は3500万円、3年度は1億1600万円となっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 今のお答えは、2年度の不用額が3500万円、これは通常起こり得ることだと思いますけれども、3年度の1億1600万円は今年と同様に多いと思いますが、その理由は何でしょうか。

○内藤農地調整課長 令和3年度の決算状況についてでございますが、農地調整対策費のうち、農業委員会が農地等の出し手、受け手の意向等を効率的に把握するためのタブレット導入を補助する国の情報収集等業務効率化支援事業につきまして、国において、令和3年度予算から4年度予算への繰越しが行われ、予定していた国からの補助金が交付されなかったことなどから、計上していた予算と1億1600万円の差額が生じたものであります。

以上でございます。

○白川祥二委員 分かりました。

次に、担い手対策費について伺います。

農業の担い手の確保及び定着は、喫緊の課題であります。そのために、就農促進セミナーや女性農業者資質向上研修などの開催や、次世代を担う農業者となることを目指す者に対する資金などを交付する担い手対策において、予算現額は16億8561万7000円のところ、決算額は14億6496万9276円と、2億2000万円余りの執行残が発生しております。その理由と、直近3か年の状況も併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 担い手対策費の決算状況についてであります。担い手対策費の多くを占める農業次世代人材投資事業は、就農に向けた研修や経営開始に必要な資金の交付に加え、令和4年度からは、機械、施設の導入に対して交付する事業の拡充がなされたところです。

4年度は、本事業において、交付決定後、研修途中で就農を断念した事案や、就農してから所得要件を上回る所得を上げたことにより、交付要件から外れた事案のほか、特に近年は、新型コロナウイルスの影響により予定時期に機械などが導入できず、申請を取り下げる事案が多く発生しましたことから、交付金額が当初の計画よりも減少し、2億2000万円の不用額が生じたところです。

なお、同様の理由によりまして、2年度の不用額は1億1300万円、3年度は1億1000万円となっています。

以上です。

○白川祥二委員 今、4年度の研修途中で就農を断念した事案があるということですがけれども、所得要件のことは分かるのですけれども、就農を断念した要件というのはどのようなことが考えられるのでしょうか、お願いします。

○鈴木技術普及課長 就農を断念した要件ではありますが、御家庭の事情により営農が継続できなくなる見込みですとか、健康上の理由によりまして就農を断念した理由があるというふうに把握しております。

○白川祥二委員 分かりました。

次に、決算額の認識について伺います。

いずれの予算も、それぞれの理由で執行残が生じたとの答弁でありましたが、国の補正予算対応や補助金交付先の事情など予算管理が複雑化しており、執行残を減らすことが執行上難しいことは十分理解できますが、決算特別委員会の委員としては、貴重な道予算の執行残を極力減らすようお願いしたいと思っております。農政部長の認識を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 予算の執行残についてであります。本道農業・農村は、農家戸数の減少や高齢化の進行に加えまして、物価高騰の影響など多くの課題を抱える中で、農業者の方々が安心して営農できる環境づくりに向け、予算を適切かつ効率的に執行することが重要であると考えてございます。

こうした中、新型コロナウイルスの影響などによります予期せぬ事態や、事業実施主体の事情による事業の中止や変更などによりまして執行残が生じているところでございますが、道としては、事業実施主体に対する事業内容の周知をはじめ、適切な計画づくりの指示、助言などによりまして実効性の担保を図りますとともに、道執行分につきましても計画的な執行管理に努め、限られた貴重な予算を有効に活用してまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 よろしく願いいたします。

次に、農業・農村整備について伺います。

北海道農業の危機とも言われている農業者の担い手不足や高齢化、そして、近年は、世界的な食料需給の逼迫、頻発する自然災害、さらには、飼料、肥料等の諸資材の高騰と、農業を取り巻く情勢が一段と厳しさを増す中で、食料の安全保障の観点からも、本道の農業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給基地として農作物を安定的に供給していくためには、農地などの基盤整備は欠かせません。

そこで、以下、何点か伺います。

まず初めに、基盤整備は、全道各地で営農形態に合わせた整備を進められていると承知してい

【第2分科会 11月13日 第4号】

ますが、整備の推進には、何よりも国費予算の確保が重要と考えますが、近年の推移はどのようになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農村設計課長磯嶋光世君。

○磯嶋農村設計課長 農業・農村整備関係予算についてでございますが、道に措置されました国費予算額の過去5か年の推移は、前年度の補正予算と当初予算を合わせまして、平成30年度が453億円、令和元年度が539億円、2年度が566億円、3年度が535億円、4年度が511億円となっております。地域からの要望に応え、計画的に基盤整備を進めるための予算がおおむね確保されている状況となっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、水田地帯の整備の状況について伺いますけれども、水田地帯においては、作業の効率化に向けた大区画化をはじめ、農地の排水対策の整備が進められております。

水田地帯における区画整理と暗渠排水について、整備の実績がどのようになっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農地整備課長槇研一君。

○槇農地整備課長 水田地帯の整備の状況についてであります。道営事業により過去5か年間で整備された水田は、区画整理では、平成30年度が2700ヘクタール、令和元年度が2700ヘクタール、2年度が2800ヘクタール、3年度が2500ヘクタール、4年度が2200ヘクタールとなっており、暗渠排水では、平成30年度が2800ヘクタール、令和元年度が2700ヘクタール、2年度が2700ヘクタール、3年度が2400ヘクタール、4年度が2000ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○白川祥二委員 先ほどの国費予算の推移で、平成30年度が453億円、令和元年度が539億円と大幅に増加し、2年度が566億円、3年度が535億円、そして4年度が511億円と、最大55億円も減額となっております。

そのことと同様に、ただいまお答えになった区画整理と暗渠排水の実績も減少していますが、その理由をお尋ねします。

○槇農地整備課長 整備面積が減少した要因についてでございますが、国費予算が減少したことに加えまして、労務単価や資材価格の高騰による工事費の上昇が影響しているものと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 それは当然なのでしょうけれども、2年度が566億円、4年度が511億円、最大55億円の減額ですが、3か年の国費予算が大幅に増えている、そして、区画整理及び暗渠排水も同様にそういうことで施工面積が増えていた、その理由は何かということを知りたいです。

○磯嶋農村設計課長 国費予算が令和元年度から3年度にかけて増えている要因についてでございますけれども、補正予算につきましては、T P P 関連対策がほかの年度と比べまして大き

く配分されたことに加えまして、令和元年度と2年度の当初予算につきましては、国土強靱化が上乘せで措置されたことから予算規模が大きくなっている状況でございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 まさしく国土強靱化がこういうことで出来上がったということでもありますから、我々生産現場としては、さらなるそういうものを必要としているということだけは伝えておきます。

次に、整備の効果について伺います。

区画整理と暗渠排水の整備の実績を伺いましたが、具体的にどのような効果が出ているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農村計画課長鈴木仁志君。

○鈴木農村計画課長 基盤整備の効果についてであります。道が実施した調査によりますと、大区画化を行った水田では、水稻の水管理の省力化や機械作業の効率化により、年間作業時間が2割削減することが確認されたほか、地域からは、スマート農業の導入が可能になるといった声が寄せられております。

また、暗渠排水を整備した水田では、排水性の改善により、水稻や小麦などの収量が1割から2割増加するほか、ブロッコリーなど新たな作物の導入が可能になるといった声も寄せられております。

このほか、暗渠管を活用した地下かんがいでは、干ばつ時における土壌への水分供給によって発芽が促進されるなど、大豆の収量が未整備圃場と比べて3割増加することが確認されております。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、効果が十分発揮されているということでもありますけれども、私も農業生産現場でありますので、近年の高温多湿、大雨、特に本当に局地的な豪雨、このことに対する排水対策が一番重要でありました。水田ではいいのでしょうけれども、やはり、転作していますから、まず、我々生産現場では、何はともあれ、一に排水、二に排水、三に排水、四に排水と、それぐらい排水対策をして、湿害を軽減しなければならないということでございますので、よろしくをお願いします。

次に、諸物価高騰などについて伺います。

近年、人件費や工事用諸物価が高騰していると承知していますが、直近の上昇率と、基盤整備事業にいかなる影響を与えているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農村振興局長高崎悟君。

○高崎農村振興局長 基盤整備による影響についてであります。例えば、委員の地元である空知管内の由仁町では、農地の排水性の改善によりパレイショやスイートコーンなどの高収益作物の導入が可能となるとともに、農地の大区画化により農作業の省力化が図られ、その余剰労働力を活用して加工品を開発し、6次化に取り組んでいる事例が見られるほか、長沼町では、農地の

排水性の改善により新たに子実用トウモロコシの栽培が可能となり、濃厚飼料として畜産農家へ供給するとともに、食品加工用として全国の食品メーカーに販売するなど、新たな取組にチャレンジしている事例が見られています。

このほか、道内には、基盤整備を契機に、スマート農業の導入促進や、新たに特産品の生産などを通じて農村地域の活性化が図られた事例が数多く確認されており、道といたしましては、農業・農村整備が、本道の農業の生産力、競争力の強化はもとより、農村地域の振興にも大きく貢献しているものと認識しております。

○白川祥二委員 今、農村振興局長がお話ししてくれたのは、次の質問の答えなのですけども、それはいいです。

要するに、近年の人件費高騰と諸物価高騰によって、この上昇率と、基盤整備事業にどのような影響を与えているのかという単純な話なのです。そこだけ先に聞きたかったのです。

○高崎農村振興局長 失礼いたしました。

基本的には、国費の減とか、そういうことについては非常に大きな影響を与えております。また、整備量につきましては、資材費の高騰、労務費の単価によって大きな影響を受けて、従前の予算では同じ規模の整備ができないという状況になっております。

この辺については、十分に考えて予算を要求していかなければならないということで、本年についても国のほうに要請をしている状況であります。

○白川祥二委員 最後の質問に行きます。

今後の進め方について伺います。

予算の状況や整備の実績、効果を伺ってまいりましたが、近年の物価高騰や人材不足などの影響により、労務費や資材費が増加し、地域が求める計画的な整備への影響を、農業生産現場はもとより、整備事業者が懸念しております。

本道農業が今後も我が国最大の食料供給基地としての役割を果たしていくためには、人件費や諸物価高騰分を組み入れた基盤整備を着実に進めていくことが重要であると考えます。

今後、計画的な整備に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 農業・農村整備の今後の進め方についてでございますが、近年、農家戸数の減少や高齢化、資材の高騰など、農業をめぐる情勢が大きく変化をする中、本道が安全、安心な食料を安定的に供給するためには、農業の生産力と競争力の強化や、農村の活性化に不可欠な農業・農村整備の計画的な推進が重要であると考えてございます。

こうした中、地域からは、先ほど委員からも強くお話のありました排水対策をはじめ、スマート農業の導入を容易とする農地の大区画化など、多くの整備要望が寄せられているところでございまして、道としては、地域が望む整備を着実に実施していくため、関係団体と一体となって、労務単価や資材価格の高騰を踏まえた必要な予算の確保を国に強く求めていくほか、農家負担の軽減にも努めながら、農業・農村整備を計画的に推進し、生産性が高く活力のある本道農業・農村の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、本道農業生産技術と品種改良などについて伺います。

本道農業・農村は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件や泥炭地などの土地改良によって、今日まで国内の食料供給基地としての地位を確立してきたところです。農業技術指導や品種改良は、農業試験場と農業改良普及センターにより、病虫害に強い品種、良食味の開発、特に冷害対策などでは、稲の深水管理などの技術を確認してきたところであります。

本年の作物の生育状況は、おおむね順調との報告を受けていましたが、記録的な猛暑などの影響により、米では白未熟粒が多く発生、てん菜などは褐斑病が発生するなど、とても豊作年であったとは言えない状況にあると思われま。来年で降も、高温や異常降雨などの傾向が続く懸念もあります。今後の技術指導や環境に適応した品種改良について、以下、伺います。

まず、本年の農作物の生育状況について伺います。

本年の農作物については、一部の作物を除き、ほぼ収穫は終了し、米、大豆などは乾燥、調製などが行われている段階であります。今年度の農作物の生育状況をどのように認識しているのか、まず見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課首席普及指導員松井克行君。

○松井技術普及課首席普及指導員 農作物の生育状況についてであります。今年度は、春以降、道内全域で平年を上回る記録的な高温が続いたことなどにより、水稲は平年より10日早く、秋まき小麦やバレイショ、タマネギは6日、大豆、てん菜は7日、それぞれ生育が早く進み、いずれも平年より早く収穫を終了しております。

一方で、高温多湿の影響により、地域や圃場によって、水稲では白未熟粒が発生し、また、てん菜では褐斑病が平年より多く発生し、野菜類では発育不良や変形などの障害が見られたところがございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、生育状況を伺いましたけれども、猛暑に加え、高温、曇天、雲天の影響により収穫物にはどのような影響があったのか、伺います。

○松井技術普及課首席普及指導員 先ほど農作物の生育状況について御説明いたしましたが、さらに詳しく説明いたしますと、猛暑による農作物への影響について、農業改良普及センターからは、地域や圃場によって差があるものの、水稲では、例年よりも白未熟粒などが多く、それが色彩選別機などで除かれ、歩留りが低下しているほか、タマネギでは小玉や日焼け球、ブロッコリーではつぼみの異常などがそれぞれ発生し、そのほかの野菜でも生育不良や変形などが生じていると聞いております。

また、豆類では、花の落下や成熟のばらつきなどによる収量の減少や品質の低下が見られ、てん菜では、褐斑病の多発や、夜温が高い影響により糖度の低下が懸念されている状況にあります。

以上でございます。

○白川祥二委員 先日、農水省が発表した北海道の米の作況は104ということでしたが、とてもとても、我々生産現場から見ればどういう見方をしているのだというような思いでいるのが事実でありまして、実感として、私たち生産現場では、まず100はいかないというのが現実だというふうに思っております。そのことも踏まえながら、今、ちょっと作況も聞いたところであります。

次に、道内での病虫害などの発生状況について伺います。

記録的な猛暑により、農作物の病気や病虫害の発生も多かったと聞いていますが、今年の特徴はどのように分析しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農業環境担当課長庄司好明君。

○庄司農業環境担当課長 病虫害の発生状況についてでございますけれども、道では、病虫害防除所において、道総研農業試験場及び農業改良普及センターの調査や気象情報などに基づき、病虫害の発生状況や今後の予測、必要な防除対策などについて、病虫害発生予察情報として取りまとめ、関係機関・団体に提供しております。

本年の病虫害の発生状況を見ると、てん菜の褐斑病や小豆のノメイガ類、ブロッコリーの黒すす病が多く発生しております。これらの要因としては、6月から9月にかけて、記録的な高温となり、平年より降水量が多かったことなどから、例年より、病虫害の発生時期が早く、病虫害が発生しやすい条件となったためと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、猛暑に対応した技術指導や品種改良について伺います。

米の白未熟粒の発生やてん菜の褐斑病の多発などが見られましたが、猛暑に対応した農業技術指導の課題や、環境に対応した品種改良をどのように認識しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 営農技術指導における課題などについてであります。道総研農業試験場の研究では、地球温暖化により、2030年代の道内は、平均気温の上昇と降水量の増加や日照量の減少が予測されておまして、作物によっては、生育不良や病虫害が多発し、減収や品質低下が懸念されているところでございます。

このため、道といたしましては、今後の営農技術指導に向けまして、本年の高温などによります農作物への影響や生育に関します要因を解析した上で、それらを踏まえた今後の技術対策につきまして検討を進める必要があるものと認識しております。

また、品種の開発につきましては、道総研農業試験場と連携しまして、今後、多発が懸念されます病虫害に強い品種の開発や、効果的な防除対策の試験研究を進めていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 本当に、高温多湿の状況下でも優良な作物が育つような品種改良が望まれていると思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、今後の農業技術指導や環境に対応した品種改良について伺います。

これまでの道の農業技術指導は、米については、冷害対策と良食味米が至上命題、畑作物に至っては、北海道特有の冷涼、適湿度の環境を生かした畑作物生産が可能でしたが、今年のようなゲリラ豪雨や高温多湿対策も主要事項として考えていく必要があると思います。

今後、激変する環境変動に対応した道の農業技術指導、及び、高温多湿など環境に適応した品種改良が必要と思いますが、所見を最後に伺います。

○水戸部農政部長 今後の営農技術指導などについてであります。近年、猛暑やゲリラ豪雨、降ひょうなど、異常気象が続く中、本道農業・農村が持続的に発展していくためには、こうした気象の変化に対応した適時適切な技術指導や品種の開発が重要であると認識をしております。

このため、道では、気象情報などを踏まえ、普及センターを通じ、適切な水管理や防除対策などに関する臨時の営農技術情報を発出するとともに、土壌に亀裂を入れ、排水性を向上させる対策など、きめ細やかな営農技術指導を実施するほか、道総研農業試験場と連携をし、水稻やてん菜など、病害虫に強い品種の開発や、高温により発生する病害虫防除対策の試験研究に取り組んできたところでございます。

道としては、今後とも、こうした取組を進めながら、近年の高温などの環境の変化にも対応し得る足腰の強い本道農業・農村の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○久保秋雄太委員長 白川委員の質疑は終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 通告に従いまして、農政部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、食料自給率について伺います。

現在、国において食料・農業・農村基本法の見直しが議論されております。食料の安全保障の観点からも、食料の国内自給を高めることは最も重要なことと認識しております。そのような中で、本道農業の役割はますます重要なものと考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、国内の食料自給率の近年の推移についてであります。生産額ベースと供給熱量ベース、それぞれ伺います。

また、国内の自給率の目標について、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 政策調整担当課長小谷馨一君。

○小谷政策調整担当課長 食料自給率の推移等についてであります。我が国の食料自給率は、統計が開始された昭和35年度の生産額ベースで93%、カロリーベースで79%をピークに低下の一途をたどり、生産額ベースでは、ここ10年、60%台後半で推移していたものの、コロナ禍などに伴う需要の減退や輸入価格の高騰などを背景に、令和3年度は63%、4年度には58%となり、ま

【第2分科会 11月13日 第4号】

た、カロリーベースでは、ここ10年、30%台後半で推移し、令和4年度は3年度と同じ38%となっております。

国内の食料自給率の目標につきましては、国が令和2年3月に策定した食料・農業・農村基本計画において、令和12年度までに生産額ベースで75%に、カロリーベースで45%にそれぞれ高めることを目指しております。

以上であります。

○中野渡志穂委員 大きな目標を立ててくださっておりますが、では、次に、要因分析についてであります。

食料自給率は、目標達成には程遠く、長年低迷しているものと承知しておりますが、その要因をどのように分析しているのか、伺います。あわせて、本道の食料自給率の現状について伺います。

○小谷政策調整担当課長 食料自給率の低下要因などについてであります。我が国の食料自給率は長期的には低下傾向にあり、その主たる要因としては、食生活の洋風化など多様化が進み、国産で需要を満たすことのできる米の消費が減少した一方で、大豆や菜種などを原料とする油脂類や、飼料や原料の多くを海外に依存している畜産物の消費が増加したことによると考えております。

また、本道の食料自給率につきましては、国が都道府県別の公表を開始しました平成10年度ではカロリーベースで192%であったのに対しまして、令和3年度は、小麦や大豆、生乳といった主要な農畜産物の生産拡大などから、223%と31ポイントの大幅な増加となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 大きな増加ということをお伺いさせていただきました。

次に、本道農業予算の確保についてであります。

本道農業の自給率を向上させるためには、農業農村整備事業をはじめとした農業予算の確保による地域農業への支援の充実が必要だと考えます。

近年の道予算全体に占める農業予算の割合の推移について伺います。

○久保秋雄太委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 農業予算の推移についてであります。世界的に食料の安定供給へのリスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である北海道の役割と期待はますます高くなっており、担い手の育成確保や生産基盤の整備、スマート農業の加速化など、地域農業・農村の体質強化に向けて支援の充実が必要であります。

こうした中、道予算全体に占める農政費の割合は、令和3年度は1745億円で全体の4.8%、4年度は1717億円で全体の4.9%、5年度は2定現計で1298億円、全体の4.1%となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 分かりました。

では、次に、今後の取組についてであります。

農業従事者の高齢化、資材の高騰、国内人口の減少などによる米や牛乳などの消費の減退など、本道農業をめぐる課題は山積しております。来年には、農業の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の見直しが行われ、本道農業の転換点になると私も考えております。

自給率向上に向けた今後の取組を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 食料自給率の向上に向けた取組についてでございますが、農業・農村における担い手の減少や高齢化に伴う労働力不足に加え、海外からの生産資材の調達リスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である本道の果たす役割は大きく、将来にわたって安全、安心で高品質な農産物を安定的に生産し、国民の食を支えていくことが重要です。

このため、道では、担い手の育成確保はもとより、農作業の効率化や省力化に必要な基盤整備の推進、スマート農業の加速化に加え、輸入依存度が高い小麦や大豆、自給飼料などの生産拡大、さらには、新たな需要を取り込む輸出の拡大を積極的に推進することにより、本道農業の生産力と競争力を高め、我が国の食料自給率の向上に最大限努めてまいりたいと考えております。

○中野渡志穂委員 よろしく願いいたします。

次に、女性農業者の活躍支援についてであります。

令和3年に策定された第6期北海道農業・農村振興推進計画におきましても、地域をリードする女性農業者の育成が施策として盛り込まれております。道予算においても、活動事業費が計上されているものと承知しております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、本道における農業就業人口に占める女性の割合の推移について伺います。

○久保秋雄太委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 農業就業人口に占める女性の割合についてであります。本道における農業就業人口は、令和4年2月1日現在で7万3400人となっており、このうち、女性は3万2700人と45%を占め、令和4年までの最近5か年についても、その割合は、各年、45%で推移しています。

○中野渡志穂委員 半分に届かない状態にあるようでございますけれども、次に、家族経営協定の締結について伺います。

女性が農業経営や地域社会に積極的に参画するためには、家族の理解が重要であります。家族内での役割分担や就業条件を取り決める家族経営協定の締結は重要な取組と認識しております。

そこで、道内の家族経営協定の締結状況と道の認識を伺います。

○久保秋雄太委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 家族経営協定の締結状況などについてであります。家族経営協定は、家族内での十分な話し合いに基づき、今後の経営方針や経営における役割分担、給与や労働時間などの就業条件などを取り決めるものであり、令和4年2月1日現在の道内における主業農家2万1300戸のうち、約2割の5300戸で家族経営協定が締結されています。

【第2分科会 11月13日 第4号】

道といたしましては、女性が農業経営や地域社会に積極的に参加し活躍する上で、家族経営協定の締結は重要な取組と認識しており、今後も協定の締結促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 2割ということで、もうちょっと頑張ってもらいたいなと思っております。そしてまた、重要な取組であるとも思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に、道内での農業委員会や農協役員への女性の就任状況と、全国平均と比較してどのような状況になっているのか、伺います。

○鈴木技術普及課長 農業委員などへの女性の就任状況についてであります。令和5年3月31日時点で、道内の170農業委員会の2279名の農業委員のうち、女性は191名で、その割合は8%と、全国平均の13%より5ポイント低い状況になっています。

また、農業協同組合についても、道内の99総合農協の1471名の役員のうち、女性は29名で、その割合は2%と、全国平均の10%よりも8ポイント低い状況となっています。

○中野渡志穂委員 こういったところを見ましても、北海道の中で女性の農業者が活躍するというのは、まだまだこれから力をつけていきたいな、課題が大きいなというふうに数からも考えるところですけども、次に、今後の取組について伺います。

女性農業者の能力発揮などによる本道農業の発展や、地域活性化に向けた地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成の環境づくりなど、息の長い取組が必要であると考えます。

道は、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 今後の取組についてでございますが、本道農業・農村が持続的に発展をしていくためには、農業従事者の約半数を占める女性農業者の方々に対し、農業経営や地域社会に参画する機会を提供しながら、地域のリーダーとなり得る人材として育成していくことが重要であると考えてございます。

このため、家族経営協定の締結の促進をはじめ、女性農業者を対象とした経営管理や生産技術の習得などに向けた研修を実施するとともに、地域における女性農業者のネットワークの強化や女性グループ活動の交流に取り組んでいるところでございます。

道としては、関係機関・団体と連携をし、引き続き、女性農業者の農業委員や農協役員、指導農業士などへの登用を進めながら、女性農業者の方々が能力を発揮し、生き生きと活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

私は、常呂町に視察でお伺いしまして、女性農業者の皆さんが輪をつくって、一緒にお料理を作って、自分たちの作った農作物などを調理して懇談をしながら食されている姿は、本当に和やかで、また夢を持っておりまして、後継者もしっかりと育てているという姿を見て、こういう輪を大切にしながら、何とかこの支援を手厚くしていくことによって、これがもうちょっと大きな

力強い輪になるのではないかという期待を大変大きくいたしました。

そこにJAの皆さんもバックアップをしてくださっている体制がありまして、そういうふう
に、地域を挙げて、農業の専門家の方々とも連携をしながら、行政の方々にもお力添えをいた
だきながら、ぜひ、女性農業者が増えていくように、そして、子育てや介護などもやりながら、地
域全体が活性化できるように、どうかよろしく願いいたします。

次に、道内農業分野における外国人材の受入れ状況についてであります。

道内の人口が減少する中、農業における外国人材の地域への貢献は欠かすことができないもの
となっております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、農業への外国人材の受入れ状況について、その推移と主な在留資格や国籍別について伺
います。

○久保秋雄太委員長 農業経営課長佐々木秀弥君。

○佐々木農業経営課長 外国人材の受入れ状況についてでございますが、北海道労働局の統計に
よりますと、道内の農業分野で受け入れております外国人労働者数は、各年10月末現在で、令和
2年は3447人、3年は3758人、4年は4229人と年々増加しております。

また、令和4年度で見ますと、在留資格別では、技能実習生が57%と最も多く、次いで特定技
能外国人が19%となっており、国籍別では、ベトナムが42%と最も多く、次いで中国が19%、フ
ィリピンが12%、インドネシアが9%となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 年々増えているということでございますけれども、では、次に、一時的に国
内に滞在している外国人技能実習生についても、公的年金の加入が義務づけられていると承知し
ておりますが、道の認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 農業経営局長小原啓吾君。

○小原農業経営局長 外国人技能実習生の公的年金への加入についてでございますが、公的年金
制度は、日本に滞在する技能実習生も、日本人と同様に、一定の障がいや死亡により、本人や家
族の生活が困難になるリスクに備えるため、国籍を問わず加入する義務があり、技能実習生の方
々とその家族の生活の安定を図るためにも重要な制度であると認識しております。

なお、技能実習生の方が帰国するため、公的年金から脱退する場合には、年金への加入期間が
6か月以上であることなどを条件としまして、脱退一時金を受け取れる制度が措置されているも
のと承知しております。

以上です。

○中野渡志穂委員 大切な制度であることが分かりました。ぜひ、進めていただければと思いま
す。

次に、門別競馬場での環境などについてでありますけれども、日高管内には、技能制度によ
り、多くのインド人が軽種馬牧場やその調教施設などで働いていると承知しております。

道農政部が所管するホッカイドウ競馬門別競馬場においても、多くの外国人が従事しているとのことでありますが、外国人厩務員の待遇や労働環境などの現状を伺います。

○久保秋雄太委員長 競馬事業室参事木村良君。

○木村競馬事業室参事 外国人厩務員の労働環境などについてでございますが、日高管内を中心とする軽種馬産業では、生産者の高齢化や規模拡大に伴い労働力が不足する中、動物の調教を職種とする技能ビザを活用し、多くの外国人が軽種馬生産に携わっており、門別競馬場で競走馬の飼養管理や調教に従事する厩務員の確保につきましても、技能ビザで在留資格を取得したインド人など、馬の扱いに慣れている外国人に大きく頼っている状況でございます。

このような中、外国人厩務員は、日本人と同じ労働条件で業務に従事しておりますが、言葉や生活様式、文化などに違いがあることから、翻訳機の活用や日本語教室の開催などによりコミュニケーション力の向上を図りますとともに、外国人向け食堂の開設、日頃の生活相談への対応など、外国人厩務員が働きやすい労働環境の向上に努めているところでございます。

以上です。

○中野渡志穂委員 大変重要なことだと思っております。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、門別競馬場での今後の進め方についてであります。

ホッカイドウ競馬を安定的に運営していくためには、外国人厩務員の存在は欠くことができない貴重な人材であるわけですが、今後とも、外国人厩務員の方々に安定的に安心して働いていただくため、労働環境や生活環境の改善に向けて今後どのように進めていくのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 競馬事業室長安田貞彦君。

○安田競馬事業室長 外国人厩務員に対する今後の対応についてでございますが、ホッカイドウ競馬が今後とも安定的に運営していくためには、競走馬の飼養管理や調教を行う厩務員の役割は大きく、日本人厩務員の確保が難しい中であって、外国人厩務員の安定的な確保は重要でございます。

このため、道といたしましては、職業紹介事業者でありますエージェントや地元の町、警察署などの関係機関と連携しながら、日本語講習や交通ルールの学習、公正競馬の知識習得といった研修会を開催するとともに、厩舎や住宅の整備を計画的に進めるなど、外国人厩務員の方々が安定的に業務に従事し、安心して生活できるよう環境を整えてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

では、次に、今後の取組について伺います。

農業分野での人手不足が課題となる中、雇用人材を確保していく上で、外国人材の活用がますます重要となるものと考えます。

道として、今後どのように外国人材の確保に向けて取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 外国人材の確保に向けました今後の取組についてでございますが、人口減少や高齢化の進行などにより人手不足が懸念をされる中、本道農業・農村が持続的に発展をしていく

ためには、外国人などの多様な雇用人材の確保に向けた取組が重要であると考えてございます。

このため、道では、農業団体と連携し、外国人の方々が働きやすい環境づくりを進めるため、農業者向けのセミナーの開催やガイドブックの作成などにより、受入れ側の労務管理に対する認識の向上を図るとともに、特定技能外国人を酪農ヘルパーとして雇用するモデル事業の実施などにより、受入れの際の課題整理やノウハウの蓄積を進めているところでございます。

道としては、酪農ヘルパー組合などと連携をし、整理した課題への対応策などを検討した上で、今後の就労環境の改善に役立てるとともに、引き続き、関係機関・団体と一体となって、受入れ側への経営相談会の開催や専門家の派遣などを通して、働きやすい職場環境づくりに取り組みながら、外国人など多様な雇用人材の円滑な受入れに努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

次に、種苗法についてであります。

新たに開発された品種の保護のための品種登録制度や、品種の流通の適正化を図ることを目的とした種苗法が先般改正され、令和4年4月に完全施行されたところと承知しております。

これは、米や麦などの種子の安定供給を目的とし、平成30年に廃止された主要農作物種子法とは別のものでありますが、品種開発を行った育成者への権利の侵害や、指定種苗の不適切な流通を防止する上でも重要な法律であると考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、種苗法の改正概要について伺います。

○久保秋雄太委員長 農産振興課長花岡弘毅君。

○花岡農産振興課長 改正種苗法についてであります。種苗法は、新たに開発した品種を知的財産として保護することを目的としていますが、近年、我が国の優良な品種が海外に持ち出され、他国で増産される事例が発生したことなどを背景としまして、国は、令和2年12月に一部を改正したところであります。

主な改正内容は、道総研などの育成者権者が、品種登録出願時に利用条件を付せば、意図しない国や地域での栽培を制限できることをはじめ、農業者が収穫物の一部を種苗として利用する、いわゆる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこと、また、出願料及び登録手数料の引下げや育成者権の侵害立証を行いやすくする制度などが措置されたところです。

以上です。

○中野渡志穂委員 では、次に、道立総合研究機構、いわゆる道総研において、育成者権を有している登録品種の状況について伺います。

また、登録品種の育成者権侵害に関する直近の事例について、併せて伺います。

○花岡農産振興課長 道総研の登録品種の状況などについてであります。道総研は、開発した品種の育成者権を保護するため、種苗法に基づく品種登録を行っており、本年8月現在の登録品種数は、稲が13品種、小麦や豆類などの畑作物が33品種、タマネギなどの野菜が29品種、果樹や

【第2分科会 11月13日 第4号】

花卉などが9品種、飼料作物が12品種の合計96品種が登録されております。

また、近年、道総研の登録品種の育成者権が侵害された事例としましては、令和4年に、道内の生産者が小豆及び大豆の種子を道総研の許諾なく増殖し、サイト上で販売した事例が1件確認されたところであります。

以上です。

○中野渡志穂委員 では、次に、育成者権の侵害に対する取組状況について伺います。

育成者権の侵害、特に、海外へ流出し、それが逆輸入されるようなこととなれば、北海道の農業全体にとって大きな損害となるものと考えます。

育成者権の保護に関する道の認識について伺います。

○久保秋雄太委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 育成者権の保護についてでございますが、水稻や小麦など、本道で育成された品種が育成者権者の許諾なく栽培されたり、意図しない国へ持ち出されることは、本道農業の振興や知的財産の保護の観点からも大きな損失となります。

また、道では、品種登録制度の周知などの取組を通じて、道総研などが開発した登録品種の海外への流出を防止し、育成者権の適切な保護、活用を図ることは、道産農産物の輸出拡大やブランド化など、本道農業の競争力を強化していく上で大変重要であると認識しております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、今後の対応について伺います。

適正な種苗を利用することで農業者が安心して農作物を生産するとともに、北海道農業の財産とも言える品種を守っていくためには、種苗法に基づく適正な対応が欠かせません。

これに対して、道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○水戸部農政部長 今後の対応についてであります。本道農業が持続的に発展していくためには、農作物の安定生産の基本となり、道民の貴重な財産でもある優良な品種を開発し、これを保護していくことが大変重要であると考えてございます。

このため、道では、道総研などと連携し、本道の気象条件に適した優良品種の開発普及を進めることはもとより、育成者権者に対して種苗法に基づく品種登録制度の周知を図り、優良な品種の保護を進めるとともに、引き続き、関係機関・団体と連携をしながら、種苗法の違反が疑われる事案について適切に対応するほか、生産者の方々に対し種苗の適正な利用の周知徹底を図るなど、育成者権の保護に取り組み、本道農業の生産力や競争力の強化と持続的な発展に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 お願いいたします。

次に、酪農対策についてであります。

配合飼料価格の高騰や国内での牛乳・乳製品の消費低迷などにより、本道の基幹産業である酪農経営は厳しい状況にあると認識しております。

そのような中、国や道では、過去にない規模での対策を実施してきたと承知しておりますが、その実施状況と効果などを伺います。

まず、令和4年度酪農支援対策について、令和4年度において措置されました優良後継牛を確保するための繁殖経費を支援する酪農生産基盤確保対策事業と、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を支援する配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について、事業ごとの予算額と決算額について伺います。

○久保秋雄太委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 酪農支援対策の実施状況についてであります。優良な乳用後継牛を確保するため、繁殖に必要な経費相当を支援する酪農生産基盤確保対策事業は、道内の経産牛43万1100頭を対象に29億3686万円を予算措置したところであり、令和4年度の実績は41万8594頭、28億4644万円となっております。

また、飼料価格の上昇の影響を緩和する配合飼料価格安定制度の加入者を対象に、生産者積立金の全額を支援する配合飼料高騰対策緊急支援事業は、本制度における道内の配合飼料の年間契約数量393万1000トンを対象に23億6024万円を予算措置したところであり、令和4年度の実績は393万268トン、23億5940万円となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、次に、現在の酪農経営の状況についてであります。

今年度に入っても、配合飼料価格の高止まりや、乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の価格低迷などが続く中、乳価などが段階的に引き上げられるなど、業界全体での取組も行われていると承知しております。

現在の酪農経営の状況についての道としての認識を伺います。

○黒島畜産振興課長 酪農経営の状況についてであります。飼料価格の高騰が長期化する中、本年8月の配合飼料の工場渡し価格は9万7502円と高止まって推移しており、また、乳用雄子牛、いわゆるぬれ子価格につきましても、令和5年度の9月までの平均価格は約4万7000円と、個体販売収入の低迷が続いております。

こうした中、令和5年度の乳価につきましては、4月の乳製品向けに続き、8月には飲用向け乳価が引き上げられ、さらには、12月からバターと生クリーム向けの乳価の引上げが予定をされております。これにより、本年度のプール乳価はキロ当たり111円5銭と、昨年度の100円53銭に比べ、約1割の上昇が見込まれる一方で、今年の夏は記録的な高温が続いたことなどによって、暑熱ストレスから乳牛の採食量が落ち込み、生乳生産量の低下が見られるなど、依然として酪農経営をめぐっては厳しい状況が続いていると認識しております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、最後に伺います。

酪農経営の安定化に向けた取組についてであります。

酪農経営は、依然として厳しい経営環境にあると私も思っておりますし、今の御答弁もござい

【第2分科会 11月13日 第4号】

ましたが、今後とも酪農経営が安定的に持続していくためには、輸入飼料価格などの影響を最小限にするための飼料の自給率向上の取組が重要だと考えております。

道の今後の取組を伺います。

○水戸部農政部長 飼料自給率の向上などについてであります。世界的な穀物需要の増加や円安の進行などにより飼料価格が高止まりをする中、本道の酪農経営が将来にわたり持続的に発展していくためには、恵まれた土地資源を生かし、良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進めることが重要であると考えてございます。

このため、道としましては、農業団体などと連携をし、良質な飼料生産の取組事例の普及や、植生の改善による生産性の向上に向けたセミナーを開催するほか、国の事業を活用し、優良品種を用いた計画的な草地の整備改良や、TMRセンターなど営農支援システムの整備、耕畜連携の推進によるサイレージ用トウモロコシや水田地帯における子実用トウモロコシの生産拡大への支援などに積極的に取り組み、自給飼料の生産基盤に立脚した、外的要因に左右されにくい体質の強い酪農経営の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 中野渡委員の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 私は、鳥獣被害対策等について伺ってまいります。

2021年度までの鳥獣による農業被害の推移、及び、被害に対する事業と決算状況について、まずお示し願います。

○久保秋雄太委員長 農業環境担当課長庄司好明君。

○庄司農業環境担当課長 農業における鳥獣被害の推移などについてでございますけれども、野生鳥獣による農業被害は、平成23年度の70億3000万円をピークに減少傾向にあり、令和3年度は54億1000万円とピーク時の8割程度になっているものの、前年度に比べ4億1000万円増加しているところです。

道では、野生鳥獣による農業被害を防止するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が策定した被害防止計画に沿って、国の鳥獣被害防止対策交付金を活用し、捕獲活動や侵入防止柵の整備など、各地域の実態に応じた総合的な取組を支援しております。

なお、令和3年度の道の鳥獣被害防止総合対策交付金の実績は、10億2914万円となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 道の交付金実績は、2年前が7億7000万円ですから、増額されてきているということなのですが、直近で被害が少し広がっている状況が生まれてきています。

今、答弁にあった鳥獣被害防止計画についてなのですけれども、作成している市町村は幾つになっていますか、また、作成していない市町村数とその理由についても併せてお伺いします。

○庄司農業環境担当課長 鳥獣被害防止計画についてであります。令和5年4月現在で、道内179市町村のうち、ほぼ全ての177市町村において被害防止計画を作成しており、残る2町については、農業被害が発生していないことから計画は作成されておられません。

以上でございます。

○真下紀子委員 被害地域では全て作成されているということですね。

それで、農林水産業に係る鳥獣による被害を防止するため、市町村に鳥獣被害対策実施隊がつくられています。計画を作成した市町村のうち、実施隊を設置している市町村数は168自治体と承知しておりますけれども、この実施隊の役割と構成、実施隊員の処遇について御説明願います。

○庄司農業環境担当課長 鳥獣被害対策実施隊についてであります。実施隊は、市町村が鳥獣被害防止特別措置法に基づき設置し、市町村長が、市町村職員から指名、または、対策に積極的に取り組むことが見込まれる者から任命する者で構成され、被害防止計画に沿って、捕獲活動や防護柵の設置といった活動を行っております。

また、市町村職員以外の実施隊員は、非常勤の公務員となり、公務として被害対策に従事し、条例で定める報酬や補償を受けることになっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 この制度は、公務として被害対策に従事することができて、公務災害の適用も受けることができるという非常に優れたシステムになっています。

市町村の条例によりますと、報酬が決められることになっておりますけれども、報酬についてはどのように把握されておりますか。

○庄司農業環境担当課長 市町村条例における報酬についてであります。令和5年4月現在、実施隊を設置している168市町村のうち、条例により市町村職員以外の隊員に対する報酬を定めている市町村は121でございます。うち、日額で定めている市町村は57と約半数を占めているほか、年額、時間や出勤日数に応じて額を定めているケースもございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 報酬がないところもありますけれども、多くが報酬を定めております。

そのほかに、実施隊設置に伴って優遇措置があるわけですがけれども、これはどのようになっているのでしょうか。

○庄司農業環境担当課長 実施隊員への優遇措置についてであります。市町村が実施隊を設置した場合、隊員には、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新などの申請に必要な技能講習や狩猟税の免除、市町村職員以外の隊員への公務災害の適用、さらには、ライフル銃の所持許可の特例として、10年以上猟銃の所持をしなくても許可される優遇措置が講じられております。

以上でございます。

○真下紀子委員 ヒグマの駆除に当たる特定従事者も同様の優遇措置を受けておりますけれども、技能講習が免除されることによって、練習の機会をなかなか確保できずに、当たりにくくなって

いるという情報が私のところにも寄せられておりますので、このところは一つの課題だというふうに感じております。

実施隊員の活動というのはどのような内容になっているのか、伺います。

○庄司農業環境担当課長 実施隊の活動内容についてであります。実施隊は、市町村の定める被害防止計画に基づく活動を行っており、具体的には、猟銃やわなによる捕獲活動をはじめ、有害鳥獣の侵入を防止する防護柵や人里に近づきにくくするための緩衝帯の設置のほか、人里に近づいた有害鳥獣の追い払い、さらには、農業者への指導助言、有害鳥獣の生息状況調査などを実施しております。

以上でございます。

○真下紀子委員 今、市街地周辺に出没した問題熊の捕獲や駆除が大変問題となっております。この被害防止計画と被害の対象について農政部の事業を調べてみたのです。

それで、市街地への侵入に対する駆除にも適用にならないかと思ったわけですが、現在、環境生活部の駆除には全く適用にはならないわけですが、対応しているハンターなどは実施隊と重複していると思われま。

市町村の被害防止計画を見ますと、実施隊の事業として対応できるのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○庄司農業環境担当課長 被害防止計画において対象となる被害についてであります。被害防止計画の根拠法である鳥獣被害防止特別措置法では、鳥獣による農林水産業などへの被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することとしており、実施隊の事業として対象となる被害は、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等への被害とされております。

以上でございます。

○真下紀子委員 被害防止計画の中には、農村地の農業被害に対するだけではなくて、人畜というか、ヒグマやエゾシカのほかに、その周辺に住んでいる人への被害対策としても、この実施隊を適用できるというふうにあるわけですね。ですから、このところは有効に活用することができるのだと考えます。

その観点から、農業被害に対する冬の時期のヒグマの捕獲、駆除で、農業被害が想定される地域では、被害予防対策として、実施隊を非常勤公務員としてその職務に当てるとということが可能ではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○庄司農業環境担当課長 冬期間における実施隊の活動についてでありますけれども、ヒグマ等の有害鳥獣による農業被害の発生が想定される地域においては、被害防止計画に基づき、冬期間に実施隊員を出動させ、被害防止の職務に当たらせることは可能になります。

以上でございます。

○真下紀子委員 計画の中では、多くが、被害の対象は農地・農作物被害と農業従事者等への被害であると記されております。

昨今のヒグマ対策においても、実施隊は重要な担い手と言えらると思ひます。被害予防の観点か

らも期待されると考えますが、部長の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 実施隊の役割などについてであります。ヒグマによる農業被害は近年増加傾向にありまして、農業者をはじめ、関係者の皆様から効果的な対策が求められているところでございます。

こうした中、実施隊は、狩猟をはじめ、箱わなの設置などの捕獲活動、防護柵や緩衝帯の設置、追い払い活動などを行っておりまして、地域においてヒグマの農業被害防止には欠かせない大変重要な役割を担っているものと考えてございます。

このため、道では、庁内はもとより、地域の皆様と連携を図りながら、狩猟免許の受験に向けた出前教室の開催や、箱わなやくくりわな技術の講習会の実施、さらには、ドローンによる生息調査やセンサーカメラによる捕獲の確認といった新しい技術の導入などによりまして、実施隊の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 実施隊がこんなに注目されたことはないと思うのですが、本当に重要な役割を果たしていると思います。

それで、決算特別委員会の中で、水産林務部では森林でのヒグマの情報提供を行うこと、それから、農政部でもゾーニングの重要な地域としてその役割を果たすための情報提供も必要です。環境生活部とも協力をしながら、どういうふうに人との共生を守っていくかということが必要になってくると思います。

最後に、質問はしませんが、紹介したいのですけれども、実は、山形市が新たな取組をしておりまして、実施隊の中から精鋭部隊を抽出しまして、特別チームを編成することを検討しているそうです。その際、緊急の出動要請に即応できる体制を整えるということなのですね。

ほとんどが猟友会のメンバーで構成されておりまして、ふだんは農作物などの食害を防ぐために有害鳥獣の駆除や捕獲に協力していて、そこから適任者を選抜して、そして、チーム編成後、メンバーの射撃訓練も行うということに取り組んでいるそうです。

ですから、水産林務部、農政部、環境生活部が連携して、ぜひ取組を加速させていただきたいと思います。そのことを含めて知事にもお伺いしたいと思いますので、取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

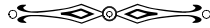
○久保秋雄太委員長 真下委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩



午前11時25分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 経済部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

武市尚子君。

○武市尚子委員 通告に従いまして、経済部所管事項について、以下、伺ってまいります。

まず、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策などについてであります。

長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の急変や為替市場の変動などにより、エネルギーや原材料などの価格が高騰し、事業者の経営環境や道民生活が厳しさを増す中、道は、国の経済対策を踏まえ、物価高騰による影響緩和や本道経済活性化に向けて、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策を昨年7月に策定し、その後、改正を重ねながら、厳しい経営環境にある中小企業等の支援に結びつく様々な施策を講じてきたと承知しています。

こうした施策について、順次伺ってまいります。

なお、決算特別委員会ですので、できるだけ具体的な数値などを用いながら御答弁願います。

まず、中小・小規模事業者の事業継続支援についてであります。

コロナ禍によって、2年以上にわたって厳しい経営状況にあった道内の中小・小規模事業者などが、さらに原材料等の価格高騰の影響で一層厳しい状況となったため、こうした事業者の方々の事業継続を支援するため、道内事業者等事業継続緊急支援金を2定補正で原材料価格高騰分、4定補正でエネルギー価格高騰分として措置したと承知していますが、まず、事業実施の考え方、支援内容について伺います。

○久保秋雄太委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 支援の考え方などについてではありますが、道内事業者等事業継続緊急支援金は、新型コロナウイルス感染症により売上げが減少していることに加え、原材料やエネルギー等の価格高騰の影響を受けている道内の中小・小規模事業者及び個人事業者等の方々が事業継続の意欲を高める一助としていただくため、対象期間における売上高が20%以上減少し、かつ、原材料またはエネルギーの単価が増加している場合に、中小・小規模事業者に10万円、個人事業者に5万円の支援金を支給したものであります。

○武市尚子委員 事業継続緊急支援事業の支援金支給額や支給件数はどのようになっているのか、原材料価格高騰分、エネルギー価格高騰分の事業実績についてそれぞれお伺いします。

○佐藤経済企画課参事 事業実績についてではありますが、原材料価格高騰分につきましては、総給付金額が30億4355万円、給付数は4万1815者、また、エネルギー価格高騰分につきましては、

総給付金額が39億8795万円、給付数は5万4770者となっております。支援金予算の約96%を執行したところであります。

○武市尚子委員 本事業を実施したことにより、どのような成果があり、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済企画局次長石丸幸夫君。

○石丸経済企画局次長 支援の成果などについてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症による売上減少に加え、原材料やエネルギー価格の高騰の影響を受けている事業者への支援として、業種を問わず幅広く支援金を支給し、事業継続の意欲を高めていただくことを目的としたものであります。

原材料価格高騰分、エネルギー価格高騰分の二つのメニューにより延べ9万6000件の支援を行い、支援を受けた事業者からは、原油価格高騰の影響を受けており、支援はありがたかったなどといった話も届いているなど、厳しい道内中小企業等の事業を継続するため一定の役割を果たしたものと認識しております。

○武市尚子委員 次に、ほっかいどう認証店応援キャンペーンについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等で打撃を受けた飲食店支援の一環として、道では、令和4年8月から、第三者認証店のみで利用できるプレミアムつき食事券として、ほっかいどう認証店応援クーポンを発行し、外食需要の喚起を図るため、ほっかいどう認証店応援キャンペーンを実施したと認識しています。

第三者認証店は、道内に何店舗となり、それは、当初の目標と比べ、どの程度の達成率であったのか、お伺いします。

○佐藤経済企画課参事 第三者認証店についてであります。道では、令和3年12月に、認証取得が先行していましたが札幌市内の水準である認証率6割を目指すこととし、市町村や関係機関と連携しながら認証店の募集を行い、令和4年7月にはこの目標を達成したところであります。

しかしながら、地域によっては取得が遅れが見られたため、8月からは、全ての振興局における認証率を6割以上とすることを新たな目標として設定して取組を進め、新規の認証を終了した令和5年3月末現在において、九つの振興局で目標を達成し、道内の認証取得数は1万9942店、認証率は66.5%となったところであります。

○武市尚子委員 ほっかいどう認証店応援キャンペーンでは、当初、紙クーポン及び電子クーポンの両方に対応することが要件となっていました。このキャンペーンへの参加を呼びかける第三者認証店への事務連絡では、電子クーポンの対応につきましては、店舗側に導入の負担が生じないよう調整中ですとの記載があったと認識しています。

電子クーポンの取扱いに当たり、店舗の負担を軽減するため、実際にどのような対応を行ったのでしょうか。

○佐藤経済企画課参事 電子クーポンについてであります。キャンペーンの開始に際し、多くの認証店に参加いただけるよう、登録店舗ごとに作成した電子クーポン決済用の個別の2次元コ

ード等を送付することにより、認証店側で専用機器を設置しなくとも、利用者側でウェブアプリを使用して精算が可能となる仕組みとし、負担軽減を図ったところであります。

また、昨年7月に開設した事業専用サイトにおいて、クーポンの取扱い等を示したマニュアルを公開したほか、参加店舗の方々からの問合せに対応するためのコールセンターも設置して、精算事務や電子クーポンの取扱いに不安をお持ちの事業者の方々に対し、丁寧な説明を行ったところであります。

○武市尚子委員 御答弁いただいたように、専用の機器がなくても大丈夫という仕組み自体はなかなかよいとは思いますが、応募するかどうかの最初の段階で、電子クーポンという言葉だけでは、電子決済に対応していないようなお店に関しては伝わりにくい面があったのではないかと思うところです。

昨年10月に、同キャンペーンの参加要件が変更され、電子クーポンが要件ではなくなりましたが、その理由をお伺いします。

○佐藤経済企画課参事 参加要件の変更についてであります。本キャンペーンの参加に当たっては、第三者認証店であることはもとより、事業開始時には紙クーポン及び電子クーポンの両方に対応することを要件としていましたが、事業者の方々の中には、使用済みクーポンの精算事務や電子クーポンの取扱いを負担に感じる方がいらっしゃることや、利用者にとってもクーポンを利用できる店の選択肢を広げるため、より多くの飲食店に本キャンペーンに参加いただけるよう、議会での議論も踏まえ、昨年10月から紙クーポンのみ、電子クーポンのみの対応とすることも可能としたものであります。

○武市尚子委員 最終的に、このキャンペーンのクーポンの販売状況や認証取得の状況などから、この事業の目的と成果をどのように評価しておられるのか、お伺いいたします。

○石丸経済企画局次長 事業目的の達成についてであります。令和4年8月に販売を開始した紙クーポン50万冊、電子クーポン20万冊につきましては、いずれも3か月ほどで完売し、11月に追加発行した紙クーポン20万冊についても1か月半で完売いたしました。また、クーポン発行総額45億円に対し、99.2%、44.6億円が利用、精算されており、外食需要の喚起に一定の成果があったものと認識しております。

一方、道では、ホームページやSNS、新聞広告などにより飲食店に対して広くキャンペーンの周知を行った結果、第三者認証1万9942店のうち7777店に参加いただくなど、国のGoToイート事業の7743店と同水準の参加店舗数となり、コロナ禍による売上減少や物価高騰等の影響を受けている飲食店に対する事業継続の下支えにつながったものと認識しております。

○武市尚子委員 クーポンの発行数などから、一定程度、外食需要喚起がなされたことについては評価できると思いますけれども、3分の1の認証店しか参加できなかったこと、恩恵を受けていないという点については課題が残るのかなと思います。

認証店応援キャンペーンですので、事業目的として、応援すべき認証店により多く施策をするという、そういった改善すべき点がなかったのか、今後、検証する必要があるのではないかと思います。

いますので、この点を指摘しておきます。

次に、道産食品の消費拡大についてであります。

道では、昨年度、コロナ禍の影響で通常の販路拡大策が取れず、売上げの減少に直面した道産食品の消費喚起を図るため、道産食品消費喚起対策事業費を2定補正予算で約8億円、3定補正予算で約2億円を措置し、様々な支援に取り組んできたとのことでした。

昨年度における支援の考え方やその内容について、まずお伺いします。

○久保秋雄太委員長 食ブランド担当課長工藤弘行君。

○工藤食ブランド担当課長 道産食品消費喚起対策事業についてであります。感染症の長期化による売上減少に加え、原材料価格の高騰などにより、厳しい経営環境に置かれている食関連事業者を支援するため、道では、国内外における道産食品のさらなる消費喚起に向け、多様な販売チャネルと連携し、各般の取組を実施いたしました。

国内の取組といたしましては、どさんこプラザや百貨店の北海道物産展で使用できるプレミアムつき商品券の発行のほか、インターネットやカタログ、新聞紙面を活用した割引販売や、全道で40万世帯以上に利用されている宅配サービスを活用した道産食品のカタログ掲載料を負担するとともに、14振興局が中心となって、道外百貨店等において地域の食と観光をPRする地域フェアを開催したところでございます。

また、海外におきましては、シンガポールとタイに設置しているどさんこプラザを拠点として、現地のバイヤーやメディアなどを対象に商談会やフェアを開催し、道産品のPRや販路拡大に取り組んだところでございます。

○武市尚子委員 プレミアムつき商品券の発行をはじめ、割引販売やフェアの開催など、道産食品の消費喚起に向けた様々な支援に取り組んできたとのことですが、それぞれの事業実績についてお伺いします。

○工藤食ブランド担当課長 事業実績についてでございますが、昨年度、5000円で7000円分の道産品を購入できるプレミアムつき商品券は、発行した17万1000冊を完売し、どさんこプラザでは31億3500万円、道が全国26都市31会場で開催した北海道物産展では、85億2900万円の売上げとなりました。

また、楽天市場、47CLUBでのどさんこプラザウェブショップや全国の百貨店オンラインショップなどを活用し、道産食品を3割引きで販売し、7億7100万円を売り上げたほか、道内の宅配サービスのトドックのカタログで、5回の特集企画を組み、8200万円の売上げにつながったところでございます。

このほか、14振興局が道外百貨店等において延べ21回の地域フェアを開催し、管内の事業者の販売機会を提供したほか、シンガポールとタイで開催した商談会では約70件の商談が成立したところでございます。

○武市尚子委員 ただいま事業実績について御答弁いただきましたけれども、昨年度行った道産食品の消費喚起に向けた支援について、どのような成果があり、事業目的との関係でその成果を

どのように評価しているのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部食産業振興監仲野克彦君。

○仲野経済部食産業振興監 事業の成果などについてでございますが、プレミアムつき商品券や割引販売などの取組によりまして、どさんこプラザや道主催の物産展ではそれぞれ過去最高の売上げとなりましたほか、事業の実施に当たりましては、コロナ禍における巣籠もり需要の拡大など、消費者ニーズや購買行動の変化に対応した取組を進めることで、道外百貨店に加えまして、通信販売や宅配サービスといった販売チャネルとの連携強化につながったところでございます。

このほか、北海道物産展を開催した百貨店からは、商品券が呼び水となって売上げが増加したですとか、カタログ事業者からは、割引販売によりハイグレードな道産食品を取り扱うことができた、また、各振興局が中心となって道外で実施した地域フェアを訪れたお客様からは、コロナ禍が明けたらぜひ北海道を訪れてみたいといった声をいただいております、一定の成果につながったものと考えております。

今後も、道産食品の消費拡大に向けまして、付加価値の高い商品づくりや販路の確保、本道の食ブランドの魅力発信など各般の施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○武市尚子委員 百貨店や消費者の方々などからは、将来につながるコメントも寄せられているようですので、将来につながる成果だったと評価したいと考えます。

次に、市町村が実施する消費喚起の取組への支援についてであります。

コロナ禍による厳しい経営環境の下、地域における消費喚起を図るため、道は、プレミアム付商品券発行支援事業を実施しています。

まず、この事業による支援内容について伺うとともに、活用実績はどのようになっているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 地域商業担当課長木戸正典君。

○木戸地域商業担当課長 プレミアム付商品券発行支援事業についてでございますが、本事業は、燃油・原材料価格の高騰による地域商業への影響が懸念されることから、市町村が発行し、住民が購入するプレミアムつき商品券に対し、道が上乘せ支援を行うことにより、幅広い業種を対象に全道域での需要喚起に取り組んだものでございます。

令和4年度の活用実績につきましては、88市町村に対し約14億4286万円を補助し、消費者が実際に使用できる発行額ベースでは、約207億7000万円に相当する規模となったところでございます。

○武市尚子委員 活用した市町村数は88市町村とのことであり、全道179市町村の約半数がこの事業を利用しなかったわけですが、利用が進まなかった理由を道はどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○木戸地域商業担当課長 市町村における本事業の活用についてでございますが、道では、コロナ禍により落ち込んだ消費を喚起するため、事業実施の手引やQ&Aの提供、個別の相談対応な

ど、市町村に対し、本事業の活用促進を働きかけたところでございます。

こうした取組により、約半数の市町村が本事業を活用した一方、本事業の予算が議決される前にプレミアムつき商品券を発行した件数が6件、本事業の対象とならない給付型の商品券を発行したケースが8件、また、商品券発行に向けて検討を進めたが、実施をしなかったケースが19件あったものと認識しております。

○武市尚子委員 この事業の実施によって、商品券の発行総額は約200億円を上回る規模になったとのことでしたけれども、地域でこの事業に取り組むことによってどのような成果があったと考えているのか、また、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 地域経済局長磯部政志君。

○磯部地域経済局長 支援事業の成果などについてでございますが、本事業の実施により、道内の半数近くの市町村におきましてプレミアムつき商品券が発行され、小売店をはじめ、飲食店、サービス業など幅広い業種における利用を通じ、全道で200億円を超える規模の消費が実現したとともに、本事業を活用せず単独でプレミアムつき商品券を発行した市町村の取組とも相まって、コロナ禍や燃油・原材料価格の高騰の影響を受け、厳しい状況下にある地域経済への影響緩和につながったものと認識しているところでございます。

○武市尚子委員 厳しい地域経済への影響緩和につながったとの御答弁をいただきましたが、措置した予算を活用した市町村が半数程度にとどまり、結果として予算額を約10億円使い残す結果となったということは残念であります。今後のためにも、事業の仕組みや進め方に改善すべき点が無かったのか、引き続き検証すべきと考えております。この点を指摘しておきます。

次に、観光分野の支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として行われた外出自粛といった行動制限が緩和される中、道では、需要喚起策として、2定補正予算で観光事業環境変動対策特別事業費を、4定補正予算で北海道旅行割引事業費をそれぞれ措置しましたが、まず、これらの事業の考え方及び内容についてそれぞれ伺うとともに、活用実績はどのようになっているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 誘客推進担当課長大須賀康高君。

○大須賀誘客推進担当課長 観光需要喚起の取組についてでございますが、昨年の4定補正予算で議決をいただいた北海道旅行割引事業費につきましては、一昨年からの繰越予算を活用し、昨年10月より実施しておりました全国旅行支援を年明け以降も継続するため、国から予算が追加配分されたものであり、本年1月から3月までの間に、繰越予算分を含めまして延べ約291万人の方々に御利用いただいたところでございます。

また、昨年の2定補正予算で計上いたしました観光事業環境変動対策特別事業費につきましては、コロナ禍における行動制限が大幅に緩和された昨年の夏季シーズンにおきまして、道外からの観光需要の回復を図るため、全国を対象に、テレビやウェブなどでのCMなど、訴求力の高い情報発信、プロモーションを実施したところでございます。

○武市尚子委員 4定補正予算で措置した北海道旅行割引事業費については、約176億円の予算額に対し、決算額は約50億円にとどまっています。

このように多額の執行残額が生じた要因を伺うとともに、その後、どのように対応したのか、お伺いいたします。

○大須賀誘客推進担当課長 北海道旅行割引事業費についてでございますが、本年1月以降の全国旅行支援の財源につきましては、一昨年からの繰越予算を優先的に活用していたことから、結果といたしまして、4定補正で措置した予算の当該年度の執行は約50億円にとどまったところで

す。なお、国から配分されました事業費約176億円につきましては、当初から翌年度へ繰越しが可能とされていたことから、予算残額につきましては令和5年度へ繰り越し、4月以降7月まで割引事業を継続し、延べ約790万人の方々に御利用いただいたほか、現在、予算残額を活用し、追加実施をしているところでございます。

○武市尚子委員 こうした事業実績等を踏まえ、道として、それぞれの事業においてどのような成果があったと考えているのか、また、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 観光局長近藤広秋君。

○近藤観光局長 需要喚起策の成果などについてであります。本道観光は、新型コロナウイルス感染症により、長期にわたり厳しい状況に置かれてきたところでありましたが、昨年夏以降に実施した道外プロモーションや全国旅行支援といった緊急対策の実施などにより、令和4年度の観光入り込み客数は前年度比で6割以上の増加となるなど観光需要の回復に大きく寄与したほか、クーポンの利用等により道内消費の拡大に結びつくなど、原油価格や物価の高騰等で厳しい環境にある地域経済への波及効果も大きかったものと考えております。

以上でございます。

○武市尚子委員 昨年は、知床において観光船の痛ましい事故もございました。その影響もあわせて、知床地域や道内の観光船事業者は、キャンセルの発生など需要の減少を余儀なくされたところであります。

こうした状況を踏まえ、道では、2定補正予算に観光需要確保緊急支援事業費を計上しましたが、その事業内容や支援の成果について伺うとともに、道はその成果をどのように評価しているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済部観光振興監槇信彦君。

○槇経済部観光振興監 観光需要確保緊急支援事業費についてであります。本事業は、昨年4月に発生した知床における海難事故を受け、地域の観光協会や全道の旅客船団体が実施をします安全な旅の提供に向けた情報発信等について支援をするものであり、支援対象の4事業者におきましては、本事業を活用し、ホームページや動画、ポスター等による情報発信、旅行事業者やメディアを対象としたプロモーション、利用者に対するアンケート調査など、地域の実情に応じた

様々な取組を展開してまいりました。

こうした取組により、全道的には、観光船の利用はおおむねコロナ禍前の水準に戻ってきておりますが、知床地区については依然として厳しい状況が続いており、引き続き、地域の関係者をはじめ、振興局や観光振興機構などと連携し、需要回復に向けた取組を進めていくことが重要と考えております。

○武市尚子委員 次に、中小・小規模事業者の新事業展開等への支援についてであります。

道は、原材料等のコスト抑制につながる取組を行う中小・小規模企業を支援するため、2定補正予算で、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金約10億円を措置しましたが、まず、この支援事業の考え方や事業内容についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 支援事業の考え方などについてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に伴う経済環境の変化に対応するため、中小・小規模企業が行う新分野展開や新商品開発、販売促進などの新たな取組のほか、付加価値の高い商品への転換や原材料等のコスト抑制につながる取組を支援するものでございます。

補助に当たりましては、令和4年1月以降の売上げが10%以上減少、または、付加価値額が15%以上の減少を要件とすることとし、予算枠としては、経営改善枠と販売促進枠の2枠を設定し、経営改善枠は100万円上限、ただし、デジタル技術活用型は300万円上限、販売促進枠は30万円を上限とし、いずれも補助率は4分の3に設定したものでございます。

○武市尚子委員 経営改善枠、販売促進枠の2枠を設定して支援を行ったと御答弁いただきましたけれども、それぞれの支援の件数や金額など、事業実績はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○菅野中小企業課長 事業実績についてであります。本事業では、3次にわたる募集を行った結果、経営改善枠については、886件の申請に対し478件を支援、予算額9億円に対し5億3683万3000円の補助金を執行いたしました。

また、販売促進枠については、236件の申請に対し173件を支援、予算額6000万円に対し4019万7000円の補助金を執行したところです。

○武市尚子委員 経営改善枠のうち、中小・小規模事業者の経営改善に大きな効果が期待されるデジタル化の取組を支援するため、この事業の予算総額約10億円のうち、約6億円の予算がデジタル技術活用型として積算されたと聞いていますが、決算額は2億円弱にとどまっています。

補助率が4分の3、補助金の上限額が300万円に設定されるなど手厚い支援策となっているにもかかわらず、予算額の3分の1しか活用されなかったということになりますけれども、道は、その要因をどのように考えており、残額をどう取り扱ったのか、お伺いします。

○菅野中小企業課長 デジタル技術活用型の執行などについてであります。経営改善枠のうち、デジタル技術活用型の積算につきましては、支援件数200件、上限300万円の6億円を見込んだところ、実績は78件、1億9195万円で、執行率は金額ベースで約32%にとどまった一方、一般

【第2分科会 11月13日 第4号】

型では積算が、支援件数300件、上限100万円の3億円の見込みに対し、実績は400件、3億448万3000円、執行率は約115%と積算上の見込みを上回りましたが、デジタル技術活用型と一般型は経営改善枠の中で一体的に運用しているため、全体としての執行率は約60%となったところがございます。

このデジタル技術活用型につきましては、事業者の方々にとって今回新たに実施された支援内容であったため、デジタル技術を活用した経営改善について、限られた時間の中で理解や機運の醸成が十分に図れなかったことが執行残の要因と考えておりまして、残額につきましては令和4年5定補正予算で減額を行いました。

○**武市尚子委員** 道は、この事業を実施したことによってどのような成果があったと考えているのか、また、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○**磯部地域経済局長** 支援の成果及び評価についてでございますが、本事業においては、デジタル印刷機の導入による生産性向上や、道外高級スーパー等への新規販路開拓などといった新事業の展開や販売促進への意欲的な取組に対する支援を通じ、中小・小規模企業の経営基盤の強化が図られるなど、一定の成果があったものと認識しております。

特に、国の事業再構築補助事業の対象外となる小規模な取組を対象といたしましたことで、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により経営に大きく影響を受けた中小・小規模事業者に対し、きめ細やかな支援ができたと考えているところでございます。

○**武市尚子委員** 御答弁いただきましたように、小規模な取組も対象としたことで、規模の小さな事業者の方々も応援できたということは成果であったと考えますけれども、予算額の多くを有効活用できなかったことは課題と考えます。

今後、規模の小さな企業がデジタル技術を活用した経営改善に積極的に取り組んでいかれるように、積極的に働きかけていくことが必要ではないかと考えております。この点を指摘しておきます。

次に、製造業の省エネルギー環境整備支援についてであります。

道では、電気料金高騰などの影響が特に大きい製造業の負担軽減を図るため、3定補正予算で製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業を措置しましたが、まず、この事業の支援の考え方や内容についてお伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 産業振興課長安彦史朗君。

○**安彦産業振興課長** 製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業についてでございますが、製造業は、大型の加工機械や冷蔵・冷凍設備を使用することなどにより、エネルギー消費量がほかの業種よりも多く、エネルギー価格高騰による経営への影響が特に大きいことから、その負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入支援をしたものでございます。

本事業の予算措置に当たりましては、業界団体や企業を対象に実施した調査の結果を基に、高額省エネ設備の導入にも応えられるよう、補助上限額を500万円、補助対象件数を300者程度と

設定し、エネルギー消費量を年率10%以上減少させることが見込まれる設備の導入に要する経費の4分の3を補助したものでございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 この支援事業を利用した事業者数やその業種、また、どのような設備が導入されたのかなど、事業実績についてお伺いいたします。

○安彦産業振興課長 事業実績についてでございますが、本事業においては、349者に対して総額約10億2700万円の補助を行ったところであり、業種で見ますと、食品製造業が180者と多くなっていますほか、印刷・同関連業や金属製品製造業など、幅広い業種にわたって支援を実施したところでございます。

また、LEDなど高効率照明をはじめ、冷蔵・冷凍設備や各種加工機械、高効率ボイラーなど、多様な設備が導入されているところでございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 道は、この事業を実施したことによってどのような成果があったと考えているのか、また、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 産業振興局長兼スタートアップ推進室長伊藤雅実君。

○伊藤産業振興局長兼スタートアップ推進室長 支援の成果及び評価についてでございますが、本事業を活用した事業者を対象に道が実施いたしましたアンケート調査の結果では、事業者の約8割に省エネ効果があったところです。

具体的な効果といたしましては、電気料金が下がった、エネルギー消費量が削減できた、作業効率が上がったなどの声や、中には、電気料金が半分以下になったとの声も寄せられたところでございまして、こうしたことから、本事業は、エネルギー価格高騰の影響が特に大きい製造業の負担軽減につながったものと考えております。

○武市尚子委員 電気料金が半分以下になったという実績もあるということですので、製造業の負担軽減とともに、本当に省エネの効果も大きくてよかったと思います。

次に、人材の確保についてであります。

昨年は、新型コロナウイルスの感染が次第に落ち着きを見せ、企業の活動も徐々に回復するにつれ、多くの業種で人手不足が深刻な課題となってきました。こうした状況を踏まえ、道は、道外人材確保緊急支援事業費を2定補正予算で措置し、さらに、4定議会では人材確保緊急支援事業費を措置しました。

まず、これらの事業の考え方や内容についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 産業人材課長堀内一宏君。

○堀内産業人材課長 道外人材確保緊急支援事業費などについてでございますが、昨年7月から9月までを対象期間として実施した道外人材確保緊急支援事業は、経済回復が見込まれる中、人手不足が事業の制約とならないよう、夏の繁忙期に特に人手不足が見込まれた宿泊や飲食業者への道外からの人材を確保した場合に、就労者と採用を行った道内企業の双方に支援金等を支給す

【第2分科会 11月13日 第4号】

ることとしたものでございます。

また、昨年12月から3月までを対象期間として実施した人材確保緊急支援事業は、人手不足となっている宿泊、飲食、介護、自動車運転など25職種を対象として、道内外の人材を確保した場合に、同様の支援金等を支給し、緊急的な人材確保を支援したところでございます。

以上でございます。

○**武市尚子委員** 人手不足が深刻な職種に就職する方々や採用する企業に支援金を支給するなど緊急的な支援事業に取り組んだとのことですが、事業実績はそれぞれどのようになっているのか、お伺いいたします。

○**堀内産業人材課長** 事業実績についてでございますが、道外人材確保緊急支援事業については、宿泊や飲食といった業種の22事業所と雇用された就労者31人に対しまして、約690万円の支援金等を支給したところでありますが、これについては、事業開始直後に新型コロナウイルス感染症のいわゆる第7波が発生し、宿泊や飲食店への客足を止めている中で、対象業種を、宿泊、飲食サービス業の2業種としたことや、事業者から、こうした状況の下では新たな雇用に踏み切れないとの声が寄せられたことなどから、申請件数が低調になったものと考えております。

人材確保緊急支援事業につきましては、支援を必要としている方々の就労促進や人材確保に向け、前事業から対象業種を25業種に拡大するとともに、対象者を道内在住者も含めた道内外に広げるなどの見直しを行い、宿泊、飲食、介護、自動車運転といった業種の604事業所と雇用された就労者1161人に対しまして、約1億8000万円の支援金等を支給したところでございます。

以上でございます。

○**武市尚子委員** 本事業を実施したことにより、どのような成果があったと考えておられるのか、また、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 産業人材担当局長岡本拓司君。

○**岡本産業人材担当局長** 事業の成果についてでございますが、昨年度実施いたしました二つの事業では、宿泊、飲食、介護、自動車運転といった人手不足となっている職種を支援の対象にしたところでありまして、支援を受けた企業や就労者の方々からは、分かりやすく人員確保につながるからありがたい、奨励金をもらえて助かったといった声があるなど、人手不足業種の人材を早期に確保するという事業の目的において一定の成果があったものと考えているところであり、こうした人材確保策は、人手不足が事業の制約につながることを懸念された中で、コロナ禍からの本道経済回復の一助になったものと考えているところでございます。

○**武市尚子委員** 先ほど御答弁いただきましたように、コロナ対策とのミスマッチが制度の見直しにつながっているということでしたけれども、そういったことが制度の活用に大きく影響したということであるならば、こうした事例の知見や教訓を今後も生かしていく必要があるのではないかと考えます。

道が昨年度に実施した価格高騰などに関する主な施策についてお伺いしてまいりましたが、目的の達成に効果的であった事業もあれば、さらに改善の余地があった事業もあり、また、政策効

果を十分に把握することが難しい、そういった事業も見られたところです。

今後、今回のような大規模な感染症拡大が繰り返される可能性もあると言われており、また、物価についても、様々な要因で今後も大きく変動することが十分に考えられます。こうした状況に備えるためには、昨年度までの事業実施で得られた貴重な知見を生かし、標準的な政策メニューを緊急対策パッケージとして整理しておき、必要に応じて効果的な事業実施に直ちに移れるように準備しておくことも必要かと考えます。

道は、これまでのコロナ禍における価格高騰等緊急経済対策で得られた経験やノウハウを、今後の緊急事態にどのように役立てていく考えなのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の緊急対策に向けた備えについてでございますが、道では、昨年7月に策定いたしました緊急経済対策は、経済対策推進本部を通じ、地域や事業者の方々の実情把握に努めながら各般の支援策を講じてきたところでありますが、利用者の方々からは、エネルギー料金の負担軽減や消費量の削減などで一定の効果があったという声がある一方で、一部の事業では、対象範囲が限定されているという声や、手続の煩雑さなどを指摘する声もあったところであります。現在実施しております価格高騰等経済対策におきましては、これまでの対策の成果や課題などを踏まえ、対象の拡大や手続の簡素化を図るなど効果的な執行に努めているところでございます。

道といたしましては、今後の新たな緊急対策の検討に当たりましては、経済対策推進本部などを通じた、地域や事業者の方々からの支援ニーズの把握はもとより、これまでの対策の実施により得られた知見を整理し、庁内関係部局で共有しながら、その時々状況に応じた適切な対策が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○武市尚子委員 これまでの緊急経済対策関連事業を通じて得られた知見やノウハウを生かし、標準的な政策メニューのパッケージ化を行うことは、次のパンデミックや急激な経済変動に備える上で重要な取組であり、御答弁いただきましたように、経済部に限らず、全庁的な課題であると考えております。

こうした点について、改めて知事の考えをお伺いしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはよろしくお取り計らい願います。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下ではあるものの、行動制限が緩和され、次の観光需要に備える取組もなされてきたと承知しています。

そこで、数点伺いますが、高齢の方や障がいを持った方、小さなお子さんのいらっしゃる方など、これまで旅行をちゅうちょすることもあったのではないかと思われるの方々に対し、積極的に観光に出かけていただけるよう支援する取組についてお伺いします。

令和4年度では、バリアフリー観光窓口調査事業を行ったと承知していますが、事業実施の考

え方やその内容をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 観光地づくり担当課長新田清文君。

○新田観光地づくり担当課長 バリアフリー観光窓口調査事業についてでございますが、道では、高齢者や障がいのある方、お子様連れの方など、誰もが北海道で旅行を楽しんでいただけるよう、観光地のバリアフリー情報の発信の在り方について検討するため、新千歳空港において、令和3年度から日本UD観光協会が実施をしておりますバリアフリー観光窓口実証事業に併せ、道内宿泊施設のアンケートや道外空港の先進事例調査を行うとともに、北海道エアポートをはじめ、有識者や北海道観光振興機構、交通事業者等によるワーキンググループを設置し、それらの結果を基に、バリアフリー観光の情報発信やサービスの在り方について検討を実施したところでございます。

以上でございます。

○武市尚子委員 本事業を実施したことにより、どのような成果があり、事業目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 アドベンチャートラベル担当局長後藤知佳子君。

○後藤アドベンチャートラベル担当局長 事業の成果などについてでございますが、本事業の実施により、車椅子やベビーカーの貸出しなど必要なサービスの提供を含め、バリアフリー観光窓口の意義や有効性を確認することができたことは、一定の成果があったと考えております。

一方で、バリアフリー観光の受入れ体制を整備するためには、施設管理者、交通事業者、自治体などの連携が必要であること、空港間の連携によるサービスの提供方法や旅行前からの情報提供による旅行者支援の在り方などについて、さらに関係者間で検討を行う必要があることから、令和5年度も継続してワーキンググループを開催しているところでございます。

○武市尚子委員 新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や移動制限は、言わば外的要因によって観光需要を抑制してきたというものだと思いますけれども、高齢の方や障がいを持っている方、小さいお子さんがいる方、それぞれの事情により旅行や観光をしたくてもできない、ちゅうちょしてしまう、そういった潜在的な観光需要抑制が、コロナにかかわらず、以前から存在していたかと思います。そういった方々に旅行や観光を楽しんでいただくための支援をより一層充実させていただくことを求めたいと思います。

最後に、外国人旅行者の受入れ体制整備についてお伺いいたします。

外国人旅行者にとって、言語の問題やWi-Fi環境の整備が重要と認識しているところで

す。
令和4年度の道の政策として、海外プロモーションの推進と受入れ体制整備がうたわれていますが、外国人観光客の受入れを円滑に進めるため、どのような取組がなされているのか、お伺いします。

○新田観光地づくり担当課長 外国人観光客の受入れ体制の強化についてでございますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の水際対策が一部緩和されたものの、外国人観光客の

戻りは限定的な状況でありましたが、道では、ポストコロナを見据え、今後、観光の高付加価値化を進める観点から、外国人観光客の円滑な受入れに不可欠なガイドの育成や資質の向上に向けた取組を実施いたしました。

具体的には、道内で活動するガイドの方々を対象に、外国語ガイド技能向上研修や、実際のツアーを想定し、実践的手法を学ぶ模擬実務研修のほか、外国人観光客の減少により就業機会も減少傾向にあったガイドと旅行会社、宿泊事業者、通訳案内士派遣会社等とのマッチングイベントなどを行ったところでございます。

以上でございます。

○**武市尚子委員** 御答弁いただいた取組がなされたことによりまして、どのような成果があり、その目的との関係で、その成果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

○**後藤アドベンチャートラベル担当局長** 事業の成果などについてであります。本事業には、外国語ガイド技能向上研修に624名、模擬実務研修に94名が参加し、コロナ禍により外国人観光客との対応機会が減少する中、スキルの維持向上が図られたと認識しております。

また、マッチング事業は、観光関連事業者15者、通訳案内士29名が参加し、インバウンド回復後の採用に向けた後押しを行いました。

本年度、コロナ感染症の5類への移行などにより、インバウンド需要が回復する中、本事業は、外国人観光客向けガイドを育成し、今後の活躍を促すことに一定の役割を果たしたものと考えております。

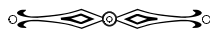
○**武市尚子委員** 通訳につきましては、AI技術の発展も著しく、その活用も期待されるわけですが、やはり、人間のサポートが必要となってくるという局面も多く、外国人観光客の受入れにまだまだ必要な対応だと考えております。また、御答弁にはありませんでしたけれども、旅行者もスマホで調べる時代ですので、Wi-Fi環境の整備についても着実に進めていかれることを求め、私からの質問を終わります。

以上です。

○**久保秋雄太委員長** 武市委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩



午後1時32分開議

○**久保秋雄太委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

鈴木一磨君。

○**鈴木一磨委員** それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、契約事務処理の対応等についてお伺いします。

【第2分科会 11月13日 第4号】

電通北海道が、一昨年4月から今年3月にかけて道から受託した新型コロナウイルス対策関連のコールセンター業務で、約1億5800万円を過大請求していた問題について、道は、要綱で、相応の理由がなければ委託業務の再委託や再々委託を原則禁止とし、本件についても再委託業務の総点検及び調査を実施したと承知しますが、令和4年度における経済部委託事業での再委託件数と再々委託の有無、再委託の主な事業内容や実施場所、契約金額等についてお伺いします。

また、そのうち、電通北海道はどの程度請け負ったのか、再委託の主な事業内容と実施場所についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 再委託等の実績についてであります。令和4年度における経済部所管の委託事業は19事業、総契約金額は約1344億円、そのうち、再委託されていたものが6事業、さらに再々委託されているものは1事業、また、経済部所管の19事業のうち、電通北海道及び電通北海道を含むコンソーシアムと委託契約を締結したのは6事業で、総契約金額は約7億5000万円、そのうち、再委託されている事業と再々委託されている事業は同一で1事業となっております。事業内容はコールセンター業務で、東京都内で実施したものであります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 事業内容についてはコールセンター業務で、東京都内で実施と、今、答弁がありました。

委託業務の再委託や再々委託は、受託業者が仲介料を得る中抜きが起りやすく、また、委託費用の増加や管理の目が行き届きにくい、そして、責任の所在が曖昧になるデメリットもあります。

再発防止のためには、再委託等の条件の検証や委託業務のチェック機能の強化が重要と考えますが、どのように対策を講じるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 経済企画局次長石丸幸夫君。

○石丸経済企画局次長 再発防止についてであります。道といたしましては、今後、改ざんなどの不適切行為が繰り返されないことがないよう、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなど事務処理手続の見直しを進めるほか、様々な階層の会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組むこととしており、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○鈴木一磨委員 一方、地方公共団体が業務委託契約を締結する際には、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為が必要であり、道財務規則でも決定書作成等による支出負担行為がうたわれておりますが、令和4年度定期監査結果報告書によると、経済部で口頭契約して業務を行っていたものが4件、32万4060円あったことが判明しています。

どうしてそのようなことになったのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 職業訓練担当課長瀬賀聡君。

○瀬賀職業訓練担当課長 不適切な契約事務処理についてであります。令和4年度において4

件、契約書の作成を経ず事業を実施し、支払いを行ったものがありました。

4件の内訳は、高等技術専門学院、いわゆるMONOテクにおいて、7月と12月の年2回行う排水管清掃業務に係るものが1回当たり12万1000円で計2件、金額が計24万2000円、また、MONOテクにおいて、6月と12月に行う産業廃棄物収集運搬処理業務に係るものが、6月実施分の4万4220円、12月実施分の3万7840円の計2件、金額が計8万2060円となっており、合わせて4件、32万4060円となっております。

○鈴木一磨委員 この件について、原因をどのように捉え、再発防止をどのように講じるのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 産業人材担当局長岡本拓司君。

○岡本産業人材担当局長 原因と再発防止策についてでございますが、このような不適切な事務が発生した要因としましては、MONOテクに係る委託契約業務は本庁で一括して行っており、事業の実施箇所であるMONOテクの担当者と本庁の契約事務の担当者との間で業務の実施や契約締結等について相互に確認することがなされず、関係者間で情報と認識の共有を徹底していなかったことによるものと考えております。

道といたしましては、このような事案の発生を踏まえまして、契約締結事務を進める以前の段階から定期的に打合せを行い、業務の進捗について、MONOテクと本庁の担当者間のもとより、それぞれの管理職が適時チェックを行うことで情報共有を図るとともに、事業着手に当たりましては、双方が契約書を事前に確認することを条件とするなど、確認行為を徹底することにより再発防止に努めているところでございます。

○鈴木一磨委員 契約書の記載誤りは、支払い遅延などは事務ミスとして捉えることができますが、口頭契約は、事前発注や談合につながるため看過できません。委託事業者との慣例的感覚が、なれ合いや癒着に通じる懸念もあり、常に襟を正すことが重要であると思います。

電通問題も、緊張感を持って発注者として業務管理すべきであり、再発防止等の考え方について、知事に直接見解を求めたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策関連事業についてお伺いします。

まず、北海道コロナ通知システムについて、この通知システムの実利用者数はどれくらいだったのか、お伺いします。

あわせて、各地の感染状況に応じて、どのような役割を果たし、どのように活用されたのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 活用状況についてであります。本システムは、令和2年5月の運用開始以降、道民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力をいただき、不特定多数の方が集まる施設やイベントなどにおきまして、QRコードによるメールアドレスの登録をお願いしたところであり、登録事業者数は6万577件、利用者数は累計で50万1551件、また、保健所からの照会事例が46件、うち接触通知を行った事例は1件となっております。

本システムの運用に当たりましては、プライバシーを確保することが重要であるため、メール

【第2分科会 11月13日 第4号】

アドレスのみで登録することとしていたことなどから、利用者の実人数や居住地等についてはデータを収集していないものの、道民の行動変容を促すなどの感染防止対策として一定の効果があつたものと認識しております。

○鈴木一磨委員 利用者数が累計で約50万人と言いますが、これは延べ数ですよね。1人が複数回利用したら全てカウントされるため、実利用者数が分からなければ意味がないと思います。

例えば、地域別にシステム利用者の年齢層を把握して、健康配慮が必要な高齢者の利用促進や対策効果など、PDCAによる分析や検証につなげる必要があつたものと考えますが、本事業の効果をどのように把握するつもりだったのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 活用状況についてであります。本システムは、濃厚接触者となる可能性がある方に注意喚起を行い、感染症の拡大を防止するため、施設やイベント等の利用者が2次元バーコードからメールアドレスを登録することにより、同日、同施設の利用者の中から感染者が確認された場合に道から注意喚起メールを通知するものであります。

運用に当たっては、プライバシーを確保することが重要であるため、メールアドレス以外の情報は収集していないものの、道民の行動変容を促すなどの感染防止対策として一定の効果があつたものと認識しております。

○鈴木一磨委員 各地の感染状況との施策的なマッチングや有効戦略もなく、ただ無作為に実施したのみに映りますが、この通知システムの機能がどのように発揮されるべきだったのか、改めてお伺いします。

○石丸経済企画局次長 システムの有効活用についてであります。本システムは、濃厚接触者となる可能性のある方に注意喚起を行うことにより、感染拡大を防止する一つ的手段として導入したものであり、6万件以上の施設、延べ50万人以上の利用者に御活用いただき、感染防止対策として道民の皆様方の行動変容を促すなど一定の効果はあつたものと認識しております。

○鈴木一磨委員 先ほどから一定の効果があつたと繰り返し答弁されておりますが、実際に通知システムがどれだけ広まったのか、証明する根拠すらありません。私の地域でも、実際、使つたことがないという人がたくさんいます。

ほかにもコロナ対策関連事業において課題がありますので、次の質問に移ります。

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業についてお伺いします。

この事業は、商品開発や設備費等に補助支援する事業であり、令和4年度決算額は18億6505万3129円と承知します。

予算執行状況と課題及び検証、評価について、道の所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 予算執行状況などについてであります。本事業は、令和3年5定補正予算及び令和4年2定補正予算で措置され、実施したものでございます。

令和3年5定補正予算額は16億885万1000円、執行額は11億8877万1061円、令和4年2定補正予算額は10億5465万5000円、執行額は6億7628万2068円でありました。双方を合わせた執行率は

約70%となっており、事業者の方々にとって、デジタル技術を活用した経営改善についての理解や機運の醸成を十分に図れなかったことがその主な要因と考えております。

本事業では、デジタル印刷機の導入による生産性向上や、道外高級スーパー等への新規販路開拓などといった新事業の展開や販売促進への意欲的な取組に対する支援を通じ、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により経営に大きく影響を受けた中小・小規模事業者の皆様に対し、きめ細やかな支援ができたと考えているところでございます。

○鈴木一磨委員 一方、道内事業者等事業継続緊急支援金事業では、経費高騰分が考慮されず、売上げ20%以上減少とする条件設定や申請期間などに対し、地方の事業者から様々な声が寄せられたものと思います。

予算執行状況や周知方法等について何うとともに、こうした声をどのように把握し、どのように事業を検証しているのか、お伺いします。

○佐藤経済企画課参事 事業の検証等についてであります。本事業は、コロナ禍により売上げが減少していることに加え、原材料等の価格高騰の影響を受けている道内の中小・小規模事業者及び個人事業者等の方々が事業継続の意欲を高める一助としていただくため、対象期間における売上高が20%以上減少し、かつ、原材料またはエネルギーの単価が増加している場合に、中小・小規模事業者に10万円、個人事業者に5万円の支援金を支給したものであります。

売上げ要件につきましては、道がこれまで実施した道特別支援金では、売上高の減少率を30%以上で設定しておりましたが、現下の厳しい経済状況を踏まえ、20%以上と要件を緩和したところであります。

また、道では、より多くの事業者の方々に御活用いただけるよう、道内の事業者、自治体、商工団体などの皆様を対象に、本事業をはじめとする緊急経済対策事業の説明会を開催したほか、新聞広告を掲載するなどして広く制度の周知を図ったところであり、その結果、原材料価格高騰分につきましては、総給付金額が30億4355万円、給付数は4万1815者、また、エネルギー価格高騰分については、総給付金額が39億8795万円、給付数は5万4770者となっており、支援金予算の約96%を執行し、道内中小企業等の事業継続に寄与したものと認識しております。

○鈴木一磨委員 実際、事業者の声に基づいた話なのですが、こういった事業については、一層の普及啓発となるような対策を講じられるよう求めます。

次に、第三者認証制度についてお伺いします。

最終的な取得率と件数について何うとともに、地方による取得状況の隔たりはないのか、伺います。また、その結果について、どのように評価しているのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 第三者認証の取得状況についてであります。新規の認証を終了した令和5年3月末現在において、道内の認証取得数は1万9942店、認証取得率は66.5%となっております。

認証制度の取得状況を圏域別に見ますと、道北圏では77%と高くなっている一方、十勝圏では51%であり、地域によって差が見られるところであり、認証取得率の低い地域におきましては、

【第2分科会 11月13日 第4号】

店舗における顧客が固定客に限られるなど、商環境や意識の違いなどにより認証取得に対し御理解いただけない場合もあったことから、認証取得がなかなか進まなかったものと認識しております。

○鈴木一磨委員 第三者認証店で利用できるプレミアムつき食事券、ほっかいどう認証店応援クーポンについて、紙クーポンがすぐに完売し、買うことができなかったとの声もあります。また、道内認証店が1万8000店以上あるうち、クーポン取扱店は半数にも満たない状況だったと承知します。支援供給のちぐはぐ感が否めません。

見込みが甘かったのか、本制度の課題と検証について所見を伺います。

○石丸経済企画局次長 ほっかいどう認証店応援クーポンについてであります。令和4年8月に販売を開始いたしました紙クーポン50万冊、電子クーポン20万冊につきましては、いずれも3か月ほどで完売しましたことから、増額補正を行い、11月に紙クーポン20万冊を追加発行したところでございます。

また、クーポンの発行総額45億円に対し、99.2%、44.6億円が利用、精算されており、外食需要の喚起に一定の効果があつたものと認識しております。

一方、道におきましては、ホームページやSNS、新聞広告などにより、飲食店に対し広くキャンペーンの周知を行った結果、第三者認証1万9942店のうち7777店に参加いただくなど、国のGoToイート事業の7743店と同水準の参加店舗数となり、コロナ禍における売上減少や物価高騰等の影響を受けている飲食店に対する事業継続の下支えにつながつたものと認識しております。

○鈴木一磨委員 引き続き、プレミアム付商品券発行支援事業について、市町村発行のプレミアムつき商品券に対し、10%以内のプレミアムを上乗せ支援した事業であります。道内の全市町村が商品券を発行したのか、執行状況等について伺うとともに、利用可能店舗を、「新北海道スタイル」を实践する商業店舗に限定したことにより、市町村や住民等から活用しづらい等の声や課題はなかったのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 地域商業担当課長木戸正典君。

○木戸地域商業担当課長 事業の活用状況などについてでございますが、令和4年度の活用実績につきましては、88市町村に対し約14億4286万円を補助し、消費者が実際に利用できる発行額ベースでは、約207億7000万円に相当する規模となつたところでございます。

また、「新北海道スタイル」を实践する商店等を利用対象としたことにつきましては、本事業を実施した市町村から、住民が安心して利用できるコロナ対策を徹底した店舗づくりが進んだとの声をいただいているところでございます。

○鈴木一磨委員 88市町村で実施と答弁されましたが、例えば、該当店舗が少ないとか、ほかのコロナ対策で手が回らず事業体制がつかれないなどの理由で商品券を発行できなかった市町村に対して、広域行政の中立性、公平性の観点から、別途、相応の支援策を行ったのか、お伺いします。

○木戸地域商業担当課長 市町村への対応についてでございますが、本事業の検討に当たりましては、あらかじめ、道内全市町村に対し、本事業の活用に関する意向調査を実施し、検討中の市町村も含め、実施意向のある市町村が事業を行うのに必要な予算を措置し、また、実施に当たりましては、事務の手引やQ&Aの提供、個別の相談対応などにより、多くの市町村が事業に参加できるよう取り組んだところでございます。

こうした取組により、約半数の市町村が本事業を活用した一方、本事業の対象とならない給付型の商品券を発行したケースや、商品券発行に向けて検討を進めたが、実施をしなかったケースがあったものと認識しております。

○鈴木一磨委員 また、こうした制度は、比較的、家計に余裕があり購買力のある方が恩恵を受けやすく、また、予算に応じて枚数が限定され、早い者勝ちの要素もあります。

消費者支援策としての公平性について懸念もありますが、道の所見をお伺いします。

○木戸地域商業担当課長 販売方法に係る配慮についてでございますが、本事業を実施した市町村では、発行額に限りがあることから、できるだけ多くの住民が購入機会を得られるよう、往復はがきやホームページにより事前に申込みを受付し、抽せんにより購入者を決定したケースや、1人当たりの購入可能金額や枚数を制限したケースなど、地域の実情に応じて購入方法への配慮がされていたものと認識しております。

○鈴木一磨委員 地方の産業活性化などが本道経済の行く末を左右するものと考えています。例えば、各種支援業務窓口が札幌・道庁一極集中などではなく、各地に申請や問合せの窓口を置くなど、地方への配慮がもっとあってもよいと考えますが、所見をお伺いします。

また一方で、運転代行業やリネン業、インストラクターをはじめとするフリーランス業などへの事業支援は決して手厚いとは言い難く、道はどのように考えているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済部次長兼経済企画局長佐藤秀行君。

○佐藤経済部次長兼経済企画局長 支援制度の在り方についてでございますが、道では、本道全体の経済活性化と持続的発展に向け、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の方々の事業継続に向けた支援に加え、生産性の向上、販路拡大、地域資源を活用した製品開発への支援などを通じ、地域の様々な業種の皆様を広く支えていくことが重要と認識しております。

このため、道としましては、中小・小規模事業者に対する経営支援や新たなサービス製品開発への支援、技術力の向上や販路拡大、さらには、原材料やエネルギーの価格高騰により影響を受けている幅広い事業者への支援金の支給など各般の施策を講じるとともに、各振興局に中小企業経営相談室を設置し、中小・小規模事業者の方々が抱える様々な相談に対応しているところで

す。

今後とも、振興局などを通じ、地域の中小・小規模事業者の方々の声を丁寧に把握しながら、各般の支援策のきめ細かな周知を図り、地域経済を支える様々な業種の事業者への支援に努めてまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 新型コロナ対策の支援事業は、全般的に、情報収集力や経済力、購買力のある方が優位な支援制度が多く、フリーランスなど経営基盤が弱い事業者、それから、ネット環境になじめない高齢者などに優先的に行き届くべき支援が拡散され、二極化に拍車がかかった懸念が残ります。知事に行政支援の在り方について見解を伺うべく、委員長の配慮を求めます。

続きまして、観光振興についてお伺いします。

まず、旅行支援事業、どうみん割について、令和4年度の利用状況と予算執行状況、観光入り込み客数等の効果、委託先事業者等についてお伺いします。

また、事業予算の拡大や期間延長などの要望もあったと承知しますが、どのように対応し、どのように事業を総括しているのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 誘客推進担当課長大須賀康高君。

○大須賀誘客推進担当課長 観光誘客促進道民割引事業についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起するため、国の補助制度を活用して、道民及び東北6県の皆様を対象にどうみん割を一昨年の12月から昨年10月まで実施し、令和4年度につきましては、延べ約263万人の方々に御利用いただき、約171億円の予算を執行したところでございます。

この間、旅行事業者から成るコンソーシアムに業務委託をし、事業の円滑な実施に努めてきたところでございます。また、道内の経済団体などからは、観光需要のさらなる回復に向け、どうみん割の継続について要望もいただいていたことから、国の方針を踏まえ、数次にわたり期間延長を行い、切れ目なく事業を実施したこともあり、4月から9月の観光入り込み客数につきましては、前年度と比べ約2倍の約650万人となるなど、観光需要の回復に大きく寄与したほか、クーポン券の利用等によりまして道内消費の拡大に結びつくなど、地域経済への波及効果も大きかったものと考えております。

○鈴木一磨委員 一方で、「HOKKAIDO LOVE!割」では、ワクチン3回接種または検査結果が陰性であることを条件としていましたが、副反応への恐怖心や効果の不信感から3回接種していないなど、旅行支援制度を受けられなかった方がいました。

旅行割引を受けられない宿泊者に、例えば、クーポンを多く発行するなど、道独自で補完措置もできたのではないかと考えますが、所見をお伺いします。

また、宿泊先カウンターでは、申告書の記入により行列もできていました。手続の改良点も考えられますが、本事業をどのように検証しているのか、所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 観光局長近藤広秋君。

○近藤観光局長 全国旅行支援についてであります。本事業は、感染防止対策を行いながら観光需要の喚起を図ることを目的としており、ワクチンの接種回数などの利用条件や、宿泊施設の利用に当たっての同意書の提出などについては、国の要綱を踏まえた適切な対応であったと認識をしております。

いずれにいたしましても、国からは、都道府県民割や全国旅行支援の実施に伴う効果検証を都

道府県において実施するよう求められていることから、事業終了後、委託事業者からの報告も踏まえ、必要な検証を行ってまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 例えば、こういった制度設計に関することなのですが、現行の「HOKKAIDO LOVE!割」についても、宿泊施設に直接申し込む予約は補助の対象外であるということで、ウェブを開かない方にとっては、対象となる「楽天トラベル」や「じゃらん」等の旅行事業者を通すことすらはばかられることから、もっと分かりやすい制度設計を求める声もありました。

旅行需要の喚起策として期待されるだけに、令和4年度はどのように周知啓発され、今後どのように利用拡大を図るのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 制度の周知などについてであります。令和4年度に実施をいたしましたどうみん割や全国旅行支援については、インターネット予約や宿泊事業者における直接販売、さらには、旅行事業者における店頭販売など幅広い方法で販売を行いますとともに、インターネットやテレビ、新聞など多様な広報媒体を活用してPRを行い、多くの皆様に御利用をいただきました。

道といたしましては、今後、同様の事業を実施する機会がありました際には、これまでの実績や経験を踏まえ、事業効果を十分に発揮できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 次に、アドベンチャートラベルについてお伺いします。

令和4年度事業において、例えば、熊の出没や大雨後の土砂崩れなど、旅行者の安全性の確保についてどのように対策されたのか、伺います。

また、今年9月に開催されたアドベンチャートラベルワールドサミットの成果について伺うとともに、全道各地の魅力ある商品造成や認知度の向上、本道のブランド力向上などに向けて、今後どのように事業展開を講じるのか、所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 アドベンチャートラベル担当局長後藤知佳子君。

○後藤アドベンチャートラベル担当局長 アドベンチャートラベルについてであります。アドベンチャートラベルは、自然に親しむ機会が多いことから、旅行者の安全確保のため、令和4年度事業で実施した商品造成に当たっては、安全性を確認した上で行うとともに、ツアーガイドを対象に、野外救急救命の国際資格を取得するための研修を実施し、60名が新たに資格を取得し、また、安全管理を含めた英語によるガイディング能力を高めるための研修には45名が参加いたしました。

さらに、令和4年度事業では、アドベンチャートラベルワールドサミット2023に向け、映像制作や、スイスで行われたサミットで北海道開催をPRするなどした結果、今回のサミットには、欧米等を中心に旅行会社やメディア関係者など64の国と地域から750名以上が参加し、海外への

【第2分科会 11月13日 第4号】

PRはもとより、貴重なネットワークが形成されました。

道では、本年7月から開始した北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度の下で、認定ガイドに対する研修などによりガイド技能の向上を図るとともに、サミットの結果のフィードバックや商談会の開催等を通じて、アドベンチャートラベルの認知度向上やツアーオペレーターの商品造成力の向上などを図ってまいります。

○鈴木一磨委員 次に、エネルギー政策等についてお伺いします。

まず、電力需給対策について、安定的な主要電源確保や新エネ普及促進のためには、送電網の増強が不可欠であります。しかし、本道は、新エネ等の電源導入が進み、電源連系地域の送配電設備に加え、上位電圧である基幹系統においても、道央圏を除くエリアで空き容量が少ない実情にあります。

道内送電網や地域間連系線など電力基盤の増強に資する取組が重要と考えますが、令和4年度の実績と今後の展望についてお伺いします。

○久保秋雄太委員長 ゼロカーボン産業担当局長川畑千君。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 送電網の整備についてでございますが、本道は、電力系統の規模が小さく、再生可能エネルギーの導入拡大に向けては系統制約が課題となっておりますことから、道では、これまで、国に対し働きかけを行い、系統の空き容量を柔軟に活用できるノンファーム型接続が2021年1月から順次適用されておりますほか、電力広域的運営推進機関が将来の広域連系系統の長期展望をまとめたマスタープランでは、道内地内系統の増強方策が示されたところでございます。

また、本道と本州を結ぶ系統につきましては、2027年度末に完成予定の新々北本連系線に加えて、新たな海底直流送電線の整備に向けた取組も進められております。

道といたしましては、こうした動きも踏まえながら、引き続き、送電網の整備に向けて国や電力事業者と働きかけてまいります。

○鈴木一磨委員 引き続き、新エネ導入促進等についてもお伺いしますが、地域が主体となっていく新エネルギーの導入と併せて行う新エネルギー導入の効果を増大させる省エネ機器の導入等の支援について、令和4年度の実績と今後の事業展開についてお伺いします。

また、地域マイクログリッドの構築において、送配電事業者や域内需要家等の理解と関与、綿密な事業計画など高度な調整機能も重要と考えますが、道の役割について所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 新エネルギー担当課長岩崎法彦君。

○岩崎新エネルギー担当課長 新エネルギーの導入促進などについてでございますが、道では、新エネルギー設備等導入支援事業により、市町村等による新エネ導入に向けた設計や設備導入を支援しており、令和4年度の実績は、設計で6件、設備導入で1件となっております。

また、ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業により、地域マイクログリッドの構築に向けた取組を支援しており、令和4年度の実績は、計画等作成で3件、設備導入で3件となっておりますほか、セミナーの開催等により、運用のノウハウについて情報提供や専門家による助言を行って

おります。

道といたしましては、こうした支援を通じ、引き続き、地域における新エネ導入やマイクログリッド構築の取組の拡大を図ってまいります。

○鈴木一磨委員 令和4年度の取組年次報告では、例えば、製造業と宿泊・飲食サービス業のカーボンニュートラル化モデルプランを作成し、公表するとしています。

その実現化に向けた進捗状況について伺うとともに、特に、高度な技術水準やコスト高などで市場シェアが伸び悩む水素熱源システム等の次世代エネルギー製品の開発普及状況についてお伺いします。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 企業の脱炭素化に向けた取組などについてでございますが、道では、令和4年度において、製造業と宿泊・飲食サービス業からそれぞれ1社ずつを対象に、カーボンニュートラル化に向けた先導モデルとなるプラン策定を支援したところであり、今年度、道のホームページや関連するセミナーを通じてモデルプランの周知に努めますとともに、このモデルプランを活用し、全道各地域の様々な業種を対象に事業者のプラン作成を支援しております。

また、都市ガスなどから取り出した水素を利用する家庭用燃料電池につきましては、徐々に普及が進んでいる一方、水素を燃料とした産業用熱電供給設備につきましては、現時点では価格面や技術・インフラ面での課題がありますことから、国においては、早期の社会実装を目指し、研究開発等を支援しており、道といたしましても、国の実証事業の誘致などにより、技術開発や利活用に向けた取組を促進してまいります。

○鈴木一磨委員 エネルギー政策全般においては、道内送電網の強化など技術・インフラ面での課題も大きいので、ぜひ、そうしたエネルギー政策の充実に向けて一層取り組んでいただくよう指摘をいたします。

続いて、ゼロカーボン北海道の推進についてお伺いします。

令和4年度において、温暖化対策の推進に係る「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」等の普及啓蒙活動にどのように取り組み、その効果や成果についてもお伺いします。

○久保秋雄太委員長 地球温暖化対策促進担当課長樋口知己君。

○樋口地球温暖化対策促進担当課長 ゼロカーボン北海道の実現に向けた普及啓発の取組についてでございますが、道では、道民の方々や事業者の方々における脱炭素化の取組を促進するため、「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」におきまして、CO₂排出量を知ろう、マイボトルを持ち歩こうをはじめとするライフスタイルやビジネススタイルの転換につながる取組につきまして、家庭や職場でできる省エネ行動として呼びかけているところでございます。

特に、令和4年度からは、若者の理解促進に重点的に取り組んでおりまして、高校生バスツアーでは、13校50名が脱炭素の先進地域を訪問し、実感していただいたほか、道教委と北大が主催する「探求チャレンジ・北海道」では、参加した228校859名の高校生が、探求活動の場を活用してゼロカーボンについて自ら学習を行うなどしており、この学習を通じて、社会に出てからも役

立つ力を養うことができたといった参加生徒の声が寄せられているところでございます。

また、事業者に対しましては、省エネの具体的な対策を紹介するガイドブックの作成やセミナーの開催に加え、令和4年度からは、省エネ設備の導入におきまして他の事業者への波及が期待される事業への支援を始めるなど、脱炭素化に取り組む事業者の裾野の拡大を図っているところでございます。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをかなえるためには、本道で活動する全ての事業者及び生活者の意識変容が重要であります。温暖化防止の政策基盤である普及、啓蒙、啓発の強化に一層努められるよう指摘をいたします。

次に、最後の項目ですが、物価高騰対策等についてお伺いします。

まず、エネルギー料金の高騰対策について、令和4年度に電気料金高騰対策として実施された節電プログラム参加促進事業は、申請数も少なく、多額の予算執行残を生み、牛乳やお米を対象とした子育て応援事業に振り替えた経過があります。

令和4年度に実施されたエネルギー料金高騰対策の効果をどのように振り返り、その実効性や適格性についてどう評価しているのか、お伺いします。

また、本道の価格高騰対策は事業者向けに傾注しているように受け止められますが、消費者である生活者側への支援をどのように考えているのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 経済企画課長佐藤正人君。

○佐藤経済企画課長 エネルギー価格の高騰に係る支援についてでございますが、道では、昨年度、エネルギー価格の高騰などにより影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するための支援金の支給に加え、製造業を対象とした省エネルギー設備の導入促進や、国の電気利用効率化促進の取組に対する道独自の上乘せなど、エネルギーの効率的利用に向けた省エネルギーの取組への支援に取り組み、エネルギー料金の負担軽減や消費量の削減、節電意識の啓発などが図られ、価格高騰による影響の緩和につながってきたと考えているところでございます。

また、道民の皆様のご生活への支援といたしましては、低所得の高齢者世帯等に対する福祉灯油事業を実施する市町村への支援に加え、物価高騰等の影響が大きい低所得の子育て世帯などへの給付金の支給などに取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 併せてお伺いしますが、これまでも、本道は、消費者物価指数が全国平均より若干高めで推移しており、物価高騰への対策として、令和4年度はどのように取り組み、どのような効果を生んだのか、伺います。

○佐藤経済企画課長 物価高騰対策についてでございますが、道では、原材料等の物価高騰による道民の皆様のご生活への影響を緩和するため、物価高騰等の影響が大きい生活困窮者や低所得の子育て世帯への給付金の支給に加え、市町村のプレミアムつき商品券発行に対する支援や、子育て世帯への負担軽減を図るため、お米券、牛乳券の支給などに取り組んできたところでございま

す。

こうした取組により、道民の皆様や事業者の方々の価格高騰による影響の緩和や需要の喚起などにつながってきたと考えております。

○鈴木一磨委員 道では、令和4年7月に、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策を取りまとめ、10月に改定しました。当時、我が会派では、経済対策推進本部等において十分な検討議論や、過去の対策の検証などを行ってから予算提案すべきと指摘した経過もあります。既に予算執行も終え、決算期も過ぎ、行政評価として推進本部においてどのような検証がなされたのか、お伺いします。

また、物価やエネルギー料金等の価格高騰は、今後も続くことが想定されますが、実効性ある対策をどのように講じていくのか、所見をお伺いします。

○久保秋雄太委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の物価高騰への対応についてでございますが、道では、昨年7月に策定いたしました緊急経済対策は、経済対策推進本部を通じ、地域や事業者の方々の実情把握に努めながら各般の支援策を講じてきたところでございますが、利用者の方々からは、エネルギー料金の負担軽減や消費量の削減などで一定の効果があつたという声がある一方で、一部の事業では、対象範囲が限定されているという声や、手続の煩雑さを指摘する声もあつたところでございまして、現在実施しております価格高騰等経済対策におきましては、これまでの対策の成果や課題などを踏まえ、対象の拡大や手続の簡素化を図るなど、効果的な執行に努めているところでございます。

また、物価高騰が長期化する中、先般、国が新たな総合経済対策を決定いたしましたことから、11月6日に経済対策推進本部を開催し、知事から、各業界や地域の支援ニーズを丁寧に把握し、必要な対策の検討を加速するよう指示があつたところでございまして、道といたしましては、今後、実効性のある経済対策を速やかに取りまとめ、道民の皆様の暮らしを守り、事業者の方々の経営への負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 エネルギー料金の高騰は、特にこれから冬を迎え、ますます家計や事業経費に大きな影響を及ぼします。例えば、トリガー条項の発動により、燃油の特例税率分の価格が引き下げられる一方で、地方財政は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税が大幅に減収し、福祉灯油の支出や事務が追随します。

物価高騰も長期間続いており、事業者は経費節減に限界を感じ、消費者は物価上昇に見合うだけの賃金上昇が追いついていないため、特に、行政支援の対象から外れる中間層の家計への打撃が大きい実態にあります。企業を通じたトリクルダウン的支援策に偏重しても、価格反映など生活者が恩恵を受けるまで時間もかかるため、直接的な消費者支援も大切だと考えます。このことについて知事の所見をお伺いしたく、委員長の御配慮をお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 鈴木(一)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

太田憲之君。

○太田憲之委員 それでは、私から、経済部所管に関する項目について、大きく2点伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、中小・小規模企業の事業承継について、以下、数点伺ってまいりたいと思います。

今年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことなどに伴い、観光入り込み客数の回復など道内経済に前向きな動きが出てきているところではありますが、一方で、コロナ対策として実施した無利子無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化したことや深刻な人手不足などもあり、中小・小規模企業の経営状況は非常に厳しいとの声を多く聞いているところでございます。

そこでまず、道内企業の倒産や廃業状況はどのようになっているのか、これまでの推移についてお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 道内企業の倒産等の状況についてであります。民間調査会社によりますと、倒産件数は、令和元年が212件、令和2年が175件、令和3年が139件であり、減少傾向が続いておりましたが、令和4年には198件と増加し、今年は9月末現在で188件と、前年同期に比べ40件、27%の増加となっております。

また、休廃業・解散企業数は、令和元年が2219件、令和2年が2225件、令和3年が2079件、直近の令和4年は2316件と、前年に比べ237件、11.4%の増加となっております。

これらの要因といたしまして、コロナ禍が長期化し、中小・小規模事業者の経営体力が消耗したところに、エネルギー・原材料価格の高騰や人件費が上昇し、経営環境が厳しさを増す中、後継者不在といった要因も重なり、休廃業、解散の決断を促す契機になったことで、事業継続の断念につながったものと考えてございます。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたが、中小・小規模企業が廃業を選択するケースが多いとのことではありますが、たとえ規模が小さくとも、地域の経済や社会を支える重要な役割を担っている場合があります。こうした企業が廃業することは、地域社会の持続可能性にも深刻な影響を及ぼす場合が少なくありません。

こうした状況を踏まえ、道は、昨年度に改定した北海道小規模企業振興方策で、事業承継の円滑化を方策の柱の一つに位置づけ、取組を進めてきていると伺っておりますが、道は、昨年まで事業承継に向けてどのような施策を展開してきたのか、事業予算の推移も含めてお聞かせ願います。

○菅野中小企業課長 これまでの事業承継支援の取組についてであります。平成29年に、事業承継の円滑化に向け、金融機関との連携による小規模企業者向けの資金供給ファンド、北のふる

さと事業承継支援ファンドを設立し、令和4年までで、累計10社に対し、約1億7400万円の投資を実施したところでございます。

また、平成30年度には、地域企業の事業承継に係る様々な経営課題の解決のため、道内6圏域に支援拠点を置く事業承継サポートネットワークを設立いたしました。

さらに、令和元年から、北海道経済産業局と連携して、創業希望者と後継者不在事業所をマッチングさせる後継者人材バンクを設置し、運用を開始するとともに、令和2年度からは、中小企業振興資金貸付けにおいて事業承継貸付けを新設し、事業承継に係る資金ニーズに対応しております。

令和3年度には、事業予算4500万円の事業再生・承継支援対策事業により、道内6圏域にコーディネーターを配置し、地域企業の事業承継などの経営課題解決に取り組んでおり、現在実施している専門家派遣事業なども活用しながら、時々状況に応じて必要な予算を計上し、非予算事業も含め、事業承継の支援に取り組んでいるところでございます。

○太田憲之委員 ただいま、各年度の事業の推移をお聞かせいただいたところでございました。

道のこういったこれまでの取組などによって、道内の事業承継はこれまでどのように推移してきたのか、こちら伺います。

○菅野中小企業課長 事業承継の現状についてであります。道内の事業承継の件数を示す統計はないものの、北海道事業承継・引継ぎ支援センターにおける対応の結果、事業承継につながった事業者数は、令和元年度は34者、令和2年度は46者、令和3年度は74者、令和4年度は83者と年々増加している状況でございます。

また、民間の調査機関によれば、事業承継支援を進める上で課題となっている、後継者がいない、または、未定と答えた割合を示す道内の後継者不在率は、令和4年は68.1%であり、令和3年の不在率71.0%から2.9ポイント低下し、5年連続で不在率が低下しているところでありますが、全国平均の57.2%を10.9ポイント上回っており、都道府県別では全国で4番目に高く、全国平均を上回る状況が続いているところでございます。

○太田憲之委員 今、数字を聞かせていただきましたが、まだまだ厳しい数字の結果ではあるものの、一定の成果はこれまで積み重ねてきたものと理解するところでございます。

それで、昨年の第4回定例会で、知事は、事業承継の円滑化をより効果的に進めることができるような具体的な支援策について検討する、こういった考えを示されたと思いますが、その後、どのような支援策を実施することになったのでしょうか、具体的な取組の現状も含めてお聞かせ願います。

○菅野中小企業課長 新たな取組についてであります。円滑な事業承継の推進に当たりましては、後継者人材とのマッチングや事業承継計画の作成などへの支援が重要と認識しており、とりわけ第三者による事業承継は、実際のマッチング過程において、商品や店舗の雰囲気などのイメージが違うなどの mismatch になりがちなことから、道では、今年度、後継者を募集している経営者本人が、事業者名を明かし、映像などを交えて事業内容を紹介し、質疑応答や承継希望先と

の交流を図るオンラインイベントを開催し、マッチング支援を実施いたしました。

また、事業承継を支援する民間事業者と連携し、インターネット上で、事業承継希望企業と後継者候補をマッチングできる「M&Aプラットフォーム」の利用促進を図るため、これをPRする事業承継セミナーを開催したところでございます。

○太田憲之委員 なかなかマッチングがうまくいかないようなお話も聞くところでありますが、それを減らすためのこういった取組は非常に有効かなと思いますので、引き続き、顔の見えるいろいろな形の円滑なマッチングを進めるようお願いするところでございます。

道の事業承継に向けた取組について、るる伺ってまいりましたが、最近の休廃業・解散企業数の推移を見るところによりますと、開業数を大幅に上回る状況が続いておりまして、なかなかこの数字が転換する兆しが見えていないのではないのでしょうか。

廃業を選択する企業の中には、取引先や顧客などに支持され、経営を持続していけるだけの十分な経営基盤がありながら、後継者難などから廃業せざるを得ないケースも少なくないと伺っております。

このような状況が今後も続けば、道内経済全体にも大きな打撃となることは避けられません。地域経済の担い手となる中小・小規模企業をこれ以上減らさないためには、事業承継に向けた道の取組を一層強化していく必要があるのではないかと考えます。

道は、事業承継の促進に向け、今後どのように取り組んでいく考えなのかをお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の対応についてでございますが、エネルギー・原材料価格の高騰によるコスト上昇の影響など、道内の中小・小規模企業は厳しい経営環境に置かれておりまして、休廃業が増加している状況の中、後継者不在が契機となり、地域の産業を担う事業者が廃業すれば、地域住民にとってはサービスを受けることや雇用の場が奪われることになるほか、事業者にとってはサプライチェーンの維持に影響が及ぶことから、事業承継は喫緊の課題であると認識しております。

このため、道といたしましては、インターネットを活用した後継者人材とのマッチング支援を推進いたしますとともに、道内各地域の金融機関や商工団体など事業承継サポートネットワークの構成機関と連携を一層密にし、事業承継診断の実施など支援の働きかけを行いますほか、専門家派遣の活用を図るなど、事業承継の円滑化に向けまして、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 いろいろ御答弁いただきましたが、道内の中小・小規模企業を取り巻く経済状況はまだ大変厳しく、今後、休廃業や解散を余儀なくされるケースが増えてくる可能性が高いと言われており、事業承継や経営改善に向けた道の支援がこれまで以上に重要になってくると考えます。

こうした観点から、改めて知事に対して直接考えをお伺いしたいので、委員長におきましては

お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。

道は、道内企業に外国人材の雇用を促すために、昨年度から新たに外国人材活躍促進事業に取り組んでいることかと思えます。

そこで、以下、外国人材に関して、数点伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、外国人材活躍促進事業の狙いや具体的な事業内容がどのようなものになっているのかをお聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 産業人材課長堀内一宏君。

○堀内産業人材課長 外国人材活躍促進事業についてでございますが、この事業は、道内企業の外国人材の確保や定着に向けた支援や、在留外国人の道内への就職促進を図ることを目的としておりまして、事業内容としては、外国人材定着の好事例等を紹介する企業向けのセミナーや、企業と外国人との相互理解を深める交流座談会、合同企業面談会を開催しているところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま、いろいろお聞かせいただきました。

この事業におきましては、セミナーや合同企業面談会、交流座談会等を実施しているとのことでありましたが、この事業のこれまでの実施状況はどのようになっているのか、こちらもお聞かせ願います。

○堀内産業人材課長 事業実績についてでございますが、本事業は、令和4年度から実施をしております。企業向け採用セミナーや交流座談会、合同企業面談会の参加実績につきましては、令和4年度は、札幌で延べ12回開催し、道内企業92社、外国人193人が参加、今年度は、札幌のほか、旭川や北見などで延べ7回開催し、道内企業は171社、外国人は168人の参加となっております。

以上でございます。

○太田憲之委員 この事業では、技能実習生等の外国人や採用を希望する企業とも交流する機会を持たれたとのことですが、外国人材の雇用や技能実習生の受入れ、定着に関しまして、どのような課題や要望があったのでしょうか、分かる範囲でお聞かせ願います。

○堀内産業人材課長 技能実習生などからの要望等についてでございますが、道が実習生等に対して実施をしたヒアリングなどの調査では、実習生から、賃金を得たいのももう少し働けるようになったらよい、日本語を習得したいが難しく苦勞しているなどといった意見がありましたほか、受入れ企業等からは、長期にわたり安定した外国人材の確保が可能となるように在留期間などの見直しが必要、技能実習3号や特定技能への移行時に、暖かく賃金の高い都市部の企業や道外へ転籍する者が多いといった意見があったところでございます。

また、本事業の企業向けセミナーや交流座談会、合同企業面談会におきまして、参加した実習生からは、外国人が安心して働くことができる場や安定した就業先確保を求める声が寄せられた

ほか、企業からは、地方での外国人材の採用の難しさや人材の定着に不安を抱える声が寄せられたところがございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 伝聞するとかだけではなく、このように実際に直接お話を伺うことによって課題や要望を収集できたことは、一定の成果があったのかなと思うところがございます。

国では、技能実習制度と特定技能制度の執行状況を検証し、課題を洗い出した上で、外国人材の適正な受入れ方策を検討し、関係閣僚会議に意見を述べることなどを目的とする有識者会議を昨年11月に立ち上げ、鈴木直道知事もこのメンバーとなって活発な議論が交わされたと伺っております。

このたび、最終報告書のたたき台が取りまとめられたとのことではありますが、どのような内容となったのでしょうか、また、会議の中で、道はどのような提案を行い、このたびのたたき台にどのように反映をされたのでしょうか、お聞かせ願います。

○久保秋雄太委員長 産業人材担当局長岡本拓司君。

○岡本産業人材担当局長 有識者会議の進捗についてでございますが、先般の有識者会議で示されました最終報告書のたたき台では、現行の外国人技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しを行った上で、一定の要件の下、転籍を認めることや、日本語能力が段階的に向上する仕組みを設けることなどが示されたところがございます。

この会議におきまして、道では、これまで、人材育成や人材確保の観点から、一定の就労期間を確保することや、人手不足が深刻な地方の人材確保対策の必要性のほか、日本語教育の支援などについて提言してきたところがございます。

こうした提言や会議での議論を踏まえ、最終報告書のたたき台には、3年間の育成期間を設けることや、地方における人材確保の配慮、日本語能力の向上方策などが示されたところがございます。

○太田憲之委員 こうした提言がしっかりと反映されているということは、頼もしく思うところでございます。

それでは、本道をはじめとする地方では、全国平均を上回るスピードで生産年齢人口が急減すると見込まれているところであり、今後、外国人材を地域に呼び込み、定着を図ることが喫緊の課題となっております。

先ほど伺いました合同企業面談会や交流座談会は、外国人材の雇用等に関する地域の生の声に耳を傾ける貴重な機会であり、有識者会議の議論に反映させることができた、そのように考えますが、知事はこの交流座談会等に参加したのでしょうか、していないのであれば、地域の声をどのように把握したのでしょうか、お聞かせ願います。

○堀内産業人材課長 地域の実情の反映についてでございますが、本事業による合同企業面談会や交流座談会は、道内企業と外国人材とのマッチングや相互理解を深める場であり、道として実

習生の意見を聞くことを目的とした取組ではないのですが、その場で伺った様々な生の声につきましても、地域の実情として道の取組などへ反映をさせるとともに、有識者会議の場におきまして伝えるなどしてきたところでございます。

また、道から、有識者会議に対し、技能実習生からの実情を聞き取る必要性について提案し、会議事務局主催によりまずヒアリングが実現したほか、道として、受入れ企業や技能実習生に対するヒアリング、監理団体に対する道独自の調査を実施するなどし、地域の実情把握に努め、有識者会議で発信してきたところでございます。

以上でございます。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたが、直接、実情を聞く場面は設けていなかったということでございます。

話は少しそれてしまうかもしれませんが、知事は、今、各地でスクラムトークや「なおみちカフェ」と銘打った地域訪問活動を非常に精力的に行われているところであります。そういったところでも、こういった外国人技能実習生等が活躍している地域も回られているということでもあります。大変お忙しいこととは思いますが、この制度の在り方を議論する際には、こういった地域の生の声は非常に有効であると考えておりますので、ぜひとも、そういった機会があれば積極的にそういった声も拾っていただきますようお願いをしたいと思います。

この件に関しては、改めてお伺いしたいと思います。

道としては、このたびの有識者会議の最終報告書のたたき台で示された新たな制度について、どのように受け止めをしており、今後、外国人材の確保、定着に向けてどのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。最終報告書のたたき台では、道が提言いたしました人材育成や人材確保の観点から、一定の就労期間を確保することや、人手不足が深刻な地方の人材確保に向けた対策の必要性などについて示され、現在、最終報告書の取りまとめに向け、議論されているところでございます。

今後、有識者会議において最終報告書が取りまとめられ、関係閣僚会議に提出された後、国において、最終報告書に基づく必要な検討や手続が進められるものと承知しております。道といたしましては、今後とも、国のこうした動きを注視いたしますとともに、外国人労働者の方々が北海道で安心して働き暮らすことができる環境づくりに努めるなど、地域経済を支える外国人材の安定的な確保、定着に向けまして適切に対応してまいります。

以上でございます。

○太田憲之委員 このたびの外国人材の確保、定着は、地域にとって切実な課題だけに、知事もっと現場に入って、技能実習生や受入れ企業など当事者の悩みなどを直接、見聞きし、有識者会議の議論に参加する姿勢が必要ではないかとも考えます。

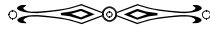
こうした点も含めまして、外国人材の確保に関しては改めて知事に対して考えをお伺いしたいと思いますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 太田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後3時開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

白川祥二君。

○白川祥二委員 まず、経済部所管の決算資料によりますと、多額の不用額が出ている事業が散見されますので、以下、数点にわたり伺ってまいります。

まず初めに、感染防止対策協力支援金支給事業費についてでありますけれども、この事業は、時短営業などを要請する全道の飲食店などを対象とした協力支援金支給事業に関わる経費として、令和3年度予算から令和4年度に繰り越した414億円の予算と承知しておりますが、決算資料では、決算額が226億円となっており、188億円の不用額が生じております。

まず、188億円もの多額の不用額が生じた理由について伺います。

○鈴木一磨副委員長 経済企画課参事佐藤匡法君。

○佐藤経済企画課参事 不用額が生じた理由についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の基本的対処方針等を踏まえ、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などを講じた際に、飲食店等に休業や時短営業等の要請を行い、御協力いただいた事業者に対し、協力支援金の支給を行ってきたところであります。

令和3年度におきましては、4月から営業時間短縮等の協力要請を行いましたが、変異株への置き換えが進み、感染が道内全域に拡大したことなどにより、事業者への協力要請は令和4年3月中旬まで断続的に実施されたところであります。

令和4年1月から3月の要請に係る協力支援金の支給の多くが翌年度となることから、予算を繰り越したものの、結果的にその間の営業時間短縮等の協力要請期間が短くなったことなどから、協力支援金の支給実績が想定を下回り、不用額が生じたものであります。

○白川祥二委員 次に、支給対象期間について伺いますけれども、令和4年度の予算の執行について、令和3年度からの繰越予算とのことであります。令和4年度の現年度予算の状況も併せて伺います。

○佐藤経済企画課参事 令和4年度の執行状況についてであります。令和4年度の現年度予算は、当初予算で約193億6000万円を計上し、2定補正で約107億8000万円を追加補正し、合わせて約301億4000万円を計上したところであります。

○白川祥二委員 令和4年度の現年度予算が約301億4000万円とのことですが、この予算の執行状況はどうであったのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 令和4年度の現年度予算についてであります。令和4年度は、飲食店等への時短営業等を要請する事態には至らなかったことから、協力支援金の支給は行われず、5定補正で全額減額補正を行ったところであります。

○白川祥二委員 令和3年度から繰り越した予算の執行残額が、結果的に188億円となったわけですが、この残額の活用などはできなかったのか、伺います。

○佐藤経済企画課参事 予算残額の活用についてであります。繰越予算であることと、国の協力要請推進交付金を活用した時短営業等要請に伴う協力金の予算執行であり、他の用途への活用ができないものでありますことから、不用額となったものであります。

○白川祥二委員 そういう理由というの分らないわけではないけれども、かなり無駄な感じはしますね。

次に、支援金支給事業による効果について伺いますけれども、飲食店などへの時短営業等の要請に伴う協力支援金支給は、国における感染防止対策の一つであったわけですが、令和3年度には、長期にわたり時短営業や休業要請を行うこととなり、多くの事業者にも協力をいただいたと思います。

この間、協力支援金の支給は、延べでどのくらいの事業者に対し、どのくらいの支給額となったのか、また、要請を受けた事業者の協力状況など、この事業の成果をどのように認識しているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 経済企画局次長石丸幸夫君。

○石丸経済企画局次長 支援金支給事業による効果についてであります。令和3年度に、国の対処方針等に基づき、道が決定いたしました休業や時短営業等要請に御協力をいただいた事業者に対しまして、道及び支給事務を依頼しました市町村から延べ約19万2000件、総額で約1618億円の協力支援金を支給したところでございます。

また、要請に対する協力状況としまして、対象事業者の9割以上の協力を得るなど、感染防止対策に寄与したものと考えております。

○白川祥二委員 効果があったというよりは、感染防止対策に寄与したというふうにお答えになっていると思いますけれども、そのとおりにかなと思います。

次に、教育旅行支援事業について伺います。

教育旅行支援事業については、道内外の学校が北海道内で実施する教育旅行に対して、新型コロナウイルス感染症対策として、貸切りバス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むための増加経費を支援するものとして15億8000万円を計上しておりましたが、3億8000万円強の不用額となっています。これについても理由を伺います。

○鈴木一磨副委員長 観光地づくり担当課長新田清文君。

○新田観光地づくり担当課長 教育旅行支援事業についてであります。本事業は、道内で実施

【第2分科会 11月13日 第4号】

する教育旅行に対し、貸切りバスの追加借り上げなど感染リスクの低減に取り組むための増加経費を支援するものであり、道では、前年度の実績や予約状況などを勘案し、予算を計上いたしました。

こうした中、令和4年10月から始まった全国旅行支援では、開始前の予約についても支援対象とすることが可能になったことから、より支援額の高い全国旅行支援を活用するケースが増えたことなどが不用額が生じた主な要因として考えられるところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 後発の事業に需要が流れたということのようですが、この事業は、先ほどの繰越事業とは違い、不用見込みについて減額補正できたはずですので、今後、多額の不用額を生じないよう留意されたいというふうに思います。

次に、北海道旅行割引事業費については、国の補助制度を活用し、道内外の旅行者を対象とした旅行商品の割引を支援することとし、544億円もの予算を計上したものと承知しております。

この実績はどうだったのか、まず伺います。

○鈴木一磨副委員長 誘客推進担当課長大須賀康高君。

○大須賀誘客推進担当課長 北海道旅行割引事業費についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起するため、国の補助制度を活用して旅行支援事業を実施してきたところであり、令和4年度につきましては、令和3年度からの繰越予算約544億円を活用し、どうみん割を10月10日まで、10月11日から年度末まで全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE!割」を実施したところでございます。

このうち、どうみん割につきましては、道民及び東北6県の皆様を対象に、延べ約263万人の方々に利用いただき、全国旅行支援につきましては、全都道府県民の皆様を対象に、延べ約318万人の方々に利用いただき、合わせて約458億円の予算を執行したところでございます。

○白川祥二委員 いわゆるどうみん割や「HOKKAIDO LOVE!割」については非常に人気があった事業だったのではないかとと思いますが、これについても86億円強の不用額となっています。

なぜ、このような多額の不用額となったのか、伺います。

○大須賀誘客推進担当課長 予算の執行についてでございますが、全国旅行支援については、当初、国は、令和4年ゴールデンウィーク明けから実施する予定としておりましたが、感染状況の悪化により延期され、10月からの開始となり、どうみん割より利用件数の多い全国旅行支援の実施期間が5か月間短くなったことが予算残額が生じた大きな要因と考えております。

○白川祥二委員 5か月間短くなったということで、ちょっと残念だったような気がしますね。

次に、令和3年度からの繰越事業とのことですから、86億円の不用額はやむを得ないということだと思いますが、では、令和4年度予算分はどのようになっているのか、伺います。

○大須賀誘客推進担当課長 全国旅行支援についてであります。令和3年度からの繰越予算を活用し、昨年10月より実施していましたが、昨年12月に国から予算の

追加配分があり、道では、円滑な事業の継続ができるよう、4定補正予算として約176億円を計上し、議決をいただいたところでございます。

この予算につきましては、本年1月から3月までの間、令和3年度の繰越予算と併用し、全国旅行支援に充当するとともに、残額は本年度に繰り越し、事業の継続を図ってきたところでございます。

○白川祥二委員 令和4年度予算については、執行残を令和5年度に繰り越して執行されたということで、先日、対象期間の追加もなされましたので、おおむね執行される見通しなのだろうとは思っています。

次に、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金について伺います。

この事業は、コロナの影響により変化している消費行動や事業活動に対応するため、変革にチャレンジする中小・小規模企業が行う新事業展開や新商品開発、各種販売促進の取組など、新たな取組を支援する事業だと承知しておりますが、予算積算時の見込みなど、実績について伺います。

また、その要因についてどのように分析しているのか、併せて伺います。

○鈴木一磨副委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 事業費の積算と実績などについてであります。本事業は、令和3年5定補正予算において措置され、令和4年度に繰り越して実施したものでございますが、新事業展開枠と販売促進枠の二つを設定し、新事業展開枠は1200者、上限100万円とし、所要額は12億円、販売促進枠は1000者、上限30万円とし、所要額3億円、2枠計で2200者、所要額15億円を見込み、事業費1億885万1000円と合わせ、総額16億885万1000円と積算したものです。

実績といたしましては、新事業展開枠は1059者、9億3744万6000円、販売促進枠は514者、1億2414万7000円であり、合計1573者、10億6159万3000円、事務費の1億2717万8061円を合わせますと、執行額の合計は11億8877万1061円であり、執行率は約74%でありました。

また、コロナ禍において、販売促進枠で事業内容に新規性を打ち出すことが難しかったものと推測され、1000者見込みのところ、実績が514者にとどまったことが執行残の大きな要因であると考えております。

新事業の展開や販売促進への意欲的な取組に対する支援を通じ、中小・小規模企業の経営基盤の強化が図られ、一定の成果があったものと考えてございます。

○白川祥二委員 1000者見込みのところ、514者ということで、執行残が大きくなったということだと思います。この事業も、令和3年度から令和4年度への繰越事業とのことですので、決算不用額が生じたということだというふうに思います。

次に、節電プログラム参加促進事業費について伺います。

この事業については、我が会派から昨年度来、多々、問題点を指摘しており、結果的に約30億円という多額の減額補正を行い、その財源を、お米・牛乳子育て応援事業に活用したわけですが、そうしたにもかかわらず、さらに8000万円の不用額が生じました。

【第2分科会 11月13日 第4号】

こうした結果に対する受け止めについて伺います。

○鈴木一磨副委員長 エネルギー政策担当課長篠原裕史君。

○篠原エネルギー政策担当課長 節電プログラム参加促進事業費についてでございますが、本事業は、道民の皆様に節電の取組を促すとともに、電気料金高騰の影響緩和を図るため、国の節電プログラム事業に参加した低圧電力の契約者に支給されます2000円相当の特典と同額を、小売電気事業者を通じて道独自に上乘せしたものであります。国の想定参加数に至らず、31億円の不用が見込まれましたことから、令和5年第1回定例会で減額補正を行ったものでございます。

積算を実施した時点におきましては、多数の事業者で参加受付期間が終了していなかったことから、できるだけ多くの契約者に参加いただくことを目指すとともに、予算に不足が生じないように、事業者の方々にも確認の上、補正額を算定しましたが、最終的に、想定した参加数に至らず、8000万円の不用額が生じたものでありまして、その結果につきましては真摯に受け止めております。

○白川祥二委員 次に、製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業について伺います。

この事業は、電気料金などエネルギー価格高騰の影響が特に大きい製造業者の負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入経費の4分の3を、500万円を上限に補助することとした事業であると承知しております。

不用額の要因をどのように考えているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 産業振興課長安彦史朗君。

○安彦産業振興課長 製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業についてでございますが、本事業の予算の措置に当たりましては、業界団体や企業を対象に実施した調査の結果を基に、高額な省エネ設備の導入にも応えられるよう、補助上限額を500万円、補助対象件数を300者程度と設定したところでございます。

その執行状況につきましては、設定を上回る349者への補助を実施し、大型加工機械など高額な申請があったものの、LED照明や小型の空調設備の導入など低い額による申請も多かったことから、不用額が発生したものでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 事業の性質上、もっと申請があってもよかったのではないかなというふうに思いますが、今年度については、ゼロカーボン基金事業の中で同じ趣旨の事業が継承されているようですので、こうした取組が全道的に普及されるよう期待をしております。

次に、道産食品消費喚起対策事業について伺います。

この事業は、道産食品を扱う百貨店などで利用可能な商品券などの販売により、道産食品の消費喚起を図る目的で実施されたと承知してはいますが、実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 食ブランド担当課長工藤弘行君。

○工藤食ブランド担当課長 道産食品消費喚起対策事業の実績についてでございますが、道では、昨年度、国内のどさんこプラザや北海道物産展において、5000円で7000円分の道産品を購入

できる商品券17万1000冊を完売し、どさんこプラザでは31億3500万円、道主催の物産展では85億2900万円の売上げとなったところでございます。

また、インターネットや新聞紙面などを通じた道産食品の割引販売では7億7100万円、道内の宅配サービス、トドックのカタログ販売では8200万円の売上げとなったほか、14振興局による道外百貨店等における地域フェアを延べ21回開催し、管内事業者の販売機会を提供したところでございます。

このほか、海外のどさんこプラザを拠点といたしまして、シンガポールとバンコクで商談会やフェアを開催し、約70件の商談に結びついたところでございます。

○白川祥二委員 次に、どさんこプラザの売上げの推移について伺います。

まず初めに、北海道物産展は大変人気のあるイベントで、リピーターも数多く訪れると聞きます。そこにおいて2000円お得な商品券が売られていれば、皆さん、購入されるのが当たり前ではないかと思えます。単なる打ち込みにすぎなかったのではないかという見方もできますが、コロナ禍におけるプレミアムつき商品券の販売実績とどさんこプラザの売上げの推移は、コロナ禍前と比較し、どのようになっているのか、伺います。

○工藤食ブランド担当課長 プレミアムつき商品券の販売実績などについてであります。コロナ禍の売上減少に対応するため、道では、令和2年度からプレミアムつき商品券による消費喚起事業を実施しており、これまでの発行数と発行金額は、令和2年度は10万9250冊、7億6500万円、3年度は14万1500冊、9億9050万円、4年度は17万1000冊、11億9700万円となっており、このうち約3割がどさんこプラザで使用され、道産品の購入に当てられたところでございます。

また、コロナ禍前の令和元年度のどさんこプラザの総売上げは24億2300万円であったところ、感染症が拡大した2年度は、営業自粛などにより、19億1700万円と前年度に比べ2割落ち込みましたが、その後、羽田空港店やあべのハルカス店などが新規出店し、プレミアムつき商品券の効果も相まって、3年度は26億9100万円、4年度は31億3500万円の売上げとなったところでございます。

○白川祥二委員 事業の効果について、どのように分析されているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 食関連産業局長林優香君。

○林食関連産業局長 事業の効果についてでございますが、道では、感染症の長期化による売上減少に加え、原材料価格の高騰などにより厳しい経営環境に置かれております食関連事業者の方々の支援するため、プレミアムつき商品券の販売や割引販売による消費喚起に取り組んでまいりました。

テスト販売など道内食品製造事業者のマーケティングなどを支援するどさんこプラザにおいては、昨年度発行した商品券のうち約3割、3億1200万円分の商品券が使用されておまして、百貨店における物産展での消費喚起などとともに、コロナ禍の厳しい状況に置かれております事業者の方々の販路確保や新規開拓を下支えすることができたものと考えております。

○白川祥二委員 どさんこプラザでの売上げがV字回復したわけですから、一定の成果があった

【第2分科会 11月13日 第4号】

のだろうと思います。百貨店のない地域にお住まいの道民からは、購入の機会が少なかったという声も聞きますが、今後とも、食関連事業者支援についてよろしくお願いいたします。

次に、ゼロゼロ融資について伺います。

令和2年5月から令和3年5月までに道が実施した、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者向けの無利子融資、いわゆるゼロゼロ融資は、実施から3年が経過し、本年は返済のピークを迎えていると承知しております。昨今のエネルギー価格や原材料費などの高騰により厳しい状況に置かれている事業者にとっては、この返済が極めて重い負担になっているとの声を聞くところであります。

そこでまず、ゼロゼロ融資の融資実績と返済開始時期の状況、及び、令和4年度の道の取組について伺います。

○鈴木一磨副委員長 金融担当課長佐々木浩司君。

○佐々木金融担当課長 ゼロゼロ融資の融資実績等についてでございますが、令和2年5月から令和3年5月までに実施されましたゼロゼロ融資の融資実績は6万1754件、1兆1716億円であり、令和4年度末時点での融資残高は5万6510件、8880億円となっております。

また、令和4年度末時点において残高のあるゼロゼロ融資利用先の返済開始時期につきましては、昨年度までに返済が始まった先が57.8%、今年度中に返済が始まる先が29.8%、来年度中に返済が始まる先が6.5%であり、合わせて94.1%が来年度までに返済開始となる見込みでございます。

道としては、令和4年度につきましては、融資の当初の3年間を実質無利子にするために、金融機関に対しまして90億5705万円の利子補給を行ったほか、融資先へのモニタリングや返済条件変更への柔軟な対応について要請してきました。

また、ゼロゼロ融資など借入金の返済負担の軽減や事業の再構築など、財務・経営内容の改善に活用可能な道の融資制度についてホームページにて周知に努めるとともに、本庁や各振興局に設置しております経営・金融特別相談室において、事業者からの金融相談に対し、きめ細やかに対応してきたところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 借り入れた事業者のおよそ9割が、来年度までに返済を開始するとのことです。

返済開始に当たり、道内中小事業者の資金繰りの状況について伺います。

○佐々木金融担当課長 中小・小規模事業者の資金繰りの状況についてでございますが、エネルギーや原材料の価格高騰などの影響によりまして、事業者を取り巻く経営環境は厳しくなっており、北海道信用保証協会における本年4月からの代位弁済実績が、10月末現在で871件、86億7800万円と、前年同期と比べて、件数では189件、27.7%、金額では16億4100万円、23.3%とそれぞれ増加するなど、事業者の返済に向けた資金繰りの悪化が懸念されるところでございます。

また、民間調査会社が8月に行った調査では、コロナ関連融資を借り入れている事業者の1割

が、今後の返済に不安があると回答しておりまして、ゼロゼロ融資の返済状況について、引き続き注視していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、返済に不安を感じている事業者が一定割合いるとのことでありました。

エネルギーや原材料価格高騰の影響を受けて代位弁済も増加傾向にある中、道は、中小事業者の資金繰りを今後どのように応援していくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 資金繰りへの支援に係る今後の対応についてでございますが、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、ゼロゼロ融資の返済も本格化する中、事業者の事業継続に向けましては、引き続き、資金繰りへの支援が重要でございます。

このため、道では、ゼロゼロ融資などの返済負担を軽減する低利な借換え融資や財務内容の改善を図る資本金劣後ローンとの協調融資の利用を促進していますほか、地域の金融機関に対しまして、事業者の資金動向につきまして調査するとともに、融資先へのモニタリング強化や積極的な融資、返済条件変更への柔軟な対応につきましても繰り返し要請をしているところでございます。

また、国と連携いたしまして、金融機関等の実務者向け勉強会を実施いたしまして、事業者支援の能力向上を図ることとしておりまして、今後とも、厳しい環境に置かれた中小・小規模事業者の資金繰りの安定化に向けた支援に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 ただいま部長から答弁をいただきましたが、中小事業者に対する支援については知事に直接伺いたいので、委員長のお取り計らいをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○鈴木一磨副委員長 白川委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員 通告に従いまして、経済部所管事項について、以下、伺ってまいります。

初めに、女性の就業支援についてであります。

全国を上回るスピードで人口減少、少子・高齢化が進む本道では、労働力人口の減少が懸念されております。こうした中、企業の労働力の確保及び求職者の就職を促進するためには、若年者や女性、高齢者といった多様な人材の就業を支援し、労働力の維持確保を進めることが重要であり、特に女性の就業については、男女を問わず、育児を行いながら安心して働くことができる環境づくりや、就職に向けたきめ細かな対応が必要と考えます。

6月13日に閣議決定された、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023、いわゆる女性版骨太の方針2023においては、女性の所得向上、経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めていく必要があるとされております。また、同日付で閣議決定されましたこども未来戦略方針では、共

働き、子育ての推進が掲げられております。

こうした状況の中、女性の就業に向けた現状や取組などについて、以下、伺ってまいります。

まず、道内における最近の雇用情勢について伺います。

○鈴木一磨副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長佐川泰隆君。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 本道の雇用情勢についてであります。北海道労働局レイバーレターによりますと、持ち直しの動きにやや弱さが見られ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があるとされてございます。

こうした中、本年7－9月期の道内における就業者数は、前年同月期に比べ、5万人増加して269万人、本年9月の月間有効求人倍率は1.01倍で、前年同月を0.15ポイント下回っておりますが、介護分野においては3倍、建設や警備では4倍を上回るなど、職種によっては人手不足の状況が続いているところでございます。

○中野渡志穂委員 介護、建設、警備という分野が挙げられましたけれども、深刻な状況があるということですが、では、次に、女性の就業状況についてお伺いいたします。

将来的な労働力人口の減少、人手不足の深刻化による影響が懸念されております。これまで以上に女性の労働参加の促進が重要と考えますが、女性の就業状況について伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 女性の就業状況についてでございますが、国の労働力調査によると、本道の15歳以上の女性の就業率は、ここ数年、横ばいで推移しており、令和4年の就業率は前年を0.5ポイント上回る48%と高くなってございますが、全国の53%と比べますと依然低い状況にございます。

○中野渡志穂委員 就業率が全国よりも低いという状況にあるとのことですが。

では、次に、女性の就業促進についてお伺いいたします。

本道経済を支える人材を継続的に確保するためには、とりわけ女性活躍の機運を醸成し、個々の女性の希望や状況に応じた就業支援を行うなど、働く意欲のある方々を着実に就職に結びつける取組が必要であると考えます。

そこで、道は、女性の就業促進についてどのような取組を行っているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 就業担当課長赤川遼君。

○赤川就業担当課長 女性の就業促進の取組についてでございますが、道では、国のマザーズハローワークなどとも連携しながら、ジョブカフェやマザーズ・キャリアカフェにおきまして、マザーズ・コンシェルジュが、就業や子育てに関する専門的な相談など一人一人のニーズに応じたきめ細かなカウンセリングを行っておりますほか、就職活動を支援するセミナーや座学と就業体験の一体的な実施、対面とオンラインを組み合わせた企業説明会や見学会などにより、丁寧なマッチング支援に取り組んでおります。

さらに、家族の世話や健康面など様々な制約により就業も求職活動も行っていない女性や高齢者などの潜在人材の労働参加を促進するため、コーディネーターを派遣し、就業意欲を喚起するとともに、短時間勤務やテレワークなどで対応可能な業務など、このような人材が就業しやすい

業務の切り出しによる求人の創出を支援しているところでございます。

○中野渡志穂委員 様々な取組がなされてきたということでございますが、では、育児休業取得の現状について伺います。

仕事を辞めるきっかけの一つとして、出産があると言われております。女性が働き続けるためには、男性の育休取得の促進も重要であると考えます。2022年10月には、育児・介護休業法の改正により、産後パパ育休制度が創設されました。今年6月に策定されたことも未来戦略方針では、男性の育休取得率の目標を2025年に50%、2030年に85%と大幅に引き上げております。

そこで、道内企業における過去3年間の男女の育児休業取得率について伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 育児休業の取得状況についてでございますが、毎年、道が実施しております就業環境実態調査によりますと、女性は、令和2年度は91.6%、令和3年度は88.2%、令和4年度は83%と、近年、減少傾向にございます。

一方、男性は、令和2年度は5.9%、令和3年度は10.2%、令和4年度は19.2%と、近年、増加傾向にあるところでございます。

○中野渡志穂委員 男性の育児休業の取得が増えてきている様子ですが、では、育児休業取得促進に向けて、道ではどのような取組を行っているのか、伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 育児休業の取得促進についてでございますが、道では、育児休業を取得しやすい職場づくりに向けたハンドブックの作成や先進事例の発信など企業への周知を図りますとともに、女性の活躍に取り組んでいる企業の表彰や、育児休業の取得状況を評価する企業認定制度を実施してまいりました。また、昨年4月に育児・介護休業法が改正された際には、事業者への新たな制度等に係る周知啓発や専門家の派遣、市町村等が行う研修会に講師を派遣してまいりました。

さらに、男性の育休取得率は、近年、増加傾向にはございますが、女性に比べ取得率がまだまだ低いことから、昨年11月に、国や民間企業とも連携して全国フォーラムを開催し、これに併せて、道内経済8団体と共に北海道イクボス共同宣言を行うなど、育休取得の機運醸成に取り組んできたところでございます。

○中野渡志穂委員 機運醸成に向けた取組が着実に行われてきたことが分かりました。

では、今後の取組について伺います。

女性の就業を促進するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備を一層進めていくため、道は今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の取組についてであります。人口減少や少子高齢化により人手不足が深刻化する中、本道が持続的に発展していくためには、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる職場づくりや働きやすい環境の整備などの働き方改革に取り組むことが重要でございます。

このため、今年度、新たに「産後パパ育休」をテーマとした働き方改革を促進するセミナーを全振興局で開催いたしますほか、就業環境実態調査における育休関連調査項目に、男性の育休期

間を追加して状況把握に努めたところでございます。

今後とも、国や関係機関と連携し、ジョブカフェでのカウンセリングや職場体験による就業支援の実施など、女性が働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、様々な施策を活用しながら女性の就業支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、中小企業支援についてであります。

先日発表された財務省による道内の景気判断は、緩やかに持ち直していると上方修正されておりますが、道内の中小・小規模事業者の経営は、昨今の物価高騰の影響により厳しい環境にあり、また、ゼロゼロ融資の返済開始時期が重なることで、事業者の負担が増している状況にあります。こうした事業者の経営を支援していくことが、今後、重要な課題であるものと考えております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、中小企業向けの融資制度についてであります。

道内中小企業者等の経営基盤の強化や事業の活性化を図ることにより、本道経済の活性化に資することを目的として、道は、中小企業総合振興資金制度を設けておりますが、直近5年間の新規融資実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 金融担当課長佐々木浩司君。

○佐々木金融担当課長 新規融資実績についてでございますが、道の中小企業総合振興資金の過去5年間の新規融資実績は、平成30年度が6052件、582億7900万円、令和元年度が5943件、578億8500万円、令和2年度が6万685件、1兆1344億7300万円、令和3年度が8583件、1333億9300万円、令和4年度が5655件、705億9000万円となっております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 では、実績額の増減について伺いますが、令和2年度と3年度の融資実績が突出しているわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け無利子融資制度、いわゆるゼロゼロ融資によるものと思われませんが、ゼロゼロ融資終了後の令和4年度の融資実績額がゼロゼロ融資実施前の令和元年度に比べて増えている要因について伺います。

○佐々木金融担当課長 融資実績の増加要因についてでございますが、道が令和5年1月から貸出条件を緩和しましたゼロゼロ融資をはじめとする既存融資の借換えが可能な経営環境変化対応資金の令和4年度の新規融資実績は1735件、319億1800万円でございます。令和元年度との対比では、件数では1373件の増加、金額では252億300万円の増加となっております。こうしたことが、令和4年度の中小企業総合振興資金の新規融資実績が令和元年度と比較して増加したことの主な要因と考えられます。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 ゼロゼロ融資からの借換え融資が増加しているとのことですが、この理由や

中小企業の経営状況について伺います。

○佐々木金融担当課長 借換え融資が増加している理由などについてでございますが、ゼロゼロ融資を借り入れた事業者のうち、およそ6割は既に返済を開始しておりまして、来年度までに9割が返済を開始する見込みであります。借換え融資を利用している事業者の経営環境は、エネルギーや原材料の価格高騰などの影響によりまして依然として厳しい状況でございます。

加えて、金融機関へのヒアリングでは、返済に不安を抱える事業者に対する既往借入金の返済条件の見直しに加えまして、負担を軽減するための借換えが増加したものと聞いているところでございます。

また、民間調査会社が8月に実施した調査では、コロナ関連融資を借り入れている事業者の約1割が、返済に不安があると回答しておりまして、道としては、ゼロゼロ融資の返済状況はもとより、中小・小規模事業者の経営環境につきましても、引き続き注視が必要と考えております。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 中小・小規模事業者への注視という言葉がございましたが、本当にそのとおりだと思います。

中小企業支援の課題についてお伺いしたいと思います。

価格高騰が続く中、事業者の経営環境は厳しくなる一方、中小企業は賃上げへの対応にも迫られております。賃上げ実現に向けた中小企業支援の課題について伺ってまいります。

○鈴木一磨副委員長 中小企業課長菅野則彦君。

○菅野中小企業課長 賃上げに向けた中小企業支援の課題についてであります。エネルギー・原材料価格の高騰の影響が長期化し、中小・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境が大変厳しい状況となっている中、こうした事業者の方々における賃上げを着実に実現するためには、事業者による生産性や収益性の向上を図る取組を支援し、賃上げに向けた経営者の意欲向上や、賃上げしやすい経営基盤を確立することが重要と認識しております。

○中野渡志穂委員 挙げていただきましたけれども、いずれも大変な課題になるわけですが、こうした課題に対し、道はこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○菅野中小企業課長 これまでの中小企業支援の取組についてであります。道では、これまで、国に対し、ものづくり補助金や事業再構築補助金等について、利用しやすいよう手続の簡素化や迅速化などの要望を行うとともに、事業者の経営の安定を図り、経営基盤を強化するため、経営相談や専門家派遣の実施に加え、新事業展開や販路拡大による生産性と収益性の向上に向けた取組を支援してまいりました。

特に、新事業展開や販路拡大支援の実施に当たりましては、支援対象の採択に対し、賃上げに取り組む事業者を優遇する取扱いを行ってきたところでございます。

○中野渡志穂委員 様々な支援を行ってくださっていたということが分かりました。

では、今後の対応についてお伺いします。

道内の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況にあるものと考えます。

今後、道としてどのように対応していく考えなのか、伺います。

○中島経済部長 中小企業支援に係る今後の対応についてであります。エネルギー・原材料価格の高騰の影響が長期化するとともに、ゼロゼロ融資の返済が本格化するなど、中小・小規模事業者の皆様を取り巻く経営環境が大変厳しい状況となっている中、事業活動を継続し、経営を安定化するためには、資金繰りの改善と併せ、生産性や収益性の向上を図る取組が重要と認識しております。

このため、道では、関係機関と連携しながら、事業者の借入金の返済負担を軽減するため、低利な借換え融資の利用促進や、金融機関に対する返済条件変更への柔軟な対応について要請を行うなど、事業者の方々の資金繰りの改善に取り組んできたところでございます。

また、これらに加えまして、事業者の皆様の賃上げの取組につながりますよう、生産性・収益性向上に資する新商品の開発や販路拡大の支援、伴走型の経営相談や専門家派遣などを実施することにより、事業者の経営基盤強化に努めているほか、関係機関と連携した適正な価格転嫁の推進に取り組んでおまして、引き続き、国の支援策も活用しながら、事業者の皆様に寄り添ったきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中野渡志穂委員 お願いいたします。

次に、食の販路拡大について伺います。

昨年度は、長期化するコロナ禍に加え、原油、原材料の高騰などにより、本道の基幹産業である食産業を担う食品製造事業者も大きな影響を受けたものと考えます。道では、こうした厳しい経営状況にあった事業者を支援するため、道産食品の販路拡大に向けた様々な取組を行ってきたと承知しております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、道産食品の消費喚起対策についてであります。

昨年度、道では、コロナ禍における道産食品の消費喚起対策として、プレミアムつき商品券の発行をはじめ、様々な取組を行ったと承知しておりますが、その具体的な内容と実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 食ブランド担当課長工藤弘行君。

○工藤食ブランド担当課長 消費喚起対策の内容と実績についてでございますが、道では、昨年度、道内外で開催される北海道物産展やどさんこプラザにおいて、5000円で7000円分の道産品を購入できるプレミアムつき商品券は発行した17万1000冊を完売したほか、楽天市場、47CLUBでのどさんこプラザウェブショップや全国の百貨店オンラインショップ、カタログや新聞紙面を活用して道産食品を3割引きで販売し、7億7100万円の売上げとなりました。また、全道で40万世帯以上に利用されている宅配サービス、トドックを活用した販売では、5回の特集企画を実施し、8200万円の売上げとなりました。

さらに、14振興局が中心となり、地域の食と観光の一体的なPRを行う地域フェアは延べ21回

開催し、管内事業者に道外での販売機会を提供したほか、海外におきましても、シンガポールとタイにあるどさんこプラザを拠点といたしまして、商談会、フェアを開催し、約70件に上る商談に結びついたところでございます。

○中野渡志穂委員 大きな成果を出していただき、今後の勢いにもつながるようなすばらしい取組を本当にありがとうございます。

次に、百貨店で物産展の実績について伺います。

全国各地の百貨店で開催している北海道物産展も、道産食品の販路拡大に大きな役割を果たしているものと承知しております。昨年度の物産展の取組と実績についても伺います。

○工藤食ブランド担当課長 物産展の取組と実績についてでございますが、昨年度は、栃木県の東武宇都宮百貨店と大阪府の近鉄百貨店本店の2店舗を新たに会場に加え、全国の26都市31会場で「北海道の物産と観光展」を開催いたしました。

昨年度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置といった行動制限がなく、百貨店自体の客足が戻りつつある中での開催となり、道が発行したプレミアムつき商品券が購買意欲を後押しした効果もあり、人気の高い菓子類や海鮮弁当のほか、コロナ禍での安全、安心や健康志向の高まりを背景に、生産者のこだわりや品質を重視した新商品も売上げを伸ばし、過去最高となった昨年度を大きく上回る85億2900万円の売上げに達したところでございます。

○中野渡志穂委員 北海道物産の確固たる地位を確立してくださっているようなすばらしい取組ではありますが、では、さらに伺ってまいりたいと思います。

道産食品の販路拡大に当たり、北海道のアンテナショップであるどさんこプラザではどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○工藤食ブランド担当課長 どさんこプラザでの取組についてでございますが、道のアンテナショップであるどさんこプラザは、現在、有楽町店や札幌店をはじめといたしまして、国内15店舗、海外3店舗を展開してございます。

どさんこプラザでは、道内事業者が製造した商品を対象として、販売状況や消費者の声をフィードバックするテスト販売や、店舗内の催事スペースでの対面販売により消費者の反応を直接確かめられるマーケティングサポート催事のほか、専門家による助言指導など、道内食品製造事業者のマーケティング支援に取り組んでおります。

昨年度のテスト販売は579品目を対象に実施したほか、マーケティングサポート催事は82件、専門家による助言指導は222社の利用がありました。

また、道が発行したプレミアムつき商品券の消費喚起効果もあり、昨年度の全店舗の総売上げ額は32億7600万円と、過去最高となったところでございます。

○中野渡志穂委員 ありがとうございます。

次に、国内における商談機会の確保についてであります。

昨年度は、感染症に係る行動制限がなく、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指されていたものと承知しておりますが、こうした中で取引商談会をどのように行ってきたのか、伺いま

す。

○**工藤食ブランド担当課長** 取引商談会についてでございますが、道は、これまで、道内企業と道内外の流通企業、バイヤーとの商談機会を提供するため、札幌、東京、大阪の3か所において北海道産品取引商談会を開催してきました。

令和3年度は、感染症の影響により、対面での商談会は東京と大阪のみでの開催となりましたが、昨年度は、入場者の体温計測、出展者や来場者の人数制限、十分な通路幅の確保など、感染対策を徹底した上で、札幌、東京、大阪の全てで対面での商談会を開催し、道産品に関する取引の促進に努めたところでございます。

この商談会の開催により、3会場合わせて、延べ433社の道内出展者と2282名のバイヤーとの商談機会を確保した結果、2385件の成約につながったところでございます。

○**中野渡志穂委員** 一つ一つ大変なお仕事であったわけですが、丁寧にそれを進めてくださったということが分かりました。

次に、海外での販路拡大の取組はどのように行ってきたのか、伺います。

○**工藤食ブランド担当課長** 海外における取組についてであります。昨年度は、海外3店舗のどさんこプラザにおいて、シンガポールでは3回、タイ・バンコクでは2回のフェアを開催し、新聞広告やSNSなどを通じて集客に努めながら、菓子や乳製品、納豆やそばなど、多彩な道産食品を販売することで、安全、安心で良質な道産食品の認知度を高めるとともに、北海道ブランドのさらなる浸透を図ったところでございます。

また、各国間の往来規制が緩和され始めた秋以降におきまして、11月にはシンガポールで、本年1月にはバンコクで、3年ぶりとなります対面での商談会を開催し、約70件の商談につながったところでございます。

○**中野渡志穂委員** ありがとうございます。

では、最後の質問です。

今後の取組について伺いますが、現在においても、原油、原材料の価格高騰の影響を受けている道内食品製造事業者は大変厳しい状況に置かれております。今後、本道の基幹産業である食関連産業を担うこうした事業者の販路拡大に向けた支援は、ますます重要になるものと考えます。

道として、今後どのような取組を行っていく考えなのか、伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 経済部食産業振興監仲野克彦君。

○**仲野経済部食産業振興監** 今後の取組についてでございますが、燃油・原材料価格の高騰や中国によります日本産水産物の輸入停止など、本道の食産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、道産食品の販路を拡大するためには、消費者のニーズに対応した商品づくりへの支援や新たな商品などの販路を拡大する機会を創出するとともに、国内外に強みを持ちます北海道ブランドの市場拡大が重要と認識をしております。

道といたしましては、今後とも、フード塾によります人材育成や食の専門家による指導助言、どさんこプラザでのテスト販売のほか、国内外における商談会などにより、魅力ある商品づくり

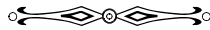
や販路の確保に努めるとともに、近年、評価が高まっております道産ワインや道の施策商品である北のハイグレード食品、ヘルシーD o、ゼロカーボンアワードなど付加価値の高い商品をPRするなどして、道産食品のさらなる販路拡大と本道の食ブランドの魅力発信に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨副委員長 中野渡委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩



午後4時1分開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、雇用対策について具体的に伺ってまいります。

昨年7月から9月の間、道外人材確保緊急支援事業が実施されましたけれども、まず、予算額と決算額、事業実績について伺います。

○鈴木一磨副委員長 産業人材課長堀内一宏君。

○堀内産業人材課長 道外人材確保緊急支援事業についてでございますが、予算額は1億946万2000円、決算額は2189万2712円で、事業実績につきましては、31件、約690万円の支援金等を支給したところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 執行率が約2割で、事務経費のほうが多いわけですね。

同じく、道外人材確保緊急支援事業については、3か月間という非常に短い募集期間でした。この事業効果に疑問が残るところであります。どう事業評価されていますか。

○鈴木一磨副委員長 産業人材担当局長岡本拓司君。

○岡本産業人材担当局長 事業の評価についてでございますが、道外人材確保緊急支援事業の開始直後には、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第7波が発生し、本事業が支援対象とする宿泊や飲食店への客足を止めているとの報道がなされ、事業者からも、こうした状況の下では新たな雇用に踏み切れないとの声が寄せられるなど、感染の急拡大が宿泊・飲食業者の求人意欲に影響したものと認識しているところでございます。

このため、当初見込んだ支援対象を下回る結果となりましたが、こうした中であっても、支援を必要とする道内企業の人材確保に一定の成果があったものと考えているところでございます。

○真下紀子委員 効果がなかったとは言いませんけれども、31件にとどまっているわけです。

一方で、道は、昨年12月から、人手不足が深刻な業種で一定期間就労を行う場合に、道内外からの就労者と道内企業を対象にした人材確保緊急支援事業を実施しました。

【第2分科会 11月13日 第4号】

昨年度の決算額と今年度の予算額、及び、昨年度の主な業種別実績についてお示しください。

○堀内産業人材課長 人材確保緊急支援事業の予算額等についてでございますが、決算見込額は1億9630万9000円で、その主な事業実績につきましては、社会保険、社会福祉、介護事業で236件、約3570万円、宿泊業で206件、約2618万円、飲食店で127件、約2010万円の支援金等を支給したところでございます。

また、今年度の予算額は、1億8743万7000円となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 こちらは好評だったわけですね。1161件の実績があったということですが、予算上限に達したため不支給となった申請件数はどのくらいありましたか。

○堀内産業人材課長 不支給となった件数についてでございますが、人材確保緊急支援事業費の予算上限に達したため、支援金等が不支給となった申請は638件となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 638件も不支給にしたわけですね。

私ども日本共産党道議団の控室に、申請を断られた方から意見が寄せられました。支援金を見込んで採用が決まって、実際に転居して、そして仕事も始めていたわけですが、予算上限に達したために支給されないという通知が届いて、それはあまりにも乱暴ではないかというものでした。道外から移住してこられ、移動費も本来であれば支給されていたはずなのですが、全額自己負担となっているわけです。

この事業は、新しい職場での勤務を経て申請されるものであり、当然のことながら、移動費、転居費用が既に発生することが前提となっております。予算が足りないということではしごを外された方が638件も発生したということは、道自身の制度設計の問題ゆえに起こったことではありませんか。

○堀内産業人材課長 事業の制度設計についてでございますが、人材確保緊急支援事業による支援金等は、前事業から対象業種を拡大するとともに、対象者を道内在住者も含めた道内外に広げるなどの見直しを図ることとし、こうした要素に加え、支援の必要な事業所や求職者の件数など、これまでの類似事業の実績を踏まえ、申請者数を見込んだところでございます。

なお、事業の周知に当たっては、支給要綱により予算の範囲内において支給することを明示し、道のホームページで公表したほか、予備審査結果通知書でもお伝えしてきたところであり、支援金等が不支給となった申請者に対しては、支給に至らなかった理由を説明するなど、丁寧な対応に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 予算の範囲内だと広報していたと。しかし、638件もの方が不支給になっている事態、これを申し訳ないと思われませんでしたか。

○堀内産業人材課長 不支給者に対してでございますが、予備審査結果通知書でもお伝えしてきたところでありまして、支援金等が不支給となった申請者に対しましては、支給に至らなかった

理由を説明するなど、丁寧な対応に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 自分たちの制度設計の不備を認めた上で、やっぱり、そういう方に対して申し訳ないという気持ちで次の事業に反映させていかなかったら、行政としてあまりに冷たいのじゃないかと思いますよ。

今年度の人材確保緊急支援事業の予算は、1億8743万7000円に減額するとの答弁でありました。この予算はどのような積算に基づいて行われているのか、昨年度のように、想定より多かったニーズに十分応え得る予算措置となり得るのか、伺います。

○堀内産業人材課長 予算の積算についてでございますが、今年度実施の事業における支援金等の予算額は、対象となる就労者数を増やし、人手不足が深刻な道内企業の人材確保につなげるとともに、特に離職期間が1か月以上となるなど再就職が難しくなっている道内在住者の方々の早期再就職を重点的に支援することとしまして、申請予定件数を積算し、予算を措置したものでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員 やっぱり、不支給となった方々に対して申し訳ないという気持ちがないからこういうことになるのですよね。重点化することも必要かもしれませんが、ニーズがあるということを踏まえて、予算不足が生じないように実施していただきたいと思います。

今年度の予算は、新型コロナ交付金を活用して実施されています。しかし、来年度は新型コロナ交付金を当て込めず、事業継続は道独自の財源で行わなければならないのではないかと考えるところです。

質疑でも明らかなように、約1200人の雇用につながった事業でありまして、一時的事業で終わらせずに継続して実施することが雇用人材の確保に資するものと考えますが、部長の見解を伺います。

また、予算をより拡充していく必要があります。来年度以降も事業が継続できるよう、国への支援を求めることも含めて検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木一磨副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 事業の継続についてでございますが、様々な産業で人手不足が深刻化している中、道内各地における人材の確保は重要であると認識しております。

そうした中で、当該事業は、人手不足となっている職種を対象に支援を行ったものでありまして、人手不足が深刻な道内企業の人材確保に一定の成果があったものと考えております。

道といたしましては、今後とも、道内の経済状況や雇用情勢などを踏まえながら、必要な人材確保に向け、道外企業で活躍経験のある人材の誘致やU・Iターンの促進、職場定着に向けた就業環境改善などへの支援といった様々な取組を効果的に進めるなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 しかしながら、逆に支援を制限している制度設計になっているわけですから、本気で雇用を確保しようとしているとは言い難いのではないかと思いますので、様々な形でということなので、ぜひ改善を求めておきたいというふうに思います。

次に、就業環境の整備等について伺います。

道は、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善のため、2022年度——令和4年度までの3年間にわたって非正規雇用労働者正社員化等推進事業に取り組んできています。

事業実績の推移と委託先について、まずお示してください。

○鈴木一磨副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長佐川泰隆君。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 事業実績の推移と委託先についてであります。支援事業者数は、令和2年度が7者、令和3年度が6者、令和4年度が59者、正社員化数は、令和2年度が3名、令和3年度が3名、令和4年度が19名となっており、決算額は、令和2年度が990万円、令和3年度が992万5806円、令和4年度が1386万円となっております。

なお、委託先につきましては、毎年、プロポーザル方式で選定しており、令和2年度及び令和3年度は株式会社北海道二十一世紀総合研究所、令和4年度は株式会社東京商工リサーチとなっております。

○真下紀子委員 1000万円前後の事業でこうした成果を上げているわけですが、2022年度は、委託先が変わって支援事業者数、正社員化数とも増加をしています。

2022年度から目標を引き上げた理由を伺います。

2021年度までの目標も、全道の成果実績も、あまりに低かったと私は考えるわけですが、道の仕様書による目標はどのように決められたのかも併せて伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 目標の設定についてであります。本事業は、国の補助事業を活用しており、当初の国の補助要件に適合するよう令和元年度から令和3年度までの目標を定めたものでございます。

令和4年度の制度改正によりまして補助要件等が変更されたことから、事業内容の見直しや事業費の増額を行い、これらに合わせ、目標を引き上げたところでございます。

○真下紀子委員 その目標を達成してきているわけですから、非常に有効な事業のはずなのですね。

本事業は、2023年度も継続されていると承知をしております。日本の国は、非正社員化が進められて、30年にわたって賃金が上がらず、経済成長が止まったと評価をされております。

私は、この目標と実績は、振興局管内ぐらいの規模で実績を上げる規模ではないかなと考えるわけですが、道の正社員化・処遇改善事業としてふさわしい規模なのかと疑問を持っておりません。

非正規ワーカーのニーズをどう捉えた上で、2023年度の目標を引き上げなかったのはなぜか、その理由をお答えください。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 現状維持としている目標についてでございますが、

令和4年就業構造基本調査によりますと、正規労働者として働く機会がなく、非正規で働いている、いわゆる不本意非正規の方々がいる一方で、自分の都合に合わせて仕事の時間を調整できることや、専門的な知識、技能を生かせることなどから、自ら非正規を選択されている方もいるものと考えられます。

なお、本事業は、国の補助事業を活用しており、事業策定時に3か年の目標を設定したものでございますが、道では、委託事業者と協議しながら実績の向上を目指してまいります。

○真下紀子委員 ぜひ、超過達成してください。よろしくお願いいたします。

次に、中小企業等の就業環境改善の促進について伺ってまいります。

中小企業等の就業環境改善の促進のために、道は、特別相談窓口を設置しましたが、相談件数をどの程度と見込んでいたのか、また、実際の相談件数はどうなっていたのか、伺います。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 相談件数についてでございますが、相談件数については、過去の類似事業の実績から年間約100件程度を見込んでおりましたが、実績については、令和3年度が11件、令和4年度が10件であったところでございます。

○真下紀子委員 なぜこんなに相談件数が少ないのか、理由をどう分析していらっしゃいますか。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 相談件数についてでございますが、令和元年から働き方改革関連法が段階的に施行される中、道では、国などと連携して、法や制度改正のほか、本事業に係る周知、啓発を行ってきたところでございますが、中小企業、小規模事業者を対象とする働き方改革の相談件数につきましては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会経済活動が停滞し、企業の事業活動が滞っていたことなどの影響が大きかったものと考えてございます。

○真下紀子委員 働き方改革に取り組める中小企業が増えるように取り組んでいただきたいと思えます。

次に、潜在人材掘り起こし推進事業についてです。

道では、女性をはじめとする潜在的労働力を掘り起こし、短時間業務の切り出しなどによる企業の新たな求人への創出を支援し、新規就業を促進する事業を行っております。

そこで、本事業における過去3年間の事業実績の推移について、新規就業者数、その内訳、業種、就業時間、期間、賃金の状況についてお示してください。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 事業実績等についてでございますが、令和2年度の新規就業者数の内訳は、女性8名、高齢者3名、その他男性の新規就業者が1名の計12名、令和3年度の内訳は、女性29名、高齢者9名、障がい者2名の計40名、令和4年度の内訳は、女性52名、男性51名、障がい者5名の計108名となっております。

業種別に見ますと、医療・福祉や製造業、サービス業など、様々な業種に就職しており、女性は医療・福祉やサービス業、高齢者は製造業やサービス業、障がい者は医療・福祉が主な就業先となっております。

【第2分科会 11月13日 第4号】

また、決算額ですが、令和2年度は1080万540円、令和3年度は1084万3570円、令和4年度は1080万7230円となっております。

なお、就業時間や労働契約期間、賃金につきましては、本事業では把握してございません。

○真下紀子委員 これも1000万円前後で推移しているわけですがけれども、道民の生活は、長引く物価高騰に加えて年金が引き下げられて、医療をはじめ、社会保険、教育等に係る負担が増える中、働かざるを得ない方が増えているのか、また、働く意欲がありながら就業に結びつかなかった方々が就業に結びついた結果なのかなど、新規就業者が増加した理由、2022年度は倍加しておりますので、その理由を道はどう分析されているのでしょうか。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 新規就業の理由についてであります、女性や高齢者などを対象とした令和4年度の本事業アンケート結果によりますと、回答者の76.4%が、1か月当たりの生活費が不足している、60.6%が、収入不足のため仕事をしてみたいと回答しており、収入の確保や労働参加を希望する方々がこの事業を活用いただいたものと考えてございます。

○真下紀子委員 生活の困難さが見えるわけですがけれども、ぜひ有効に、これも目標を超過達成するように頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、看護師や保育士、介護士のほか、建設業などの分野で専門職不足が深刻となっております。潜在人材の掘り起こしの際、この専門職の掘り起こしという観点が必要ではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○佐川雇用労政課長兼働き方改革推進室長 専門職の雇用確保についてであります、本事業は、現在、労働市場に出ていない、特に無業の女性、高齢者、障がい者といった方々を活用するため、専門職も含め、潜在人材の掘り起こしを行ってございます。

この結果、令和2年度から令和4年度までの間に、医療・福祉や建設業などの専門職の新規就業者が、医療・福祉業では29名、建設業では1名となっているところでございます。

○真下紀子委員 以上、三つの事業について質問してきたわけですがけれども、予算額が少ないせいもあると思うのですがけれども、目標、実績とも不十分であり、効果が大きいとは言えず、道民ニーズに応えるほどの効果につながっていないというふうに思うのですね。

本道の雇用状況は、非正規ワーカーが4割で、女性では6割を超えています。経済対策として、賃金の引上げは喫緊の課題であるということは、経済政策の要だとして衆目の一致するところであります。

雇用確保にとどまらず、正社員化、処遇改善の取組をこれまで以上に促進させていくために、今後どう取り組むのか、部長の見解を伺います。

○中島経済部長 今後の取組についてであります、人口減少や少子・高齢化により人手不足が深刻化する中、本道が持続的に発展していくためには、働きやすい環境の整備などの働き方改革に取り組むことが重要でございます。

このため、道では、非正規労働者の正規化や処遇改善、就業環境の改善や潜在人材の掘り起こ

しのほか、働き方改革推進企業認定制度による評価、事業主や労務担当者を対象としたセミナーの開催、国と連携した特別相談窓口の設置などに取り組んできており、今後も、こうした様々な取組を通じ、非正規労働者の正社員化や処遇の改善を図ってまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 ぜひ結果を出していただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。

次に、半導体産業誘致等についてです。

昨年度におけるラピダス社に関連する決算は、鈴木知事が2月16日にラピダス社を訪れてプレゼンを行った際の出張費などの職員出張経費のみであったと聞いておりますが、これは間違いないでしょうか。

また、鈴木知事以下、同行職員の総数は何名で、決算金額は幾らだったのか、お聞きします。

○鈴木一磨副委員長 立地担当課長石川孝範君。

○石川立地担当課長 ラピダス社の誘致についてであります。道が令和4年度にラピダス社の誘致に要した支出は、知事と誘致担当職員の出張旅費となっており、2月16日のラピダス社へのトップセールスを含め、同社訪問のための延べ12名分、約58万円となっております。

以上です。

○真下紀子委員 約58万円で誘致が決定するということになれば、非常に事業効果は高いのですが、別な基金からも使われているようですから、それ以上は申し上げませんが、昨年度、道の施策上も、予算上も、半導体関連産業を誘致するという方針は何もなかったわけです。

本道の将来を大きく左右しかねない重要な政策決定を行ったにもかかわらず、この政策決定に至る意思決定を示されないまま出張経費を執行したのではないかと考えますけれども、その根拠は何ですか。

○石川立地担当課長 ラピダス社の誘致活動についてであります。道では、本道経済の活性化と雇用機会の創出に向けて、これまで、企業誘致セミナーや企業への個別訪問などの誘致活動を通じ、半導体や自動車関連などの製造業、データセンターなどをはじめとする様々な企業の立地に取り組んできたところであり、そうした中で、昨年来のラピダス社の動きを踏まえ、同社の本道への立地促進に向け、企業訪問などの誘致活動に取り組んだものであります。

以上です。

○真下紀子委員 今の答弁では、従来の企業誘致の一環だという考えだった、このように聞こえたのですが、ラピダス社の誘致がこれまでのほかの民間企業誘致とは次元も規模も大きく異なることは周知の事実であります。加えて、知事は、自らラピダス社の社長に要請を行って、本道立地の優位性について自ら公開でプレゼンまで行っています。

そこで、伺いたいのですが、鈴木知事と高橋はるみ前知事における個別企業へのトップセールスというのは、これまで行われてきましたけれども、何件行われて、うちラピダス社のように知事自らが会社トップに対して直接、プレゼンを行う機会というのは何回あったのか、お聞

きします。

○石川立地担当課長 企業誘致についてであります。知事が道外企業への訪問によるトップセールスを行った過去10年間の実績は、前知事が、平成25年度から平成30年度までの6年間において28回、現知事におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により行動が制限された中で、令和元年度から令和4年度までの4年間において、ラピダス社を含め7回となっております。

なお、公開によるプレゼンを行ったのは、ラピダス社1回のみとなっております。

○真下紀子委員 高橋前知事に比べて鈴木知事は少ないのですけれども、その7回となっているうちの1回がラピダス社に対するプレゼンで、ラピダス社と同様のプレゼンを知事自らが実施した例はなかったということなのですね。

道の対応自体が異例中の異例で行われたことの証左でありますけれども、道がラピダス社誘致に本格的に乗り出そうと決定したのはいつの時点でしょうか、また、ラピダス社誘致に関する政策決定過程について、庁内ではどのように議論が行われ、どのような判断の下にいつ決定されたのか、明らかにしてください。

○石川立地担当課長 ラピダス社の誘致活動についてであります。昨年11月、ラピダス社が次世代半導体の製造基盤確立に向けた国の研究開発プロジェクトの実施者として採択されましたことから、道では、同社の本道への立地により、経済波及効果や雇用創出効果、半導体関連企業のさらなる進出など、本道経済発展の起爆剤になるものと期待し、同社の誘致に向けた情報収集等を進めてきたところです。

そうした中、本年1月下旬には、ラピダス社が候補地の選定を進め、3月までには決定するとの報道がありましたことから、道として、時期を逸することなく、本道を立地先としてアピールするため、同社と調整を行い、2月16日に知事によるトップセールスを実施したものです。

以上です。

○真下紀子委員 今の答弁を素直に受けると、報道されたから慌ててアピールしたということになってしまいますけれども、そうではないでしょう。これだけ重要な案件を決定するに当たっては、道庁内でも議論を尽くしたはずなのですよ。

私ども日本共産党道議団として、さきに、道庁がラピダス社誘致活動を実施すること、及び、鈴木知事がラピダス社へのプレゼンを実施する決断を行った意思決定過程が分かる資料について資料要求を行いました。経済部から提出されたものはその大部分が黒塗りとされて、庁内会議の記録については提出されておられません。黒塗りの資料は、あくまでもラピダス社との交渉過程が書かれたものであり、そして、知事にプレゼンに行ってほしいと書いてあるものでありまして、意思決定過程が書かれた資料が出されていないわけです。この理由はなぜですか。

また、鈴木知事のプレゼンを実施するという政策決定過程を記した公文書、これは存在していないということなのですか。

○石川立地担当課長 知事のトップセールスについてであります。ラピダス社に対する知事の

プレゼンの実施に当たりましては、担当部において、ラピダス社の概要や同社に対する誘致活動の状況、プレゼン実施案などについて取りまとめた文書により知事に説明を行い、その場で了解を得てトップセールスの実施を決定したところであり、詳細な議事録は作成しておりませんが、その文書をもって決定の記録として考えていたところであり、今後の記録の作成につきましては、道の規則等に基づき、適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○真下紀子委員 いやいや、この議事録は存在していないということなのですからけれども、企業情報に関わるということであれば、情報公開条例に基づいて開示されるときに一定程度、黒塗りにするというのは、これは理解できます。

しかし、私が聞いているのは、道議会の決算特別委員会に対して——道が実施した事業や予算執行が適切だったのか議論するこの決算特別委員会ですよ。この委員会に対して、必要とする最低限の公文書がないということになれば、説明責任が果たせないのじゃないのでしょうか。誘致決定というのは、ブラックボックスで行われたのですか。この点、きちっと説明していただきたい。

事業執行の妥当性を検証できる資料の作成や提供は、執行機関の義務であります。現状のままでは、この責任を到底果たし得ないと考えるのですけれども、議会による事業執行の妥当性の検証をあなたたちはどう保証するのですか。

○石川立地担当課長 企業誘致についてであります。道が誘致活動を行う中で知り得た企業の経営方針や戦略等の情報は厳に秘密を保持することが必要であり、その情報を開示することは、法人の競争上や事業運営上の地位などが不当に損なわれるとともに、企業からの信頼を失い、道の企業誘致の取組に大きな支障を来しますことから、道の情報公開条例に基づき、その開示は差し控えさせていただきますが、今後とも、企業誘致に向けた道の各種の取組の状況などにつきましては、適切に情報の提供や説明に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○真下紀子委員 これは全く納得できません。一応聞いておきますけれども、この情報管理について、ラピダス社から道に対して情報管理に関する要請や申入れがあったのか、具体的にはどのような情報のことについて要請があったのですか。

○石川立地担当課長 情報の管理についてであります。ラピダス社からは、道に対し、接触当初から、様々な機会を通じ、同社との接触ややり取りの内容についてはくれぐれも漏えいのないよう情報管理を求められているところであります。

以上です。

○真下紀子委員 情報公開条例のどこに該当するのか判断をしたのですか、それぞれについて事細かに。

○石川立地担当課長 情報公開条例に基づき判断して、情報開示をさせていただいております。

以上です。

○真下紀子委員 開示請求に基づいて提出された資料と、私どもに提出された資料とでは違いがあるのですよね。本当に一つ一つ細かく該当箇所についてどこまで開示できるのかということを確認するということであれば、これは丁寧な対応をしなければいけないというふうに思います。全て黒塗りにすればいいというものではないということをおし上げておきます。

別の角度でちょっと質問してまいりますけれども、昨年度、道がラピダス社誘致に乗り出す段階において、道内の主な半導体関連企業の実態について、道は、一定の把握をしていたと答えておりましたけれども、間違いありませんか。

○石川立地担当課長 道内の半導体関連企業についてであります。本道では、大手半導体メーカーなどの製造拠点が立地し、世界シェアトップを誇るスマートフォンの充電を制御する半導体や、半導体の基材となるシリコンウエハーなどの生産が行われており、近年、需要拡大に対応した工場の増設等の動きが見られるところであります。

また、自動車のエンジンなどのシステムに使用される半導体センサーのメーカーや半導体製造関連の装置メーカーなど、半導体に関連する企業の立地も見られるところであります。

道では、ラピダス社誘致の以前より半導体関連企業の誘致に取り組んできており、こうした道内の既存の半導体関連企業に関する情報の収集にも努めていたところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 情報収集に努めていたことは分かりますけれども、あまり詳細には把握されていないんじゃないかと思うのですよね。

それで、道内の半導体関連企業がラピダス自身にとってどのようなメリットがあるのかを知事はプレゼンで伝えたのでしょうか。また、ラピダス社誘致により、本道の半導体関連企業にどのような相乗効果が見込まれるのか、誘致を行う時点で判断していたのか、お聞きします。

○石川立地担当課長 ラピダス社に対するアピールについてであります。ラピダス社に対する知事のプレゼンにおきましては、本道の優位性として、豊富な水資源や再生可能エネルギー、人材確保のしやすさ、自然に囲まれた広大な産業用地などについてアピールするとともに、半導体の製造に加え、研究や人材育成が一体となった複合拠点の実現に向け、限られた時間の中でプレゼンを行ったところであります。

また、ラピダス社の立地による効果としましては、本道における半導体関連産業の集積の促進や地元理系人材をはじめとする雇用の創出など、本道経済の活性化に大きく寄与することが期待されているところであります。

以上であります。

○真下紀子委員 本道の優位性について、再生可能エネルギーについて優位性があると御答弁をされましたけれども、これは、賦存量が優位であって、実際に発電しているわけではないのですか。電力は再生可能エネルギーで賄われる、そう見込んで説明したのですか。

○石川立地担当課長 電力につきましても、再生可能エネルギーで賄われるということをおし上げておりました。

以上です。

○真下紀子委員 そんなことは実現性がないじゃないですか、実際に事業化されて初めて発電されるわけですから。賦存量をもって優位性があるとは言い難いわけですから、では、どこまで発電されるのか、具体的に見ていきたいというふうに思います。原発の再稼働に頼ることなく、再生可能エネルギーだけでラピダス社は電力需要に応じていくということなのだというふうに今受け止めたので、そういう答弁をされたということは、ぜひ、このところは確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、企業の機密事項を守ろうとする一方、道民が知ることのできる公文書がないということは、これはあってはならないわけなのに、経済部ではこういうことが起きているということです。私どもは、これまでも、公文書に関する現行規定だけでは透明性を確保することはできないと繰り返し指摘をしてきました。企業の秘匿事項と道が判断しさえすれば際限なく公文書の情報が開示されないということは、あってはならないと思います。きちっとこのところは検討が必要だと思います。

また、行政の政策決定過程を示す公文書を作成していないということは、道民の知る権利が侵害されて、道は説明責任を果たしているとは言えないということになるのですよね。ラピダス社誘致が妥当だと主張できる根拠をあなたたちは持っていないということなのです。道民の多額の税金を投じてラピダス社誘致を行おうとするなら、その妥当性について客観的な根拠を道民の前に明らかにして、事業執行の妥当性の判断を道民に委ねるべきであります。

これまでの姿勢を改めるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○中島経済部長 企業誘致に関する情報公開についてであります。道が企業誘致活動を行う中で知り得た企業の経営方針や戦略等の情報は、厳に秘密を保持することが必要でございます。そうした中、道が企業の情報を開示することは、企業からの信頼を失い、道の企業誘致の取組に大きな支障を来しますことから、そうした文書の開示を控えているところでございます。

道といたしましては、今後とも、企業誘致に向けた各種取組の状況などにつきましては、適切に情報の提供や説明を行うなど、引き続き、各種規定に沿って情報の公開に努めますとともに、ラピダス社のプロジェクトの成功に向けましては、道民の皆様にご理解を深めいただき、共感を得ることが重要であると考えておりますことから、道内各地でセミナーを開催するなど、様々な機会を捉えて情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 今、部長は、各種規定に沿って情報の公開に努めると御答弁されました。

公文書管理規則によりますと、意思決定に関する公文書の作成については、本庁等の最終的な意思決定のみならず、本庁等の内部における検討や外部の関係機関等との協議など、重要な経緯、過程について公文書を作成することと明記されております。これに反していたわけですから、当然、今の答弁では納得できませんので、知事に直接伺いたいと思います。お取り計らいをお願いいたします。

【第2分科会 11月13日 第4号】

次に、観光政策について伺ってまいります。

まず、観光施策に関して、過去5年の観光局の決算状況について、前年比、執行率を併せてお示し願います。

第3回定例会で答弁された、コロナ禍における700億円を超える緊急対策が効果的に執行されたのかも併せてお聞きをします。

○鈴木一磨副委員長 観光振興課長藤田栄一郎君。

○藤田観光振興課長 予算額等の推移についてでございますが、平成30年度の予算額20.3億円に対する決算額が19.5億円で執行率は95.7%、令和元年度は、予算額17億円で前年度比83.4%、決算額が16.3億円で執行率は95.8%、令和2年度は、予算額94.1億円で前年度比554.3%、決算額が42.9億円で執行率45.6%、令和3年度は、予算額734.1億円で前年度比780.3%、決算額が142.8億円で執行率は19.5%、令和4年度は、予算額785.9億円で前年度比107.1%、決算額が535.5億円で執行率は68.1%となっております。

この間、コロナ禍で実施した旅行割引事業などが、感染状況の悪化により期間が短縮、延期されたことなどから、各年度の執行率にも影響が生じましたが、可能なものは翌年度に繰り越し、できる限り効果的な執行に努めてまいりました。

以上でございます。

○真下紀子委員 期間が短縮、延期されたものは翌年度にという答弁でしたね。

ただ、執行率が低く見えるのですけれども、実際には莫大な予算が投じられて、決算額はコロナ前の3倍、8倍、26倍以上と執行額が莫大になっていて、使い切れないほど予算が投じられたのだなということが分かりました。

そこで、知事が本道観光の広告塔として期待する観光振興機構は、新税の執行者ともなり得るということなので、その負担金事業についてどうなのかということをお聞きしてまいりたいと思います。

機構側の要望額と予算、決算、執行率は、この5年間、どのような推移になっていますか。

○藤田観光振興課長 負担金事業の予算、決算の推移などについてでございますが、観光振興機構の負担金事業に関する要望額は、平成30年度は17.8億円、令和元年度は18.8億円、令和2年度は18.5億円、令和3年度は19.4億円、令和4年度は21.8億円となっております。

また、負担金事業の予算額、決算額、執行率は、平成30年度は、予算17.6億円、決算17.1億円で執行率が97.2%、令和元年度は、予算15.6億円、決算15.1億円で執行率が96.8%、令和2年度は、予算16億円、決算13億円で執行率が81.3%、令和3年度は、予算21億円、決算19.2億円で執行率が91.4%、令和4年度は、予算17.3億円、決算14.4億円で執行率が83.2%となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 そこで、伺いますけれども、今年の第1回定例会でも、さきの第3回定例会でも、令和4年度——2022年度の観光振興機構との負担金事業の契約状況についてお聞きをしてお

ります。

決算特別委員会の場で改めて確認したいと思うのですが、全ての事業がプロポーザル契約になっていますが、プロポーザル契約の委託事業数と契約方法、そのうち1者のみの契約の件数についてお示してください。

○藤田観光振興課長 負担金事業の契約件数などについてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業における委託契約の件数は78件で、全てプロポーザル方式の契約となっております。うち、1者のみのプロポーザル参加の契約の件数につきましては、39件となっております。

なお、3定議会で答弁した際には、委託契約の件数を79件、うち、1者のみのプロポーザル参加の件数を40件といたしておりましたが、機構で再確認いたしましたところ、1件は負担金事業でないことが判明いたしました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

以上でございます。

○真下紀子委員 機構での確認不足なのですね。でも、道においてもこの事業執行が適正であるということを十分確認していれば、このような間違いは起きなかったはずなのです。

そこで、具体的に伺ってまいりますけれども、プロポーザル参加者数ごとに当該事業数と割合をお示してください。

○藤田観光振興課長 プロポーザルへの参加者数などについてでございますが、プロポーザルを実施した78件のうち、1者の参加については39件で全体の50%、2者の参加については25件の32.1%、3者の参加については7件の9%、4者の参加については2件の2.6%、5者の参加については3件の3.8%、6者の参加については2件の2.6%となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 プロポーザル契約とはいえ、一者契約というのが5割を占める、50%というのは異例なことなのですよ。

それで、「プロポーザル方式による契約の取り扱いについて」というのが道にはあります。このプロポーザル方式による契約の取扱いに準じて、一者契約が50%を妥当とした理由を記した記録というのは各事業ごとに残されているのでしょうか。これは、残すことになっているのですよ。残されていますか。

○藤田観光振興課長 機構においては、プロポーザル方式によることを決定する際、その理由は付していないと承知しております。

○真下紀子委員 そうしたら、資料要求したときにどうして出してこないのでしょうか。決算特別委員会に対して、資料として提出すべきだったのではないのでしょうか。議会軽視ではないかというふうに思いますので、後で提出の措置をお願いしたいと思います。委員長、お取り計らいをお願いいたします。

それから、2022年度の負担金事業では、いわゆる落札率に相当する予算上限額に対する契約金額が100%の事業というのはどのくらいありますか、また、全体事業数に占める割合と併せてお

示し願います。

○藤田観光振興課長 契約金額についてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業78件のうち、予算上限額に対する契約金額が100%の事業数は37件となっており、全体に占める割合は47.4%となっております。

以上でございます。

○真下紀子委員 プロポーザル契約だからといって、予算を使い切りしていいということにはなっていないわけです。道のプロポーザル契約では、談合防止のために予算上限額と入札予定価格も示されている場合もあります。企画の魅力で判断される契約ですけれども、決して予算を使い切るという前提にはなっていないわけです。

また、一般競争入札への移行というのも検討しなければならないというふうに、先ほど紹介した「プロポーザル方式による契約の取り扱いについて」に書いてありますので、これに準じて進めていくことが必要だということ、今回、この場では指摘しておきます。

契約の予算上限額と契約金額との比率について、2018年度——平成30年度に質問した際、77事業で95.9%と答えていました。2022年度の全体の比率ではどうなっているのかだけお答えください。

○藤田観光振興課長 契約金額の比率についてでございますが、令和4年度の観光振興機構の負担金事業全体における予算上限額と契約金額との比率は98%となっております。

○真下紀子委員 95.9%から98%に上昇している、悪化していると言ってもいいかと思うのですが、この点をどう受け止めましたか。

○藤田観光振興課長 プロポーザル方式の契約についてでございますが、機構が実施する委託事業については、全て公募によるプロポーザル方式により適正に行われていると承知しております。発注する業務の内容によっては、結果として1者のみの参加や、公示している予算上限額と同額の契約となる場合もあると考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 でも、全体としては、いわゆる落札率は上がっているわけですよ。98%というのは、一般競争入札で言えば、談合が疑われるような水準なのですよね。だから、上昇しているということは、やはり、制度設計に問題があるのじゃないかと言われても仕方ないと思うのです。

私は、プロポーザル契約を否定しているわけではないですよ。予算上限額になるのも分かります。しかし、努力が足りないのじゃないかと思うのです。よりよい事業をより安い価格で契約をしていくことが行政の仕事であります。よい事業を条件としても、競争性を保ち、公正、公平、効率的に契約を行わなければならない、これが行政の仕事であります。

全てがプロポーザル契約で、1者入札が50%、100%入札が47.4%に上って、幾ら予算上限額を企画指導指示書で示しているとはいえ、これだけ100%の契約があるということは、競争性が確保されているとは言えない状況だと言わざるを得ないと思うのです。

道民の税金で負担している機構の事業が、競争性を持ち、公正、公平、効率的に行われているのか、行政である道は、負担金事業の執行状況をどのように確認しているのでしょうか。

○鈴木一磨副委員長 観光局長近藤広秋君。

○近藤観光局長 まず、負担金事業についてでございますが、機構が実施するプロポーザル方式による委託契約については、道の要綱等も参考にしながら適正に行われていると承知しておりますが、今後、機構において、課題等を検証しながら、より効果的な対応ができるよう、道としても必要な助言等を行ってまいります。

また、負担金事業の執行状況についてであります。負担金事業については、その事業の趣旨からも、機構と道が一体となって進めていくことが求められておきまして、道では、プロポーザル審査会への参加や事業の進捗状況の把握、事業終了後の審査などを通じ、負担金事業の適正かつ効果的な執行に努めております。

以上でございます。

○真下紀子委員 やはり、このところは、道が行政としての機能をしっかり発揮していただいて、税金を効率的に使っているのだと胸を張れるように改善を図っていただきたいと申し上げておきます。

契約状況についてお聞きしてきたわけですが、競争性が発揮されているとは言い難い状況が明らかになりました。執行状況の確認も、今ほど、審査をしているということだったのですけれども、きちっとできているとは言えない状況も明らかになりました。

そこで、道と機構の意見交換は、随時、親密に行われていると聞いておりますが、どのようになされているのか、また、機構による負担金事業の予算編成の流れについて御説明願いたいと思います。

○近藤観光局長 負担金事業についてであります。道では、民間のノウハウやネットワークを活用し、効果的に観光施策を推進するため、観光振興機構との連携による事業を負担金事業として予算計上しております。

機構と道は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見を随時交換しておりますが、予算編成に当たっては、機構からの提案要望を参考としつつ、道として、事業の進捗状況や効果、課題などを把握するとともに、新たな観光ニーズなども踏まえ、事業の精査を行っております。

以上でございます。

○真下紀子委員 その段階で、政策意思決定過程については、記録を残して道民に対する説明責任を果たすべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○近藤観光局長 機構との意見交換などの記録についてでございますが、道と機構は、日々の業務を通じ、様々な段階で情報や意見を随時交換しており、それらを記録として残しているわけではありませんが、予算編成に当たりましては、機構からの提案要望を参考としつつ事業の精査を行っていることから、機構から道への要望に関する開催結果などについては記録として保管しております。

以上でございます。

○真下紀子委員 私が申し上げたのは、機構から道への要望に関してどうしたかという開催結果というよりも、一つ一つの事業を決定していくに当たって、企画提案をする機構側と、機構側はさらに指示書を作成するわけですから、その機構側と予算の積算を行う道との間でどのような意見交換の上に決定をされてきたのか、これは説明責任が生じるわけですね。一体となってと言いますが、道と機構とは民間と行政の違いがあるわけで、そここのところは一定の緊張感を持って付き合わなければいけないと思うのです。

ここに説明責任が生じると考えるのですけれども、こうしたことをきちっと説明できるように、記録を作成していくなどの改善をすべきと考えますけれども、観光振興監のお考えを伺いたしたいと思います。

○鈴木一磨副委員長 経済部観光振興監榎信彦君。

○榎経済部観光振興監 意見交換等における記録についてでございますが、先ほど申しましたとおり、道では、負担金事業などを効果的に推進するため、機構とは、日々の業務を通じ、各事業の進捗状況や課題などについて情報や意見の交換を随時行っておりますが、これらの記録等については、道の規則等に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 お言葉にはされませんでしたけれども、今までの事業ごとの決定事項については不十分さがあったということを確認した上で、道の関係規定などに沿って改善を図るということだったので、先ほども御紹介申し上げたとおり、意思決定に関わる公文書の作成というのは、どうしても道民に対する説明責任を果たす上で重要なのですよね。特に、観光振興機構との関係で言えば、道と機構との間に緊張感や牽制機能というのがなくなってしまっているのじゃないかというふうに感じるところです。ですから、行政としての役割を果たすということで、この説明責任と牽制機能というものをしっかりと保ちながら、観光施策を進めていくことが必要だというふうに私は考えております。

それで、当時の観光振興監が機構改革のPTに入って様々なことを発言しておりました。しかしながら、その時点では、まだ、市町村が進めようとしている観光目的の新税に関しては調整が必要だという段階だったわけです。これを道のほうから、道の観光振興監の入っているPTから機構に対して、観光振興税を道として先んじてやってもいいような発言をするということは、これはちょっと問題じゃないかなと思ったのですけれども、観光振興監は、行政の見地からこのときどのような見解を持ってアドバイスをしたり参加をしていたのか、お聞きしておきたいと思えます。

○榎経済部観光振興監 新税の検討などについてでございますが、道では、観光振興を目的とした新税に関し、観光審議会からの答申を踏まえ、令和元年よりその導入に向けた検討を進めてきており、コロナ禍での中断はあったものの、現在も検討を継続しているものでございます。

また、当時の観光振興監の機構改革プロジェクトチームへの参画につきましては、機構から依

頼があり、道として、観光行政の立場から必要かつ専門的な助言を行うため、御依頼に応じたものでございます。

以上です。

○真下紀子委員 ちょっと質問とかみ合わないところがあるのですが、観光目的税について、市町村が行うものと、それから道が行うものと重複することは分かっている、その調整過程にあったわけですね。それに先んじて、なぜ、道が、観光振興税の創設をわざわざ機構に、道に求めるように要望したのかということ聞いたわけですが、そこところが、やはり、お互いに機構と道の間の緊張感のない関係によってないがしろにされていたのじゃないかというふうに思います。

この点についても、観光施策について納得がいきませんので、知事に直接伺いたいと思います。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○鈴木一磨副委員長 真下委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木一磨副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月14日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時3分散会